

2025年度

大学院の手引

獨協大学大学院

法 学 研 究 科

外 国 語 学 研 究 科

経 済 学 研 究 科

目 次

2025年度大学院年間行事予定	2
研究指導計画	4
教育目的・3つのポリシー	15
履修科目の登録・授業に関すること	
履修科目の登録	19
教職課程・司書課程・日本語教員養成プログラムについて	20
授業について	21
成績について	22
大学院留学制度	23
法学研究科履修規程	24
外国語学研究科履修規程	25
外国語学研究科博士前期課程（1年コース）の履修に関する細則	30
経済学研究科履修規程	33
学位論文に関すること	
修士論文について	37
特定課題研究成果について	40
博士論文について	42
学位申請論文審査基準	48
施設の利用・援助制度	
1. 大学院学生共同研究室の利用について	51
2. 大学院専用複写室の利用について	51
3. プリンタのトナー交換について	51
4. 図書館の利用について	51
5. 学会出席補助について	52
6. 奨学金制度	53
7. PCの貸出について	53
大学院事務室で扱う事務、証明書の発行	54
研究生・聴講生・科目等履修生・委託研修生・特別聴講学生制度	55
諸規程集	
獨協大学大学院学則	56
（参考）獨協大学学則（抄）	65
獨協大学学位規程（抄）	65
学位申請論文提出に関する細則	67
研究報告提出に関する細則	67
獨協大学大学院博士學位論文等のインターネットによる公表に関する内規	67
入学前に修得した単位の認定に関する内規	67
獨協大学大学院外国語学研究科における長期留学の資格と条件に関する内規	68
獨協大学大学院奨学金規程	68
獨協大学大学院奨学金規程施行細則	68
獨協大学大学院応急奨学金規程	69
獨協大学大学院応急奨学金規程施行細則	69
獨協大学大学院国際奨学金規程	69
獨協大学大学院国際奨学金規程に関する細則	70
研究生に関する規程	70
聴講生・科目等履修生に関する細則	71
科目等履修生の英語教育研修プログラムに関する内規	71
委託研修生に関する細則	72
特別聴講学生に関する細則	72
大学院英米文学・英語学分野の単位互換制度に関する協定書	72
大学院英米文学・英語学分野の単位互換に関する細則	73
大学院委託聴講生（フランス語フランス文学専攻）に関する協定書	73
委託聴講に関する細則	73
獨協大学大学院フランス語学専攻の単位互換に関する内規	73
大学院学生共同研究室利用規程	74
（附）教室配置図	75

2025年度大学院年間行事予定

春学期：4月1日（火）～9月23日（火・祝）

秋学期：9月24日（水）～3月31日（火）

	行事予定及び振替授業等		修 士 論 文		特定課題研究
4月	1（火） 1（火）～5（土） 2（水）～4（金） 5（土）～8（火） 9（水） 23（水） 29（火） 30（水）	入学式・ガイダンス 奨学金願書受付期間 履修登録表受付期間 履修登録確認・修正期間 春学期授業開始※1 奨学金面接選考 授業日（昭和の日） 休講（4/29の振替）			
5月	1（木）、2（金） 5（月） 6（火）	休講（5/5、5/6の振替） 授業日（こどもの日） 授業日（5/4の振替休日）	6（火）～10（土）	題目届提出期間	
6月			27（金）		題目届提出期限
7月	2（水）～4（金） 31（木）	大学院説明会（第1回） 春学期授業終了※1	2（水）	《経》中間報告会、論文の構成 ・文献目録の書き方ガイダンス	
8月	2（土） ～9/23（火・祝）	夏季休業	20（水）～22（金）	《法》《外》中間報告レジュメ ・題目変更届提出期間	中間報告レジュメ・題目変更届提出期間
9月	8（月） 8（月）～22（月） 24（水） 24（水）・25（木）	成績通知（春学期完結科目） 成績疑義照会 秋学期授業開始※1 履修登録修正（教職科目登録者）	3（水）～5（金） 24（水）	《経》中間報告要旨・題目変更届提出期間 《法》《外》中間報告会	中間報告会
10月	上旬 13（月） 22（水） 28（火）～30（木） 31（金）	教員免許状一括申請書類受付 授業日（スポーツの日） 授業日（創立記念日） 大学院説明会（第2回） 休講（大学祭期間）	4（土）	《経》中間報告会	
11月	1（土） ～3（月・祝） 24（月） 26（水）	休講（大学祭期間） 授業日（11/23の振替休日） 休講（11/24の振替）	5（水）	《経》論文テーマ発表会（1年生） ガイダンス 《経》論文の構成・文献目録の提出期限	
12月	23（火） ～1/4（日）	冬季休業	1（月） 中旬	題目変更届提出期限 《経》論文一時提出（本紙・要旨）期限 修士論文提出用表紙配付	題目変更届提出期限 特定課題研究提出用表紙配付
1月	5（月） 17（土） 30（金）	秋学期授業再開 休講（大学入学共通テスト） 秋学期授業終了※1	7（水）～14（水） 19（月）	論文（本紙・要旨）提出期間 要旨製本・最終試験時間割配付	特定課題研究（本紙・要旨）提出期間 要旨製本・最終試験時間割配付
2月	25（水）	修了発表	5（木） 25（水）	論文審査最終試験（口頭試問） 《経》論文テーマ発表会（1年生） 修了発表	特定課題研究最終試験（口頭試問） 修了発表
3月	19（木） 20（金・祝） 20（金・祝）～ 次年度履修登録最終日 25（水）～31（火）	大学休業日（3/20の振替） 学位記授与式 成績通知 成績疑義照会（修了生） 成績疑義照会（修了生以外） 春季休業	20（金・祝）	学位記授与式	学位記授与式

授業時間帯	1時限	9：00～10：40	4時限	15：30～17：10
	2時限	10：55～12：35	5時限	17：20～19：00
	3時限	13：35～15：15	6時限	19：10～20：50

※1 通年科目は春学期・秋学期授業期間を通して28回の授業となります。
半期科目は春学期又は秋学期授業期間内に14回の授業となります。

大学院事務室窓口取扱時間	
月～金	9：00～12：00 13：00～17：00
土	9：00～12：00

* 夏季休業期間の窓口取扱時間については大学ホームページ等で確認してください。

	博 士 論 文					
	法学研究科		外国語学研究科		経済学研究科	
4月			4(金)	論文題目届の提出期限		
5月	31(土)	入学時研究計画書の提出期限(1年次)	16(金) 31(土)	中間報告書の提出期限 中間報告会開催期限 入学時研究計画書の提出期限(1年次)	31(土)	入学時研究計画書の提出期限(1年次)
6月						
7月					1(火) 中旬	論文題目届、参考論文の提出期限 研究報告会の開催
8月						
9月			1(月)	論文(本紙・要旨)の事前提出期限	1(月)	論文(本紙・要旨)の事前提出期限
10月	1(水)	論文題目届の提出期限				
11月	4(火)	論文(本紙・要旨)の提出期限	4(火)	論文(本紙・要旨)の提出期限	4(火)	論文(本紙・要旨)の提出期限 (事前審査で「一部修正の上受理」とされた場合) 年次研究報告会ガイダンス(1年次)
12月						
1月					30(金)	年次研究報告書の提出期限
2月	5(木) 25(水)	論文審査最終試験(口頭試問) 修了発表	5(木) 25(水)	論文審査最終試験(口頭試問) 修了発表	5(木) 25(水)	論文審査最終試験(口頭試問) 年次研究報告会(1年次) 修了発表
3月	20 (金・祝)	学位記授与式	20 (金・祝) 31(火)	学位記授与式 年次研究報告書の提出期限 研究計画書の提出期限 (在学中に論文提出の場合:2年次)	20 (金・祝)	学位記授与式

研究指導計画

法学研究科

<博士前期課程>

博士前期課程では、修士論文の完成を目標に、指導教員ならびに副指導教員による指導の下で2年にわたり研究計画の進捗状況を確認しながら研究の継続が求められます。法学研究科では、以下のスケジュールに沿って研究指導を進めていきます。

年次	時期	内 容
1 年次	4－6 月	指導教員・副指導教員の決定、授業科目の決定（4 月） 【主たる指導内容】 ・研究倫理について ・入学時の研究計画を踏まえた指導教員・副指導教員との研究計画の策定 ・研究テーマに関連する文献調査 ・授業科目の受講などを通じた総合的・専門的知識の修得
	7－9 月	【主たる指導内容】 ・研究テーマに関連する文献調査 ・授業科目の受講などを通じた総合的・専門的知識の修得の継続 ・長期休暇を利用した調査研究、実地調査、フィールドワーク
	10－12 月	【主たる指導内容】 ・研究テーマに関連する文献調査 ・授業科目の受講などを通じた総合的・専門的知識の修得の継続
	1－3 月	【主たる指導内容】 ・研究テーマに関連する文献調査 ・授業科目の受講などを通じた総合的・専門的知識の修得の継続 ・長期休暇を利用した調査研究、実地調査、フィールドワーク
2 年次	4－6 月	授業科目の決定（4 月） 題目届の提出（5 月） 【主たる指導内容】 ・研究倫理について ・修士論文の執筆 ・研究テーマに関連する文献調査 ・授業科目の受講などを通じた総合的・専門的知識の修得の継続
	7－9 月	題目変更届の提出（8 月） 中間報告レジュメの提出（8 月） 中間報告会（9 月） 【主たる指導内容】 ・修士論文の執筆 ・研究テーマに関連する文献調査 ・授業科目の受講などを通じた総合的・専門的知識の修得の継続 ・長期休暇を利用した調査研究、実地調査、フィールドワーク
	10－12 月	題目変更届の提出（12 月） 【主たる指導内容】 ・修士論文の執筆 ・研究テーマに関連する文献調査 ・授業科目の受講などを通じた総合的・専門的知識の修得の継続
	1－3 月	修士論文（本紙・要旨）の提出（1 月） 最終試験（口頭試問）（2 月） 学位の授与（3 月）

<博士後期課程>

博士後期課程では、博士論文の完成を目標に、指導教員ならびに副指導教員による指導の下で3年にわたり研究計画の進捗状況を確認しながら研究の継続が求められます。法学研究科では、以下のスケジュールに沿って研究指導を進めていきます。

年次	時期	内 容
1 年次	4－6 月	指導教員・副指導教員の決定、授業科目の決定（4 月） 入学時研究計画書の提出（5 月） 【主たる指導内容】 ・研究倫理について ・入学時の研究計画を踏まえた指導教員・副指導教員との研究計画の策定 ・研究テーマに関連する文献調査 ・授業科目の受講などを通じた専門的知識の修得
	7－9 月	【主たる指導内容】 ・研究テーマに関連する文献調査 ・授業科目の受講などを通じた専門的知識の修得の継続 ・長期休暇を利用した調査研究、実地調査、フィールドワーク
	10－12 月	【主たる指導内容】 ・研究テーマに関連する文献調査 ・授業科目の受講などを通じた専門的知識の修得の継続
	1－3 月	【主たる指導内容】 ・研究テーマに関連する文献調査 ・授業科目の受講などを通じた専門的知識の修得の継続 ・長期休暇を利用した調査研究、実地調査、フィールドワーク
2 年次	4－6 月	授業科目の決定（4 月） 【主たる指導内容】 ・研究倫理について ・1年次の研究成果を踏まえた研究計画の見直しと確認 ・博士論文の執筆 ・論文テーマに関連する文献調査 ・授業科目の受講などを通じた専門的知識の修得の継続
	7－9 月	【主たる指導内容】 ・博士論文の執筆 ・論文テーマに関連する文献調査 ・授業科目の受講などを通じた専門的知識の修得の継続 ・長期休暇を利用した調査研究、実地調査、フィールドワーク
	10－12 月	【主たる指導内容】 ・博士論文の執筆 ・論文テーマに関連する文献調査 ・授業科目の受講などを通じた専門的知識の修得の継続

	1 - 3 月	【主たる指導内容】 ・ 博士論文の執筆 ・ 論文テーマに関連する文献調査 ・ 授業科目の受講などを通じた専門的知識の修得の継続
3 年次	4 - 6 月	授業科目の決定（4 月） 【主たる指導内容】 ・ 研究倫理について ・ 博士論文の執筆 ・ 論文テーマに関連する文献調査 ・ 授業科目の受講などを通じた専門的知識の修得の継続
	7 - 9 月	【主たる指導内容】 ・ 博士論文の執筆 ・ 論文テーマに関連する文献調査 ・ 授業科目の受講などを通じた専門的知識の修得の継続
	10 - 12 月	博士論文題目届の提出（10 月） 博士論文・要旨の提出（11 月） 【主たる指導内容】 ・ 博士論文の執筆 ・ 博士論文の修正と完成 ・ 論文審査最終試験の準備
	1 - 3 月	論文審査最終試験（2 月） 学位の授与（3 月）

外国語学研究科

<博士前期課程>

博士前期課程では、修士論文の完成を目標に、指導教員ならびに副指導教員による指導の下で2年にわたり研究計画の進捗状況を確認しながら研究の継続が求められます。外国語学研究科では、以下のスケジュールに沿って研究指導を進めていきます。

年次	時期	内 容
1 年次	4 - 6 月	指導教員・副指導教員の決定、授業科目の決定（4月） 【主たる指導内容】 ・研究倫理について ・入学時の研究計画を踏まえた指導教員・副指導教員との研究計画の策定 ・研究テーマに関連する文献調査 ・授業科目の受講などを通じた総合的・専門的知識の修得
	7 - 9 月	【主たる指導内容】 ・授業科目の受講などを通じた総合的・専門的知識の修得 ・研究テーマに関連する文献調査 ・長期休暇を利用した文献収集、調査研究、フィールドワーク
	10 - 12 月	【主たる指導内容】 ・研究テーマに関連する文献調査 ・授業科目の受講などを通じた総合的・専門的知識の修得
	1 - 3 月	【主たる指導内容】 ・研究計画と修士論文執筆計画の見直し ・研究テーマに関連する文献調査 ・長期休暇を利用した文献収集、調査研究、フィールドワーク
2 年次	4 - 6 月	授業科目の決定（4月）、修士論文題目届の提出（5月） 【主たる指導内容】 ・研究倫理について ・授業科目の受講などを通じた総合的・専門的知識の修得 ・研究テーマに関連する文献調査 ・研究テーマに関する研究 ・修士論文の執筆
	7 - 9 月	修士論文中間報告レジュメ・題目変更届の提出（8月）、中間報告会での報告（9月） 【主たる指導内容】 ・授業科目の受講などを通じた総合的・専門的知識の修得 ・研究テーマに関連する文献調査 ・研究テーマに関する研究の継続 ・修士論文の執筆、長期休暇を利用した文献収集、調査研究、フィールドワーク
	10 - 12 月	修士論文題目変更届の提出（12月） 【主たる指導内容】 ・授業科目の受講などを通じた総合的・専門的知識の修得 ・中間報告会での指摘に基づいた研究内容の修正 ・研究テーマに関する研究の継続 ・修士論文の執筆
	1 - 3 月	修士論文（本紙・要旨）の提出（1月）、修士論文最終試験（口頭試問）（2月）、学位の授与（3月） 【主たる指導内容】 ・修士論文最終試験の準備

＜博士前期課程（１年コース）＞

博士前期課程（１年コース）では、特定課題研究の完成を目標に、指導教員ならびに副指導教員による指導の下で通年にわたり研究計画の進捗状況を確認しながら研究の継続が求められます。外国語学研究科では、以下のスケジュールに沿って研究指導を進めていきます。

年次	時期	内 容
1 年次	4－6 月	指導教員・副指導教員の決定、授業科目の決定（４月）、特定課題研究題目届の提出（６月） 【主たる指導内容】 ・研究倫理について ・入学時の研究計画を踏まえた指導教員・副指導教員との研究計画の策定 ・研究テーマに関連する文献調査 ・授業科目の受講などを通じた総合的・専門的知識の修得
	7－9 月	特定課題研究中間報告レジュメ・題目変更届の提出（８月）、中間報告会での報告（９月） 【主たる指導内容】 ・授業科目の受講などを通じた総合的・専門的知識の修得 ・研究テーマに関連する文献調査 ・特定課題研究の作成 ・長期休暇を利用した文献収集、調査研究、フィールドワーク
	10－12 月	題目変更届の提出（12月） 【主たる指導内容】 ・授業科目の受講などを通じた総合的・専門的知識の修得 ・中間報告会での指摘に基づいた研究内容の修正 ・研究テーマに関連する文献調査 ・特定課題研究の作成
	1－3 月	特定課題研究（本紙・要旨）の提出（１月）、特定課題研究最終試験（口頭試験）（２月）、学位の授与（３月） 【主たる指導内容】 ・特定課題研究最終試験の準備

<博士後期課程>

博士後期課程では、博士論文の完成を目標に、指導教員ならびに副指導教員による指導の下で3年にわたり研究計画の進捗状況を確認しながら研究の継続が求められます。外国語学研究科では、以下のスケジュールに沿って研究指導を進めていきます。

年次	時期	内 容
1 年次	4 - 6 月	指導教員・副指導教員の決定、授業科目の決定（4月）、入学時研究計画書の提出（5月） 【主たる指導内容】 ・研究倫理について ・入学時の研究計画を踏まえた指導教員・副指導教員との研究計画の策定 ・研究テーマに関連する文献調査 ・授業科目の受講などを通じた専門的知識の修得
	7 - 9 月	【主たる指導内容】 ・授業科目の受講を通じた専門的知識修得の継続 ・研究テーマに関連する文献調査 ・長期休暇を利用した文献収集、調査研究、フィールドワーク
	10 - 12 月	【主たる指導内容】 ・授業科目の受講を通じた専門的知識の修得 ・研究テーマに関連する文献調査 ・研究テーマに関する研究の継続
	1 - 3 月	年次研究報告書の提出（3月） 【主たる指導内容】 ・研究テーマに関する研究の継続 ・年次研究報告書の作成 ・長期休暇を利用した文献収集、調査研究、フィールドワーク ・研究の進捗状況により学会発表・雑誌論文の投稿
2 年次	4 - 6 月	授業科目の決定（4月） 【主たる指導内容】 ・研究倫理について ・1年次の研究成果を踏まえた研究計画の見直しと確認 ・研究テーマに関連する文献調査 ・研究テーマに関する研究の継続 ・研究の進捗状況により学会発表・雑誌論文の投稿
	7 - 9 月	【主たる指導内容】 ・研究テーマに関連する文献調査 ・研究テーマに関する研究の継続 ・研究の進捗状況により学会発表・雑誌論文の投稿 ・長期休暇を利用した文献収集、調査研究、フィールドワーク
	10 - 12 月	【主たる指導内容】 ・長期休暇中の研究進捗状況の確認 ・研究テーマに関連する文献調査 ・研究テーマに関する研究の継続 ・研究の進捗状況により学会発表・雑誌論文の投稿

	1 - 3 月	博士論文研究計画書の作成・提出（3 月）、年次研究報告書の作成・提出（3 月） 【主たる指導内容】 ・ 研究テーマに関する研究の継続 ・ 長期休暇を利用した文献収集、調査研究、フィールドワーク ・ 研究の進捗状況により学会発表・雑誌論文の投稿 ・ 研究計画の見直し、博士論文提出に向けてのスケジュールの確認
3 年次	4 - 6 月	博士論文題目届の提出（4 月）、博士論文中間報告書の提出（5 月）、中間報告会の開催（6 月） 【主たる指導内容】 ・ 研究倫理について ・ 研究テーマに関する研究の継続 ・ 中間報告会での指摘に基づいた研究の修正
	7 - 9 月	博士論文（本紙・要旨）の事前提出（9 月） 【主たる指導内容】 ・ 研究テーマに関する研究の継続
	10 - 12 月	博士論文査読委員の決定（10 月）、博士論文（本紙・要旨）の本提出（11 月） 【主たる指導内容】 ・ 博士論文の修正と完成 ・ 博士論文最終試験の準備
	1 - 3 月	博士論文審査最終試験（口頭試問）（2 月）、論文審査結果発表（2 月）、年次研究報告書の作成・提出（3 月）、学位の授与（3 月）

経済学研究科

<博士前期課程>

博士前期課程では、修士論文の完成を目標に、指導教員ならびに副指導教員による指導の下で2年にわたり研究計画の進捗状況を確認しながら研究の継続が求められます。経済学研究科では、それを支援・促進するものとして以下のような体制を整えています。

年次	時期	内 容
1 年次	4 - 6 月	指導教員・副指導教員の決定、授業科目の決定（4月） 【主たる指導内容】 ・研究倫理について ・入学時の研究計画を踏まえた指導教員・副指導教員との研究計画の策定 ・修士論文審査基準の確認 ・研究テーマ（研究テーマ決定後は「論文テーマ」と記す。）に関連する文献調査、授業科目の受講などを通じた知識修得
	7 - 9 月	主として2年生向けに行われる「中間報告会、論文の構成・文献目録の書き方に関するガイダンス」への参加（7月） 【主たる指導内容】 ・研究テーマに関連する文献調査、授業科目の受講などを通じた知識修得の継続 ・長期休暇を利用した調査研究、実地調査、フィールドワーク
	10 - 12 月	論文テーマ発表会ガイダンスの実施（11月） 【主たる指導内容】 ・修士論文テーマの決定と「論文テーマ発表会」に向けての準備 ・論文テーマに関連する文献調査、授業科目の受講などを通じた知識修得の継続
	1 - 3 月	論文テーマ発表会での報告（2月） 【主たる指導内容】 ・論文テーマ発表会で指摘された事項を踏まえた今後の研究計画の見直し ・長期休暇を利用した調査研究、実地調査、フィールドワーク
2 年次	4 - 6 月	授業科目の決定（4月） 題目届の提出（5月） 【主たる指導内容】 ・研究倫理について ・1年次の研究成果を踏まえた研究計画（特に修士論文執筆計画）の見直しと確認 ・修士論文提出に向けてのスケジュールの確認、論文審査基準の確認 ・修士論文の執筆
	7 - 9 月	中間報告会、論文の構成・文献目録の書き方に関するガイダンスの実施（7月） 中間報告要旨・題目変更届の提出（9月） 【主たる指導内容】 ・修士論文の執筆 ・フィールドワークの実施、分析、結果整理 ・中間報告会の準備

10－12月	中間報告会での報告（10月） 修士論文の構成・文献目録の提出（11月） 修士論文（本紙・要旨）の一時提出（12月） 題目変更届の提出（12月） 一時提出した修士論文の口頭試問（12月） 【主たる指導内容】 ・ 中間報告会での指摘に基づいた論文内容の修正 ・ 一時提出を目指した修士論文の暫定的完成 ・ 口頭試問での指摘に基づいた修士論文の修正
1－3月	修士論文（本紙・要旨）の提出（1月） 修士論文最終試験（口頭試問）（2月） 学位の授与（3月） 【主たる指導内容】 ・ 修士論文の完成 ・ 修士論文最終試験の準備 ・ 修士論文最終試験で指摘を受けた場合には論文の微修正

<博士後期課程>

博士後期課程では、博士論文の完成を目標に、指導教員ならびに副指導教員による指導の下で3年にわたり研究計画の進捗状況を確認しながら研究の継続が求められます。経済学研究科では、それを支援・促進するものとして以下のような体制を整えています。

年次	時期	内 容
1 年次	4－6 月	指導教員・副指導教員の決定、授業科目の決定（4月） 入学時研究計画書の提出（5月） 【主たる指導内容】 ・研究倫理について ・入学時の研究計画を踏まえた指導教員・副指導教員との研究計画の策定 ・博士論文審査基準の確認 ・研究テーマ（研究テーマ決定後は「論文テーマ」と記す。）に関連する文献調査、授業科目の受講などを通じた知識修得
	7－9 月	研究報告会への参加（7月） 【主たる指導内容】 ・研究テーマに関連する文献調査、授業科目の受講、研究報告会への参加などを通じた知識修得の継続 ・長期休暇を利用した調査研究、実地調査、フィールドワーク
	10－12月	年次研究報告会ガイダンスの実施（11月） 【主たる指導内容】 ・博士論文テーマの決定と「年次研究報告会」に向けての準備 ・論文テーマに関連する文献調査、授業科目の受講などを通じた知識修得の継続
	1－3 月	年次研究報告書の提出（1月） 年次研究報告会での報告（2月） 【主たる指導内容】 ・年次研究報告書の作成 ・年次研究報告会で指摘された事項を踏まえた今後の研究計画の見直し ・長期休暇を利用した調査研究、実地調査、フィールドワーク
2 年次	4－6 月	授業科目の決定、査読付学術誌への投稿および学会報告に係る計画の決定（4月） 【主たる指導内容】 ・研究倫理について ・1年次の研究成果を踏まえた研究計画（特に博士論文執筆計画）の見直しと確認 ・論文テーマに関連する文献調査、授業科目の受講などを通じた知識修得の継続 ・博士論文の執筆
	7－9 月	研究報告会への参加（7月） 【主たる指導内容】 ・論文テーマに関連する文献調査、授業科目の受講、研究報告会への参加などを通じた知識修得の継続 ・博士論文の執筆 ・長期休暇を利用した調査研究、実地調査、フィールドワーク

	10－12月	【主たる指導内容】 ・ 夏季休暇中の研究進捗状況の確認と研究計画（特に博士論文の執筆計画）の見直し ・ 論文テーマに関連する文献調査、授業科目の受講などを通じた知識修得の継続 ・ 博士論文の執筆
	1－3月	年次研究報告書の提出（1月） 【主たる指導内容】 ・ 年次研究報告書の作成 ・ 長期休暇を利用したフィールドワークの実施、分析、結果整理 ・ 博士論文の執筆
3年次	4－6月	授業科目の決定（4月） 【主たる指導内容】 ・ 研究倫理について ・ 2年次までの博士論文執筆を踏まえた研究計画（特に博士論文執筆計画）の見直しと確認 ・ 博士論文提出に向けてのスケジュールの確認、論文審査基準の確認 ・ 研究報告会の準備 ・ 博士論文の執筆
	7－9月	論文題目届・参考論文の提出（7月） 研究報告会の開催（7月） 事前審査のための論文査読委員の決定（7月） 博士論文（本紙・要旨）の事前提出（9月） 「論文事前審査結果」の報告（9月） 【主たる指導内容】 ・ 研究報告会での指摘に基づいた論文内容の修正 ・ 事前提出に向けた博士論文の完成
	10－12月	博士論文査読委員の決定（10月） 博士論文（本紙・要旨）の提出（事前審査で「一部修正の上受理」とされた場合）（11月） 【主たる指導内容】 ・ 「論文事前審査結果」を踏まえた博士論文の修正と完成 ・ 博士論文最終試験の準備
	1－3月	博士論文審査最終試験（口頭試問）（2月） 学位の授与（3月） 【主たる指導内容】 ・ 博士論文最終試験で指摘を受けた場合には論文の微修正

教育目的・3つのポリシー

獨協大学大学院博士前期課程

(理念・目的)

獨協大学大学院は、學術の理論及び応用を教授・研究し、精深な学識と研究能力を養い、又は、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

博士前期課程は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立ってさらに専攻分野を研究し、その分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを教育目的とする。

学位授与方針 (DP)

(学位授与要件、学位の種類)

本大学院は、修業年限を満たし、所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査又は特定課題研究の審査及び最終試験に合格し、以下の研究能力又は高度の専門性を修得した者に「修士 (専攻分野を付記)」の学位を授与する。

(学位の裏付けとなる「能力」)

1. 専攻分野を研究し、研究倫理を有し、その分野における研究能力 (学識、課題設定能力、調査力、分析能力及び論文執筆能力) 又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力 (知識・技能、課題設定能力、調査力、思考力及びレポート作成能力) を身に付けている。
2. 一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って国際社会・地域社会を多角的、専門的に理解する能力を身に付けている。

教育課程の編成・実施方針 (CP)

広汎な講義科目、専門的な演習科目及び論文執筆又は特定課題研究に係る指導により、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことができるカリキュラムを編成する。

入学者受け入れ方針 (AP)

(求める人物像)

本大学院では、獨協大学及び本大学院の教育目的に共感し、専攻分野における研究能力を高めようとする人物、又は修得した高度の専門性を活かし、社会に貢献しようとする人物を求める。

(出願要件)

大学卒業 (当該年度末卒業見込みを含む) 又はそれに相当する資格と学力を要する。

(入学者選抜方法)

書面、筆記、口述試験により、専門知識、外国語能力、志望動機、学修・研究意欲を問う。

獨協大学大学院博士後期課程

(理念・目的)

獨協大学大学院は、學術の理論及び応用を教授・研究し、精深な学識と研究能力を養い、又は、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

学位授与方針 (DP)

(学位授与要件、学位の種類)

本大学院は、修業年限を満たし、所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格し、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な以下の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を修得した者に「博士 (専攻分野を付記)」の学位を授与する。

(学位の裏付けとなる「能力」)

1. 専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力として、高い専門的倫理、高度に専門的な技能、極めて高度な調査力及び学術的に高度な研究論文執筆能力を身に付けている。
2. 上記の能力の基礎となる、総合的、専門的、学際的な豊かな学識を身に付けている。

教育課程の編成・実施方針 (CP)

広汎かつ高度な講義科目、専門的な演習科目及び論文執筆に係る指導により、専攻分野において研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことができるカリキュラムを編成する。

入学者受け入れ方針 (AP)

(求める人物像)

本大学院では、獨協大学及び本大学院の教育目的に共感し、専攻分野において、研究者として自立して研究活動を行おうとする意欲を有する人物、又は高度な研究能力・知識を獲得し、高度に専門的な業務に従事する意欲を有する人物を求める。

(出願要件)

大学院博士前期課程 (修士課程) 修了 (当該年度末修了見込みを含む) 又はそれに相当する資格と学力を要する。

(入学者選抜方法)

書面、筆記、口述試験により、高度な専門知識、外国語能力、志望動機、学修・研究意欲を問う。

法学研究科博士前期課程

(理念・目的)

法学研究科は、法学・政治学の分野において、総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行い、法学・政治学の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材を養成することを目的とする。

博士前期課程は、研究に必要な基礎的能力を養成するとともに、高度の専門性を要する職業等に必要の能力を養成することを教育目的とする。

学位授与方針 (DP)

(学位授与要件、学位の種類)

法学研究科は、修業年限を満たし、所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格し、以下の専門的研究能力及び応用的研究能力を修得した者に「修士 (法学)」の学位を授与する。

(学位の裏付けとなる「能力」)

1. 法学・政治学の分野において、研究倫理を踏まえつつ、総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行える能力を身に付けている。
2. 法学・政治学の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識として、法学・政治学の分野における諸問題の歴史的背景に関する学識、法学・政治学の分野における諸問題の地域間比較に必要な学識、又は法学・政治学の分野において形成されている諸理論に関する学識を身に付けている。
3. 法学・政治学の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な能力として、社会において生じた諸事例を分析する能力、又は法学・政治学の分野において形成されている諸理論を分析する能力を身に付けている。

4. 指導者の指導を受けつつ、自主的に、明確かつ適切な主題を設定し、論証に合致した手法を選択し、適切な先行研究をふまえ、適切な章立て・文章表現・引用を行い、正確かつ明確な結論を示す論文を作成する能力を身に付けている。
5. 積極的に社会の問題に関心を持ち、合理的な分析に基づいた、論理的・説得的な解決策を追究する能力を身に付けている。

教育課程の編成・実施方針（CP）

広汎な講義科目、専門的な演習科目及び論文執筆に係る指導により、法学・政治学の分野における研究に必要な基礎的能力を高めるとともに、高度の専門性を要する職業等に必要能力を育成するカリキュラムを編成する。

入学者受け入れ方針（AP）

（求める人物像）

法学研究科では、獨協大学及び本研究科の教育目的に共感し、次の学力・適性をもつ人物を求める。

- ・法学・政治学の分野における研究に必要な基礎的能力を育成するうえで必要な学力。
- ・法学・政治学の研究の発展に資する人材になりたいという意欲、又は高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材になりたいという意欲
- ・本学の博士前期課程において、法学・政治学を学修するのに十分な適性

（出願要件）

大学卒業（当該年度末卒業見込みを含む）又はそれに相当する資格と学力を要する。

（入学者選抜方法）

書面、筆記、口述試験により、法学・政治学の専門知識、外国語運用能力、志望動機、学修・研究意欲を問う。

法学研究科博士後期課程

（理念・目的）

法学研究科は、法学・政治学の分野において、総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行い、法学・政治学の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材を養成することを目的とする。

博士後期課程は、自立した研究者を育成するため、いっそう高度の基礎的研究能力に加えて、応用的研究能力を養成することを教育目的とする。

学位授与方針（DP）

（学位授与要件、学位の種類）

法学研究科は、修業年限を満たし、所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格し、以下の高度な専門的研究能力及び特に優れた応用的研究能力を修得した者に「博士（法学）」の学位を授与する。

（学位の裏付けとなる「能力」）

1. 法学・政治学の分野において、研究倫理を踏まえつつ、総合的、専門的、また学際的な特に優れた教育・研究を行える能力を身に付けている。
2. 法学・政治学の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な特に優れた学識として、法学・政治学の分野における諸問題の歴史的背景に関する最新の研究に基づく学識、法学・政治学の分野における諸問題の地域間比較に必要な最新の研究に基づく学識、又は法学・政治学の分野において形成されている最新の研究に基づく諸理論に関する学識を身に付けている。
3. 法学・政治学の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な特に優れた能力として、法学・政治学の分野に関連する問題を発見する能力、外国文献を収集し訳出し分析するために必要な外国語を運用する能力および法学・政治学の分野において形成されている諸理論を批判的に分析する能力を身に付けている。
4. 自立した研究者として主体的・自律的に、明確かつ適切な主題を設定し、論証に合致した手法を選択し、適切な先行研究をふまえ、適切な章立て・文章表現・引用を行い、正確かつ明確な結論を示す論文を作成する能力を身に付けている。
5. 外国の動向を考慮した国際的視野に立ち、積極的に社会の問題に関心を持ち、合理的な分析に基づいた、論理的・説得的な解決策を追究する能力を身に付けている。

教育課程の編成・実施方針（CP）

広汎かつ高度な講義科目、専門的な演習科目及び論文執筆に係る指導により、法学・政治学の発展に資する自立した研究者を養成するため、いっそう高度の基礎的研究能力に加えて、応用的研究能力を育成するカリキュラムを編成する。

入学者受け入れ方針（AP）

（求める人物像）

法学研究科では、獨協大学及び本研究科の教育目的に共感し、次の学力・適性をもつ人物を求める。

- ・法学・政治学の分野において、いっそう高度の基礎的研究能力に加えて、応用的研究能力を養成するうえで必要な学力。
- ・自立した研究者として、法学・政治学の研究の発展に資する人材になりたいという意欲、又は高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材になりたいという意欲。
- ・本学の博士後期課程において、法学・政治学を学修するのに十分な適性。

（出願要件）

大学院博士前期課程（修士課程）修了（当該年度末修了見込みを含む）又はそれに相当する資格と学力を要する。

（入学者選抜方法）

書面、筆記、口述試験により、法学・政治学の高度な専門知識、外国語運用能力、志望動機、学修・研究意欲を問う。

外国語学研究科博士前期課程

（理念・目的）

外国語学研究科は、語学・文学・文化・外国語教育分野において、総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行い、語学・文学・文化・外国語教育の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材を養成することを目的とする。

博士前期課程は、実践的な言語運用能力と国際感覚をそなえて社会に貢献できる人材を養成することを教育目的とする。

学位授与方針（DP）

（学位授与要件、学位の種類）

外国語学研究科は、修業年限を満たし、所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、以下の能力及び学識に該当する者として学位論文の審査及び最終試験に合格した者に「修士（学術）」の学位を授与する。

（学位の裏付けとなる「能力」）

1. 実践的な言語運用能力と国際社会の多様性を理解する態度を身に付けている。
2. 語学・文学・文化・外国語教育分野において、適切な問題設定をおこない、必要な先行研究の成果やデータを収集・分析できる能力を身に付けている。
3. 論理性と明晰性を備えた論文を執筆できる能力を身に付けている。
4. 国内外の教育・研究機関、行政機関、企業などで高度専門職業人として活躍できる能力を身に付けている。

教育課程の編成・実施方針（CP）

広汎な講義科目、専門的な演習科目及び論文執筆指導により、語学・文学・文化・外国語教育分野における研究能力を高め、また高度な言語運用能力と国際感覚を養うためのカリキュラムを編成する。

入学者受け入れ方針（AP）

（求める人物像）

語学・文学・文化・外国語教育分野における研究能力を高めようとする人物、また実践的な言語運用能力と国際感覚をそなえて社会に貢献することを目指す人物を求める。

（出願要件）

大学卒業（当該年度末卒業見込みを含む）又はそれに相当する資格と学力を要する。

（入学者選抜方法）

書面、筆記、口述試験により、語学・文学・文化・外国語教育の専門知識、外国語の能力、志望動機、学修・研究意欲を問う。

外国語学研究科博士前期課程 英語学専攻英語教育専修コース

（理念・目的）

英語教育専修コースでは、修業年限1年で学位の取得が可能となる教育課程を編成し、現職英語教員及び将来英語教員を目指す社会人が英語運用能力を高めるとともに、学校教育の現場に合う有効なシラバスを開発するなど、実践的な教授法を習得することを目的とする。より具体的には、英語教育関連の専門性の高い文献を正確かつ批判的に読み、自身の研究課題を明確化し、特定の課題についての研究の成果を作成できるようにすることを教育目的とする。

学位授与方針（DP）

（学位授与要件、学位の種類）

英語教育専修コースは、修業年限を満たし、所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、以下の能力及び学識に該当する者として特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に「修士（英語教育）」の学位を授与する。

（学位の裏付けとなる「能力」）

1. 実践的な英語運用能力を身に付けている。
2. 英語教育の分野において、適切な問題設定をおこない、必要な先行研究の成果やデータを収集・分析できる能力を身に付けている。
3. 論理性と明晰性を備えた特定の課題についての研究の成果を執筆できる能力を身に付けている。
4. 国内外の教育機関などで高度専門職業人として活躍できる能力を身に付けている。

教育課程の編成・実施方針（CP）

広汎な講義科目、専門的な演習科目及び論文執筆指導により、英語教育分野における研究能力・実践能力を高め、また高度な英語運用能力と国際感覚を養うためのカリキュラムを編成する。

入学者受け入れ方針（AP）

（求める人物像）

英語教育分野における研究能力を高めようとする人物、また実践的な英語運用能力と国際感覚をそなえて社会に貢献することを目指す人物を求める。

（出願要件）

専任・非常勤を問わず2年以上学校（学校教育法による）において英語教育に携わっているか、またはその経験があり、英語教育研究の実績を有しており、本コースで求める英語資格を有する者。

（入学者選抜方法）

書面、口頭試験及び面接により、英語教育の専門知識、英語の能力、志望動機、学修・研究意欲を問う。

外国語学研究科博士後期課程

（理念・目的）

外国語学研究科は、語学・文学・文化・外国語教育分野において、総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行い、語学・文学・文化・外国語教育の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材を養成することを目的とする。

博士後期課程は、自立して先端的・独創的な研究ができる研究者・教育者の養成を教育目的とする。

学位授与方針（DP）

（学位授与要件、学位の種類）

外国語学研究科は、修業年限を満たし、所定の単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受け、特に優れた高度の学問的専門性を修得したうえ、以下の能力及び学識に該当する者として学位論文の審査及び最終試験に合格した者に「博士（学術）」の学位を授与する。

（学位の裏付けとなる「能力」）

1. すぐれて高度な言語運用能力と研究を通して国際社会に貢献しようとする態度を身に付けている。
2. 先行研究を批判的に分析した上で独創的な問題設定をし、学術的に高度な論文を作成する能力を身に付けている。
3. 研究成果を広く公に発表し学術的な議論を通してさらに自らの研究の視野を広げていく能力を身に付けている。

教育課程の編成・実施方針（CP）

広汎かつ高度な講義科目、専門的な演習科目及び論文執筆指導により、語学・文学・文化・外国語教育分野において研究者として自立して教育・研究活動を行うために必要な能力、また教員や国際機関職員等、高度の知識を持った専門家となるのに必要な能力を養うためのカリキュラムを編成する。

入学者受け入れ方針（AP）

（求める人物像）

語学・文学・文化・外国語教育分野において研究者として自立して教育・研究活動を行おうとする人物、また教員や国際機関職員等、高度の知識を持った専門家となることを志す人物を求める。

（出願要件）

大学院博士前期課程（修士課程）修了（当該年度末修了見込みを含む）又はそれに相当する資格と学力を要する。

（入学者選抜方法）

書面、筆記、口述試験により、語学・文学・文化・外国語教育の高度な専門知識、外国語の能力、志望動機、学修・研究意欲を問う。

経済学研究科博士前期課程

（理念・目的）

経済学研究科は、経済・経営・情報の分野において、総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行い、経済・経営・情報の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材を養成することを目的とする。

博士前期課程は、経済・経営・情報分野における研究能力を高め、また公務、教育、税務、会計業務等に必要の高度の能力を養うことを教育目的とする。

学位授与方針（DP）

（学位授与要件、学位の種類）

経済学研究科は、修業年限を満たし、所定の単位を取得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、以下の1. 又は2. に該当する者として学位論文の審査及び最終試験に合格した者に「修士（経済学）」の学位を授与する。

(学位の裏付けとなる「能力」)

1. 経済・経営・情報分野における研究能力を身に付けている。研究能力とは、具体的には、以下の諸能力のうち、研究分野に応じ必要とされるものをいう。
 - a. 経済社会の状況や制度、政策の意義を、自ら調査しその背景を含めて理解する能力。
 - b. 経済社会の状況を基に、抽象的思考を通して問題を設定する能力。
 - c. 研究課題に関連する文献、データ等の情報を調査、収集し、仮説を設定する帰納的思考能力。
 - d. 設定した仮説を秩序立てて立証する演繹的思考能力。
 - e. 研究結果をわかりやすく説明できるコミュニケーション能力。
2. 公務、教育、税務、会計業務等に必要となる経済・経営・情報分野における高度の能力を身に付けている。高度の能力とは、具体的には、以下の諸能力のうち研究分野に応じ必要となるものをいう。
 - a. 基本的な経済学、経営学又は情報学の知識、技能及び思考力を駆使して、実務的な諸課題を自ら調査し理解する能力。
 - b. 経済社会の現状を基に、抽象的思考を通して問題を設定する能力。
 - c. 研究課題に関連する文献、データ等の情報を調査、収集し、仮説を設定する帰納的思考能力。
 - d. 設定した仮説を秩序立てて立証する演繹的思考能力。
 - e. 諸課題の背後にある構造を分析し、また制約条件も考慮して現実的な解決策を見出す能力。
 - f. 見出した解決策を、専門外の他者にもわかりやすく説明できるコミュニケーション能力。

教育課程の編成・実施方針 (CP)

経済・経営・情報の分野において広汎な講義科目、専門的な演習科目を設置し、総合的、専門的、また学際的な教育・研究に対応できるカリキュラムを編成する。さらに、論文執筆に係る指導を通じて、経済・経営・情報分野における研究能力を高め、また公務、教育、税務、会計業務等に必要となる高度の能力を養うことができるカリキュラムを編成する。

入学者受け入れ方針 (AP)

(求める人物像)

経済学研究科博士前期課程では、獨協大学及び本研究科の教育目的に共感し、経済・経営・情報分野における大学卒業段階の基礎的な学力を備え、かつ以下のうちいずれかを持つ人物を求める。

- ・経済・経営・情報分野における研究能力を高めようとする意欲。
- ・公務、教育、税務、会計業務等に必要となる経済・経営・情報分野における高度の能力を獲得しようとする意欲。

(出願要件)

大学卒業（当該年度末卒業見込みを含む）又はそれに相当する資格と学力を要する。

(入学者選抜方法)

書面、筆記、口述試験により、経済・経営・情報分野の専門知識、外国語運用能力、志望動機、学修・研究意欲を問う。また、多彩な学生の受け入れを図るべく、一般入試をはじめとする様々な入試制度（詳細は募集要項参照）を設ける。

経済学研究科博士後期課程

(理念・目的)

経済学研究科は、経済・経営・情報の分野において、総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行い、経済・経営・情報の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材を養成することを目的とする。

博士後期課程は、経済・経営・情報分野において研究者として自立して研究活動を行い、また公務、教育、税務、会計業務等に従事するのに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

学位授与方針 (DP)

(学位授与要件、学位の種類)

経済学研究科は、修業年限を満たし、所定の単位を取得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、以下の能力および学識のうち1. 及び3. 又は2. 及び3. に該当する者として学位論文の審査および最終試験に合格した者に「博士（経済学）」の学位を授与する。

(学位の裏付けとなる「能力」)

1. 経済・経営・情報分野において研究者として自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力を身に付けている。具体的には、「修士（経済学）」の学位に必要とされる能力に加え、以下の諸能力のうち研究分野に応じ必要となるものを身に付けていることが必要である。
 - a. 専門分野にとどまらず、周辺の分野まで含めて、国内外の文献やデータその他の情報を網羅的に参照し、評価できる能力。
 - b. 社会や組織の現状や収集した情報から高度に抽象化、特定化された研究課題を設定する能力。
 - c. 緻密な分析により、現実の社会もしくは組織が直面している諸問題に対し解決策を提案する能力。また、その解決策の効果を評価し、限界を明らかにする能力。
 - d. 現実の諸問題又は政策に対する見解を、誰にでも理解できるように説明するコミュニケーション能力。
2. 公務、教育、税務、会計業務等に従事するのに必要な経済・経営・情報分野における高度の研究能力を身に付けている。具体的には、「修士（経済学）」の学位に必要とされる能力に加え、以下の諸能力のうち研究分野に応じて必要とされるものを身に付けていることが必要である。
 - a. 将来的に社会や経営にとって脅威や機会となりうる課題を見出す情報収集能力および問題発見能力。
 - b. 高度な分析を通じて、見いだした脅威や機会の現実的な解決策や活用方策を提示し、同時に効果を評価するとともに限界を明らかにする能力。
3. 以上の基礎となる豊かな学識を身に付けている。

教育課程の編成・実施方針 (CP)

経済・経営・情報の分野において広汎かつ高度な講義科目、専門的な演習科目を設置し、総合的、専門的、また学際的な教育・研究に対応できるカリキュラムを編成する。さらに、論文執筆指導を通じて、経済・経営・情報分野において研究者として自立して研究活動を行い、また公務、教育、税務、会計業務等に従事するのに必要な経済・経営・情報分野における高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことができるカリキュラムを編成する。

入学者受け入れ方針 (AP)

(求める人物像)

経済学研究科博士後期課程では、獨協大学及び本研究科の教育目的に共感し、経済・経営・情報分野における大学院博士前期課程（修士課程）修了段階に応じた学力を備え、かつ以下のうちいずれかを持つ人物を求める。

- ・経済・経営・情報分野において研究者として自立して研究活動を行おうとする意欲。
- ・公務、教育、税務、会計業務等に従事するのに必要な経済・経営・情報分野における高度の研究能力を獲得しようとする意欲。

(出願要件)

大学院博士前期課程（修士課程）修了（当該年度末修了見込みを含む）又はそれに相当する資格と学力を要する。

(入学者選抜方法)

書面、筆記、口述試験により、経済・経営・情報分野の高度な専門知識、外国語運用能力、志望動機、学修・研究意欲を問う。

履修科目の登録・授業に関すること

履修科目の登録

「履修登録表」の提出	4月2日（水）～4日（金）	履修科目については、指導教員と相談の上決定し、指導教員の署名を得て大学院事務室に提出すること。 ※書式はPorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロードできます。
登録確認・修正期間	4月5日（土）～8日（火） 9月24日（水）・25日（木） ※教職科目登録者のみ	PorTaⅡ→授業ポートフォリオ→履修科目一覧で各学期の登録科目を確認すること。 修正がある時は大学院事務室窓口で手続きすること。
登録上の注意	(1) 提出前に時間割の変更有無をPorTaⅡで必ず確認すること。 (2) 春学期・秋学期開講科目については、所定の欄に「春・秋」のいずれかを表記すること。 (3) 教職・司書科目については、所定の欄に「教・司」のいずれかを表記すること。 (4) 「履修登録表」の提出期間に指導教員の署名が得られない時は、写しを大学院事務室に提出し後日差替えること。 (5) 他研究科科目の履修や学部科目の聴講を希望する場合は、大学院事務室窓口に出ること。※学部科目聴講用の履修登録表はPorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロード可。 (6) 提出書類の写しを各自必ず保存しておくこと。 (7) 履修登録確認は慎重に行うこと。登録ミスによる不利益は各人の責任となるので、注意すること。	

履修上の注意

履修にあたっては、次の各研究科履修規程を熟読の上、以下の点に注意して履修登録すること。

- ・法学研究科履修規程……………24ページ
- ・外国語学研究科履修規程……………25ページ
- ・外国語学研究科博士前期課程（1年コース）履修に関する細則……………30ページ
- ・経済学研究科履修規程……………33ページ

<法学研究科>

- (1) 指導教員以外の演習、他研究科又は学部科目の履修は、指導教員の許可を得て登録すること。ただし、修了要件には算入しない。
- (2) 博士前期課程2年次で、指導教員の担当する特殊講義の重複履修は認める。ただし、修了要件には算入しない。
- (3) 博士前期課程に3年以上在学する者の履修は以下のとおりとする。
 - ①指導教員の担当する特殊講義・演習の重複履修は認める。ただし、修了要件には算入しない。
 - ②指導教員以外の担当する特殊講義・演習の重複履修は認めない。

<外国語学研究科>

* 1年コースを除く博士前期課程に適用

- (1) 専攻科目及び共通科目、関連科目は、重複履修できる。
- (2) 学部科目の履修上の取扱は次のとおりとする。
 - ①教職・司書資格取得に伴う科目については、学部科目であっても履修登録ができ単位が認定される。
 - ②教職・司書資格取得を伴わない科目については、聴講科目（年間12単位以内）とし、単位は認めない。

★他大学院における科目
の履修

英語学専攻

* 詳細は大学院事務室で確認すること。

大学院英米文学・英語学分野の単位互換制度に基づく科目の履修ができる。

協定校：駒澤大学大学院人文科学研究科英文学専攻
鶴見大学大学院文学研究科英米文学専攻
関東学院大学大学院文学研究科英語英米文学専攻
(協定書72ページ、細則73ページ参照)

フランス語学専攻

単位互換制度に基づく科目の履修ができる。

協定校：青山学院大学大学院文学研究科フランス文学・フランス語学専攻
学習院大学大学院人文科学研究科フランス文学専攻
白百合女子大学大学院文学研究科フランス語フランス文学専攻・
言語文学専攻
上智大学大学院文学研究科フランス文学専攻
武蔵大学大学院人文科学研究科欧米文化専攻
明治学院大学大学院文学研究科フランス文学専攻
明治大学大学院文学研究科仏文学専攻
(協定書73ページ、細則73ページ、内規73ページ)

<経済学研究科>

講義科目(研究)の重複履修は認めない。

<各研究科共通>

1. 学部科目の聴講について
2. 入学前修得単位の認定について

指導教員の指示のもとで、学部科目聴講(年間12単位以内)を希望する場合は、所定の用紙(PorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロード)を大学院事務室に提出すること。

入学前に大学院で修得した単位(15単位まで。科目等履修生として修得した単位を含む)を認定することができる。希望者は入学時、履修登録表提出前に申し出ること。(大学院学則第12条の2)

教職課程・司書課程・日本語教員養成プログラムについて

本学には教職課程・司書課程・日本語教員養成プログラムが設けられている。大学院の学生でも、指導教員の許可があれば履修できる。教職課程、司書課程履修希望者は、**教務課免許課程係窓口(東棟1階)**で課程登録等詳細についての指導を受けること。

日本語教員養成プログラムについては、教務課国際教養学部係窓口(東棟1階)にて指導を受けること。

授業について

開講学期

学年度は春学期・秋学期の二学期に分かれている。
春学期：4月1日～9月23日、秋学期：9月24日～3月31日

大学院科目は、通年科目又は半期完結科目で開講される。
・通年科目：春学期・秋学期を通じて授業期間内に28回の授業を行う。
・半期完結科目：春学期又は秋学期の授業期間内に14回の授業を行う。

授業時間

授業時間は、1時限100分となる。

時限	1	2	3	4	5	6
授業 時間帯	9:00～ 10:40	10:55～ 12:35	13:35～ 15:15	15:30～ 17:10	17:20～ 19:00	19:10～ 20:50

休 講

大学又は担当教員のやむを得ない事情により、授業が休講となる場合がある。PorTaⅡで確認又は担当教員の指示に従うこと。

交通機関の運休、悪天候等に伴う授業措置

交通機関の運休、悪天候等に伴う授業措置を決定した場合は、大学ホームページ及びPorTaⅡで告知する。

(1) 東武鉄道（東武スカイツリーライン北千住～東武動物公園間）が運休の場合

①始発列車から午前7時までに運行再開されない場合は、午前中の授業は全学休講。

②始発列車から午前11時までに運行再開されない場合は、午後の授業も全学休講。

・上記以外の運休、大幅な列車遅延等

授業開始前又は開始後にかかわらず、その都度必要な措置を講じる。

(2) J Rその他の交通機関が運休の場合

平常通り授業を行う。

(3) 悪天候その他の場合

授業開始前又は開始後にかかわらず、その都度必要な措置を講じる。

平常授業が行われない日

- ・日曜日・祝日
- ・創立記念日（10月22日）
- ・春季休業期間（3月25日～3月31日）
- ・夏季休業期間（7月24日～9月23日）
- ・冬季休業期間（12月25日～1月7日）
- ・大学祭期間（準備・片付け日を含む）

年度によって上記期間が変更になる場合がある。大学ホームページやPorTaⅡで確認すること。

授業の欠席

病気、忌引等により、授業を欠席する場合・欠席した場合は、各自で担当教員に連絡すること（大学院事務室を通しての欠席の連絡はしない）。

成績について

単 位

本学の履修制度は単位制である。

単位とは学修量を測る基準であり、学生はそれぞれの授業科目に与えられている単位を一定の基準にしたがい修得し、大学院学則に定められた単位数を満たす必要がある。

課程を修了するには単位修得とは別に、学位論文審査に合格する必要がある（「学位論文に関すること」37～50ページ参照）。

単位の算定方法

授業科目の単位算定は、大学設置基準及び獨協大学大学院学則第11条において定められており、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を算定する。

なお、本学では45分の授業時間を1時間と換算する。

講義・演習科目

15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とし、教室内での学修の他に教室外での学修を要する。

2単位 = 90時間の学修（授業時間＋事前・事後学修）

4単位 = 180時間の学修（授業時間＋事前・事後学修）

単位の認定

- ①履修登録した科目についてのみ成績判定が行われる。
- ②単位の認定は、筆記又は口述による試験その他の方法によって行われる。
- ③単位の認定は、春学期末（春学期完結科目のみ）と秋学期末（通年科目又は秋学期完結科目）に行われる。

成績の評価

- ①成績評価は、特優（AA）、優（A）、良（B）、可（C）、不可（F）の5段階表示。
特優（AA）、優（A）、良（B）、可（C）が合格、不可（F）が不合格である。
他大学等で修得し認定された単位は「P」と表示される。

②評価基準

	評価	評価評点	QPI*	内容
合 格	特優（AA）	90点～100点	4.0	特に優れた成績と認められる
	優（A）	80点～89点	3.0	優れた成績と認められる
	良（B）	70点～79点	2.0	妥当な成績と認められる
	可（C）	60点～69点	1.0	合格と認められる
	P	-	-	他大学等の単位認定による
不合格	不可（F）	59点以下	0	合格と認められる成績を修めなかった

*QPI：Quality Point Index

GPA
(Grade Point Average)

上記表の各評価のQ P I (Quality Point Index) の値に修得単位数を乗じたQ P (Quality Point) の総合計を履修登録の総登録単位数 (Fを含む) で除した値をG P Aとする。なお、Pは計算式に含まない。

< G P A の計算式 >

$$\frac{(4.0 \times \text{AAの修得単位数} + 3.0 \times \text{Aの修得単位数} + 2.0 \times \text{Bの修得単位数} + 1.0 \times \text{Cの修得単位数})}{\text{総登録単位数}}$$

- ・ 総登録単位数には、Fを含む。
- ・ 総登録単位数には、教職課程科目は除く。
- ・ G P Aは、小数点第2位まで表示し、小数点第3位を四捨五入する。

成績の通知

成績通知表は9月と3月の年2回、大学院事務室窓口にて配付する。

成績に関する問い合わせ
(成績疑義照会)

万一、成績の評価に疑義がある場合は、大学院事務室に申し出ることができる。

申請期間は、「大学院年間行事予定 (2ページ)」を参照。

大学院留学制度

この制度は、学修又は研究の必要から、本学の許可を得て、外国の大学又はそれに相当する高等教育・研究機関で正規の授業を受けるか研究に従事する時に適用され、交換留学又は認定留学となる。留学終了後、研究科委員会の議により、修得した単位は15単位を越えない範囲で大学院修了要件の単位とすることができる。(大学院学則第12条)

法 学 研 究 科 履 修 規 程

- 第1条 博士前期課程の学生は、その在学期間中に所定の授業科目を履修し、32単位以上を修得しなければならない。
- 2 博士後期課程の学生は、その在学期間中に研究指導（通年4単位、計12単位）を受けるほか、総合研究（半年3単位）6単位を修得しなければならない。
- 第2条 学生は、入学後所定の期間内に指定された教員の中から指導教員を選び、その承認を得たうえ、これを届出なければならない。
- 2 学生の履修については、指導教員が指導するものとする。
- 第2条の2 学生は、指導教員の指導に基づいて副指導教員を選ばなければならない。
- 2 副指導教員は、指導教員と連携して、適宜学生の研究指導に当たるとともに、当該学生の提出する学位論文、研究報告（論文）の審査に際し、副査となる。
- 第3条 博士前期課程の学生は指導教員が担当する演習8単位を必修とする。
- 第4条 指導教員が博士前期課程及び後期課程の学生に対し必要と認めたときは、所定の単位のほかに、本研究科、他研究科または法学部もしくは他の学部開設されている授業科目について、その履修を命ずることがある。
- 第5条 在学中特別の事由があるときは、研究科委員会の承認を得て、指導教員を変更することができる。
- 第6条 学生は、学年の始めに、その年度において履修する授業科目を、所定の方法によって登録しなければならない。
- 2 履修登録した科目の変更は、これを認めない。
- 3 成績の判定は、履修登録された科目についてのみ、これを行なう。
- 第7条 学生が、他大学院（外国の大学院を含む。）において修得した単位は研究科委員会が相当と認めたときは、15単位を超えない範囲で、本研究科所定の単位の修得とみなすことができる。
- 2 学生が、入学前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は研究科委員会が相当と認めたときは、15単位を超えない範囲で、本研究科所定の単位の修得とみなすことができる。この場合において、そのみなすことができる単位数は、前項により本研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 第8条 学生は、指導教員の指導の下に、所定の期日までに、所定の方式に従って、学位論文を提出しなければならない。
- 2 修士学位論文を提出するには、博士前期課程に1年以上在学し、かつ所定の授業科目について20単位以上修得していることを要する。
- 2の2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第14条第1項ただし書きに規定する優れた研究業績を上げた者または同条第10項により本大学院が定める期間を在学したものとみなされた者は、修士学位論文を提出することができる。
- 3 博士学位論文を提出するには、博士後期課程に2年以上在学し、かつ研究指導8単位および総合研究6単位を修得していることを要する。
- 4 前項の規定にかかわらず優れた研究業績をあげた者は、博士後期課程に1年以上在学の後に博士学位論文を提出することができる。
- 第9条 教員の異動、長期にわたる外国出張、その他やむをえない事情が生じたときは、第2条から前条までの規定にかかわらず、研究科委員会の決議により適宜の措置をとることができる。
- 第10条 本規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。
(略)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

外国語学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 本規程は、本学大学院学則（以下「学則」という。）第10条第3項および外国語学研究科規程第2条に基づき、外国語学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目の履修方法に関して必要な事項を定める。

第1条の2 前条の規定にかかわらず、学則第6条第4項に定める標準修業年限を1年とする博士前期課程については別に定める。

(授業科目の履修)

第2条 博士前期課程の学生は、その在学期間中に所定の授業科目を履修し、32単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、その在学期間中に指導教員による演習を12単位履修するほか、演習を除く専攻科目から3科目（計12単位）を選択し、履修しなければならない。ただし、指導教員が認めた場合、第10条の2の規定により修得した科目の単位のうち4単位を超えない範囲で指導教員による演習の単位として充当することができる。

(授業科目の時間割および担当教員)

第3条 研究科の授業科目の時間割および担当教員は、学則別表Ⅱ・Ⅲに基づき、研究科委員会がこれを、前年度末に決定し、当該年度当初に公表する。

(指導教員)

第4条 研究科の学生（以下「学生」という。）は、入学後の履修登録までに、演習を担当する専任教員の中から指導教員を選び、研究科委員会の審議を経るものとする。

2 学生は、授業科目の履修、日常の研究および学位論文の執筆にあたり、指導教員の指導を受けなければならない。

3 やむを得ない事情があると認められる場合を除き、指導教員を変更することはできない。

第4条の2 学生は、指導教員の指導に基づいて副指導教員を選ばなければならない。指導教員が変更された場合にも同様とする。

2 副指導教員は、指導教員と連携して、適宜学生の研究指導に当たるとともに、当該学生の提出する学位論文、研究報告（論文）の審査に際し、副査となる。

(必修・選択必修・選択科目)

第5条 博士前期課程の学生は、必修、選択必修および選択科目の単位をそれぞれ次のとおり修得しなければならない。

(1) 学生は、指導教員の担当する演習を、毎学年4単位（合計8単位）および専攻する外国語に関する文献研究を1科目（2単位）、必修科目として履修しなければならない。

(2) ドイツ語学専攻の学生は、専攻科目の中から8単位、文献研究を除く共通科目の中から8単位、文献研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの中から1科目（2単位）を選択必修科目として履修しなければならない。また専攻科目と共通科目および他専攻の専攻科目の中から4単位を選択科目として履修しなければならない。

(3) 英語学専攻の学生は、専攻科目と共通科目（文献研究を除く。）の中から12単位、文献研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの中から1科目（2単位）を選択必修科目として履修しなければならない。また専攻科目と共通科目および他専攻の専攻科目の中から8単位を選択科目として履修しなければならない。

(4) フランス語学専攻の学生は、専攻科目の中から8単位、文献研究を除く共通科目の中から4単位、文献研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの中から1科目（2単位）を選択必修科目として履修しなければならない。また専攻科目と共通科目および他専攻の専攻科目の中から8単位を選択科目として履修しなければならない。

2 前項第2号ないし第4号に規定する「他専攻の専攻科目」には、原則として1年コースの科目は

含まないものとする。

- 3 必修または選択必修科目を、第1項第1号ないし第4号に規定された単位を超えて履修した場合には、その科目は選択科目とみなされる。

(教育職員免許状取得)

第6条 教育職員免許状取得のための単位取得方法は、別に定める。

(履修指導等)

第7条 指導教員は、必要と認めた場合は博士前期課程の学生に、所定の単位のほかに、本学大学院の他の研究科に開設されている授業科目を履修するよう指導することができる。

- 2 博士前期・博士後期の両課程を担当する指導教員は、必要と認めた場合、前期課程および後期課程の授業科目を合併し、履修するよう指導することができる。

- 3 指導教員は、必要と認めた場合は、博士前期課程の学生に、所定の単位のほかに、本学の外国語学部または他の学部開設されている授業科目を履修するよう指導することができる。

- 4 第1項および第2項の規定に基づいて履修した当該授業科目は、研究科委員会の審議を経て、本研究科所定の単位の修得とみなすことができる。ただし、第1項の規定により履修した授業科目は各専攻の選択科目とし、4単位を越えてはならない。

(履修登録)

第8条 学生は、毎年度所定の期間内に、履修しようとする授業科目を、指導教員の承認を得て、履修登録しなければならない。

- 2 学生は、履修登録した授業科目を、履修登録期間の最終日から4週間以内に、研究科委員会の審議を経なければ、変更することができない。

(成績評価)

第9条 成績は、筆記または口頭の試験その他の方法に基づき、年度末または学期末に、授業科目の担当教員が、個別に評価する。

- 2 成績は、特に優秀なものを特優(AA)、優秀なものを優(A)、平均以上のものを良(B)、最低基準に達しているものを可(C)、最低基準に達していないものを不可(F)とする5段階で評価し、特優(AA)、優(A)、良(B)、可(C)を合格とする。

(単位の認定)

第10条 学生が履修した授業科目のうち、合格した科目については、研究科委員会の審議を経て、所定の単位を与えられる。

- 2 学生が他大学(外国の大学を含む。)で履修した授業科目の修得単位は、研究科委員会の審議を経て、15単位を超えない範囲で、これを本研究科所定の単位の修得とみなすことができる。

第10条の2 博士後期課程の学生が他専攻・他大学(外国の大学を含む。)の大学院で修得した科目の単位は、研究科委員会の審議を経て、12単位を超えない範囲で本規程第2条第2項に定める単位の修得とみなすことができる。

第11条 学生が、入学前に大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は、研究科委員会の審議を経て、15単位を超えない範囲で、これを本研究科所定の単位の修得とみなすことができる。この場合において、そのみなすことができる単位数は、本規程第10条第2項により本研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

- 2 前項に規定された単位の認定は、学生が入学した年度の当初に研究科委員会が、これを行う。

第11条の2 博士後期課程の学生が本大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は、研究科委員会の審議を経て、12単位を超えない範囲で、演習を除く専攻科目の単位に限り本規程第2条第2項に定める単位の修得とみなすことができる。この場合において、そのみなすことができる単位数は、本規程第10条の2により本研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(成績評価の変更)

第12条 学生の成績評価を、次年度の履修登録の後に、もしくは修了の後に、変更することはできない。

(学位論文および最終試験)

第13条 学位論文および最終試験については、本学学位規程の定めによる。

- 2 修士論文は、博士前期課程に1年以上在学し、所定の単位を20単位以上修得している学生が、これを提出することができる。
- 3 研究科委員会は、大学院学則第14条第1項ただし書きに規定する優れた研究業績を上げた者または同条第10項により本大学院が定める期間を在学したものとみなされた者に対し、前項の規定にかかわらず修士論文の提出を認めることができる。
- 4 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、所定の単位を20単位以上を修得している学生が、これを提出することができる。
- 5 研究科委員会は、特に優れた研究業績をあげた者に対し、前項の規定にかかわらず博士論文の提出を認めることができる。

(その他)

第14条 学生の履修に関し、特別の事情のある場合には、第2条ならびに第5条から前条の規定にかかわらず、研究科委員会の決定により、適宜措置をとることができる。

(規程の改廃)

第15条 本規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

- 1 本規程は、昭和61年4月1日から施行する。

(略)

この規程は、2022年4月1日から施行する。

外国語学研究科履修表

(1) 外国語学研究科ドイツ語学専攻

授 業 科 目		単位	必 修		選必	選択
			1年次	2年次		
専攻科目	ドイツ語教育研究	4			8	
	ドイツ語教育演習	4	4	4		
	ドイツ語学研究	4				
	ドイツ語学演習	4	4	4		
	ドイツ文学研究	4				
	ドイツ文学演習	4	4	4		
	ドイツ文化研究	4				
	ドイツ文化演習	4	4	4		
	ドイツ社会研究	4				
	ドイツ社会演習	4	4	4		
共通科目	言語文化論	4			4	
	言語学特殊研究	4				
	比較文化特殊研究	4				
	国際関係特殊研究	4				
	人間論	2*				
	芸術論	2*				
	科学論	2*				
	外国語教授論Ⅰ	2*				
	外国語教授論Ⅱ	2*				
	外国語教授論Ⅲ	2*				
	文献研究Ⅰ	2*	2			
	文献研究Ⅱ	2*				
	文献研究Ⅲ	2*				
他専攻の専攻科目						
修了に必要な単位数合計			10		18	4
			32			
修士論文						

*は半年で完結する科目である。

*演習科目は、1年次・2年次に1科目ずつ履修すること。

*本表は、平成31年度入学者から適用する。ただし、平成30年度以前に入学した者及び平成31年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

(2) 外国語学研究科英語学専攻

授 業 科 目		単位	必 修		選必	選択
			1年次	2年次		
専攻科目	英語学研究	4			12	
	英語学演習	4	4	4		
	英米文学研究	4				
	英米文学演習	4	4	4		
	英語文化研究	4				
	英語文化演習	4	4	4		
	国際関係論研究	4				
	国際関係論演習	4	4	4		
	コミュニケーション論研究	4				
	コミュニケーション論演習	4	4	4		
	英語教育研究	4				
	英語教育演習	4	4	4		
	英語表現法研究	4				
共通科目	言語文化論	4			8	
	言語学特殊研究	4				
	比較文化特殊研究	4				
	国際関係特殊研究	4				
	人間論	2*				
	芸術論	2*				
	科学論	2*				
	外国語教授論Ⅰ	2*				
	外国語教授論Ⅱ	2*				
	外国語教授論Ⅲ	2*				
	文献研究Ⅰ	2*				
	文献研究Ⅱ	2*	2			
	文献研究Ⅲ	2*				
他専攻の専攻科目						
修了に必要な単位数合計			10		14	8
			32			
修士論文						

*は半年で完結する科目である。

*演習科目は、1年次・2年次に1科目ずつ履修すること。

*本表は平成31年度入学者から適用する。ただし、平成30年度以前に入学した者及び平成31年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

(1) 外国語学研究科フランス語学専攻

授 業 科 目		単位	必 修		選必	選択
			1年次	2年次		
専攻科目	フランス語学研究	4			8	
	フランス語学演習	4	4	4		
	フランス語教育研究	4				
	フランス語教育演習	4	4	4		
	フランス文学研究	4				
	フランス文学演習	4	4	4		
	フランス思想研究	4				
	フランス思想演習	4	4	4		
	フランス文化研究	4				
	フランス文化演習	4	4	4		
共通科目	言 語 文 化 論	4			4	8
	言語学特殊研究	4				
	比較文化特殊研究	4				
	国際関係特殊研究	4				
	人 間 論	2*				
	芸 術 論	2*				
	科 学 論	2*				
	外国語教授論Ⅰ	2*				
	外国語教授論Ⅱ	2*				
	外国語教授論Ⅲ	2*				
	文 献 研 究 Ⅰ	2*			2	
	文 献 研 究 Ⅱ	2*				
	文 献 研 究 Ⅲ	2*				
他 専 攻 の 専 攻 科 目						
修了に必要な単位数合計		10		14	8	
		32				
修 士 論 文						

*は半年で完結する科目である。

*演習科目は、1年次・2年次に1科目ずつ履修すること。

*本表は平成31年度入学者から適用する。ただし、平成30年度以前に入学した者及び平成31年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

外国語学研究科博士前期課程（１年コース）の履修に関する細則

（趣旨）

第１条 本細則は、外国語学研究科履修規程第１条の２に基づき、標準修業年限を１年とする博士前期課程（以下「１年コース」という。）の授業科目の履修方法に関して必要な事項を定める。

（授業科目の履修）

第２条 １年コースの学生（以下「学生」という。）は、その在学期間中に所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければならない。

（授業科目の時間割及び担当教員）

第３条 研究科の授業科目の時間割及び担当教員は、学則別表Ⅱ・Ⅲに基づき、研究科委員会がこれを、前年度末に決定し、当該年度当初に公表する。

（指導教員）

第４条 学生は、入学後の履修登録までに、演習を担当する専任教員の中から指導教員を選び、研究科委員会の承認を得なければならない。

２ 学生は、授業科目の履修、日常の研究及び大学院学則（以下「学則」という。）第８条の２第３項に定める特定の課題の研究結果（以下「特定課題」という。）の執筆にあたり、指導教員の指導を受けなければならない。

３ やむを得ない事情があると認められる場合を除き、指導教員を変更することはできない。

（必修・選択必修・選択科目）

第５条 学生は、１年コースの授業科目から必修、選択必修及び選択科目の単位をそれぞれ次のとおり修得しなければならない。

- (１) 学生は必修科目として、指導教員の担当する「個別演習」と、「英語教育学研究Ⅰ」、「英語教育学研究Ⅱ」、「英語教育学研究Ⅲ」（各４単位）合計16単位を履修しなければならない。
- (２) 学生は選択必修として、「英語教育学研究Ⅰ」、「英語教育学研究Ⅱ」、「英語教育学研究Ⅲ」、「英語授業特殊研究」、「日英対照研究」および「英語表現研究」の中から８単位を履修しなければならない。
- (３) 学生は選択科目として、「文献研究」、「専攻内及び他専攻の専攻科目」の中から６単位を履修しなければならない。

２ 削除

３ 必修又は選択必修科目を、第１項第１号又は第２号に規定された単位を超えて履修した場合には、その科目は選択科目とみなされる。

（教育職員免許状取得）

第６条 教育職員免許状取得のための単位取得方法は、別に定める。

（履修指導）

第７条 指導教員は、必要と認めた場合は、学生に所定の単位のほかに、本学大学院の他の研究科に開設されている授業科目を履修するよう指導することができる。ただし、１年コース所定の単位の修得とみなすことはできない。

（履修登録）

第８条 学生は、年度所定の期間内に、履修しようとする授業科目を、指導教員の承認を得て、履修しなければならない。

２ 学生は、履修登録した授業科目を、履修登録期間の最終日から４週間以内に、研究科委員会の承認を得なければ、変更することができない。

（成績評価）

第９条 成績は、筆記又は口頭の試験その他の方法に基づき、年度末又は学期末に、授業科目の担当教員が、個別に評価する。

２ 成績は、特に優秀なものを特優（ＡＡ）、優秀なものを優（Ａ）、平均以上のものを良（Ｂ）、最

低基準に達しているものを可（C）、最低基準に達していないものを不可（F）とする5段階で評価し、特優（AA）、優（A）、良（B）、可（C）を合格とする。

（単位の認定）

第10条 学生が履修した授業科目のうち、合格した科目については、研究科委員会の承認を得て、所定の単位が与えられる。

2 学生が他大学（外国の大学も含む。）で履修した授業科目の修得単位は、研究科委員会の審議を経て、15単位を超えない範囲で、これを本研究科所定の単位の修得とみなすことができる。

第11条 学生が、入学前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、研究科委員会の審議を経て、15単位を超えない範囲で、これを本研究科所定の単位の修得とみなすことができる。この場合において、そのみなすことができる単位数は、前条第2項により本研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

2 前項に規定された単位の認定は、学生が入学した年度の当初に研究科委員会の審議を経て学長が行う。

（成績評価の変更）

第12条 学生の成績評価を、修了の後に変更することはできない。

（特定課題及び最終試験）

第13条 特定課題及び最終試験については、次のとおりとする。

(1) 審査委員は、特定課題の審査および最終試験を行う。

(2) 最終試験は、提出された特定課題を中心としてこれに関連ある科目について、筆頭または口頭の方法により、これを行う。

(3) 特定課題の審査および最終試験の終了は、在学期間中とする。

（その他）

第14条 学生の履修に関し、特別の事情がある場合には、第2条ならびに第5条から前条の規定にかかわらず、研究科委員会の審議を経て適宜措置をとることができる。

（細則の改廃）

第15条 本細則の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

1 本細則は、平成15年4月1日から施行する。

（略）

この細則は、2021年4月1日から施行する。

外国語学研究科履修表

外国語学研究科博士前期課程英語学専攻（1年コース）

授 業 科 目		単位	必修	選必	選択
専攻科目	英語教育学研究Ⅰ	4	4	8	
	英語教育学研究Ⅱ	4	4		
	英語教育学研究Ⅲ	4	4		
	英語授業特殊研究	4			
	日 英 対 照 研 究	4			
	英 語 表 現 研 究	4			
	個 別 演 習	4	4		
特別専門科目	文 献 研 究	2*			6
専攻内及び他専攻の専攻科目					
修了に必要な単位			16	8	6
			30		

注1 *は半年で完結する科目である。

*本表は平成31年度入学者より適用する。ただし、平成30年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

経済学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 本規程は、獨協大学大学院学則（以下「学則」という。）第10条第3項に基づき、経済学研究科（以下「研究科」という。）における授業科目の履修方法及び学位授与の要件等について定める。

(授業科目の履修)

第2条 博士前期課程の学生は、その在学期間中に所定の授業科目を履修し、32単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、その在学期間中に所定の授業科目を履修し、24単位以上を修得しなければならない。

(授業科目・単位数)

第3条 研究科の授業科目及びその単位数については、学則別表Ⅳに基づく。

(指導教員)

第4条 学生は、入学後の所定の期間内に、演習を担当する教員の中から指導教員を選び、その承認を得なければならない。

2 学生は、授業科目の履修については、指導教員の指導を受けなければならない。

第4条の2 学生は、指導教員の指導に基づいて副指導教員を選ばなければならない。

2 副指導教員は、指導教員と連携して、適宜学生の研究指導に当たるとともに、当該学生の提出する学位論文、研究報告（論文）の審査に際し、副査となる。

第5条 学生は、在学中特別の事由があるときは、研究科委員会の審議を経て、指導教員及び副指導教員を変更することができる。

(履修方法)

第6条 博士前期課程の学生は、1年次、2年次を通じ、同じ指導教員が担当する演習（8単位）及び演習との組み合わせによる講義科目（4単位）を履修しなければならない。

2 研究科博士前期課程に別表のとおり科目群を置く。

3 博士前期課程の学生は、第1項に定める演習及び講義科目に加え、指導教員が担当する講義科目が属する科目群の中から2科目（8単位）以上を履修しなければならない。

4 博士後期課程の学生は、演習科目のうちから主専攻科目として1科目（4単位）を選択し、必修として、その在学期間中を通じて合計12単位を履修し、かつ主専攻科目に選んだ指導教員の特殊研究科目（4単位）の外に特殊研究科目を2科目（8単位）、合計12単位以上を選択し履修する。

第7条 学生は、原則として二つの演習を同時に履修することはできないが、指導教員が研究指導上必要と認めた場合は、研究科委員会の審議を経て、1年を限度に履修することができる。ただし、修了要件にはならない。

第8条 学生は、指導教員が研究指導上必要と認めた場合は、所定の単位のほかに、本研究科、本学大学院の他の研究科、本学の経済学部又は他の学部開設されている授業科目を履修することができる。

(履修登録)

第9条 学生は、毎年度所定の期間内に、その年度に履修する授業科目を、指導教員の指導の下に、所定の手続きにより、登録しなければならない。

2 履修登録した授業科目は変更することができない。

(単位の認定)

第10条 学生が他の大学院もしくは外国の大学院において履修した授業科目の修得単位は、研究科委員会の審議を経て15単位を超えない範囲で、研究科所定の単位の修得とみなすことができる。

2 学生が、入学前に大学院において履修した授業科目の修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、研究科委員会の審議を経て15単位を超えない範囲で、本研究科所定の単位の修得

とみなすことができる。この場合において、そのみなすことができる単位数は、前項により本研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(学位論文)

第11条 学生は、指導教員の指導の下に、所定の期日までに、所定の方法により、学位論文を提出しなければならない。

2 学位論文の提出には、本研究科に1年以上在学し、かつ所定の単位を、20単位以上修得していることを必要とする。

3 研究科委員会は、大学院学則第14条第1項ただし書きに規定する優れた研究業績をあげた者または同条第10項により本大学院が定める期間を在学したものとみなされた者に対し、前項の規定にかかわらず修士論文の提出を認めることができる。

4 博士論文の提出には、博士後期課程に2年以上在学し、所定の単位を20単位以上を修得している学生が、これを提出することができる。

5 研究科委員会は、特に優れた研究業績をあげた者に対し、前項の規定にかかわらず博士論文の提出を認めることができる。

(その他)

第12条 学生の履修に関し、特別の事情がある場合には、第2条ならびに第5条から前条までの規定にかかわらず、研究科委員会の審議を経て、適宜措置をとることができる。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

1 本規程は、平成2年4月1日から施行する。

(略)

この規程は、2024年4月1日から施行する。

経済学研究科博士前期課程履修表

経済・経営情報専攻経済・経営コース
演習科目

科目群	演 習 科 目	単位	経済		経営	
			必修		必修	
			1年次	2年次	1年次	2年次
経済	経済理論演習	4	4	4		
	経済史演習	4				
	経済政策演習	4				
	財政金融演習	4				
	国際経済演習	4				
経営	経営演習	4			4	4
	会計演習	4				
修了に必要な演習科目の単位数			8		8	

(注) 指導教員の担当する演習科目を各年次1科目履修すること。

講義科目

科目群	授 業 科 目	単位	経済			経営		
			必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択
経済	経済理論研究	4	※ 4	8	12			12
	経済史研究	4						
	経済政策研究	4						
	財政金融研究	4						
	国際経済研究	4						
経営	経営研究	4				※ 4	8	
	会計研究	4						
共通	英書講読	4						
修了に必要な研究科目の単位数			4	8	12	4	8	12
			24			24		

(注) ※指導教員の担当する講義科目を履修すること。

経済・経営情報専攻情報コース
演習科目

科目群	演 習 科 目	単位	情報	
			必修	
			1年次	2年次
情報	統計演習	4	4	4
	管理工学演習	4		
	社会情報システム論演習	4		
	データベース論演習	4		
	シミュレーション論演習	4		
	マルチメディア論演習	4		
修了に必要な演習科目の単位数			8	

(注) 指導教員の担当する演習科目を各年次1科目履修すること。

講義科目

科目群	授 業 科 目	単位	情報		
			必修	選択 必修	選択
情報	統計研究	4	※ 4	8	12
	管理工学研究	4			
	社会情報システム論研究	4			
	データベース論研究	4			
	シミュレーション論研究	4			
	マルチメディア論研究	4			
共通	英書講読	4			
修了に必要な研究科目の単位数			4	8	12
			24		

(注) ※指導教員の担当する講義科目を履修すること。

○本表は、平成25年度入学者から適用する。ただし、平成24年度以前に入学した者及び平成25年度以前に2年次に入学した者については、なお従前の例による。

学位論文に関すること

修士論文について

次の規程を必ず熟読すること。

- ・獨協大学学位規程……………65ページ
- ・学位申請論文提出に関する細則……………67ページ
- ・各研究科履修規程……………24ページ～

取得できる学位

専攻	学位
法律学	修士（法学）
ドイツ語学	修士（学術）
英語学	修士（学術）
フランス語学	修士（学術）
経済・経営情報	修士（経済学）

学位論文

1. 修士論文提出の要件

博士前期課程に1年以上在学し、所定の単位を20単位以上修得していること。
（「各研究科履修規程」参照）

2. 日程及び注意事項

詳細はその都度PorTaⅡで通知するので、各自確認すること。

	法	外	経	日 程	備 考
題目届提出期間	○	○	○	5月6日(火)～10日(土)	所定様式に指導教員の署名・捺印を得て提出する。 今年度論文を提出しない者は、その旨を明記し、指導教員の署名・捺印を得て提出すること。
中間報告会、論文の構成・文献目録の書き方ガイダンス			○	7月2日(水)	1・2年生全員出席すること（出席をとります）。
題目変更届提出期間	○	○		8月20日(水)～22日(金)	所定様式に指導教員の署名・捺印を得て提出する。 期間厳守
中間報告レジュメ提出期間					
題目変更届提出期間			○	9月3日(水)～9月5日(金)	所定様式に指導教員の署名・捺印を得て提出する。 ※「要旨」は指導教員に必ず目を通してもらうこと。
中間報告要旨提出期間					
中間報告会	○	○		9月24日(水)	時間割は7月下旬に発表予定。
			○	10月4日(土)	※審査員の都合により日程が変更となる場合がある。
修士論文の構成・文献目録の提出期限			○	11月5日(水)	3部提出
論文テーマ発表会（1年生）ガイダンス			○	11月5日(水)	1年生全員出席すること（出席をとります）。
修士論文一時提出期限（本紙・要旨）			○	12月1日(月)	各3部提出
修士論文一時提出後、口頭試問			○	主査より日程の指示あり	
題目変更届提出期限	○	○	○	12月1日(月)	所定様式に指導教員の署名・捺印を得て提出する。
修士論文提出用表紙配付	○	○	○	12月中旬	
修士論文（本紙・要旨）提出期間	○	○	○	1月7日(水)～14日(水)	修士論文提出届（所定様式）に指導教員の署名・捺印を得ること。 本紙4部（正本1部、副本3部（コピー可））、要旨1部を提出。 審査料5,000円を納付（証明書発行機利用）すること。 期間厳守
『要旨』・最終試験時間割配付	○	○	○	1月19日(月) 予定	
最終試験（口頭試問）	○	○		2月5日(木)	
			○	2月5日(木)	1・2年生全員出席すること（出席をとります）。
論文テーマ発表会（1年生）			○	2月5日(木)	1年生全員が発表し、「獨協経済研究」へ要旨を投稿する。

※ 提出先はすべて大学院事務室（4棟1階）。

※ 所定様式は、PorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロードすること。

※ 今年度論文提出をしない者は、必ず大学院事務室へ届け出ること。

※ 各提出期間を過ぎたものは受け付けない。

※ 中間報告書、修士論文及び要旨の作成様式は次ページを参照すること。

※ ドイツ語学専攻の学生においては、留学（交換、認定）時も上記中間報告レジュメ提出期間を厳守すること。期間内に提出しない場合（病気その他のやむを得ない事情を除く）は、中間報告会への参加が認められない。したがって修士論文を提出することもできない。

様式

1. 論文表紙、要旨、中間報告レジュメの見出し

次ページ以降の見本により作成すること。欧文の場合は前例に基づき作成すること。

2. 本文

原稿はパソコンを用いて作成すること。要領は下表による。

なお、外国語学研究科においては、修士論文を和文で作成した場合は、要旨を欧文（独・英・仏文）で作成すること。修士論文を欧文（独・英・仏文）で作成した場合は、要旨を和文で作成すること。

〈法学研究科〉

中間報告レジュメ	修士論文	修士論文要旨
A4判、横書または縦書 2,000字（2枚）程度	A4判、横書または縦書 枚数は自由	A4判、横書または縦書 4,000字（4枚）以内

〈外国語学研究科〉

専攻	中間報告レジュメ	修士論文	修士論文要旨
ドイツ語学	A4判、横書 3枚程度 和文または独文で作成すること。	和文－（A4判、横書、12ポイント、1ページ40字×30行）30枚以上	独文－（A4判、12ポイント、1ページ30行）5枚程度
		独文－（A4判、12ポイント、1ページ30行）50枚以上	和文－（A4判、横書、12ポイント、1ページ40字×30行）4枚程度
英語学	A4判、横書 3枚程度 和文または英文で作成すること。	和文－（A4判、横書、12ポイント、1ページ40字×30行）30枚以上	英文－（A4判、12ポイント、1ページ30行）4枚程度
		英文－（A4判、12ポイント、1ページ30行）50枚以上	和文－（A4判、横書、12ポイント、1ページ40字×30行）4枚程度
フランス語学	A4判、横書 3枚程度 和文または仏文で作成すること。	和文－（A4判、横書、12ポイント、1ページ40字×30行）30枚以上	仏文－（A4判、12ポイント、1ページ30行）4枚程度
		仏文－（A4判、12ポイント、1ページ30行）50枚以上	和文－（A4判、横書、12ポイント、1ページ40字×30行）4枚程度

〈経済学研究科〉

中間報告要旨	修士論文	修士論文要旨
A4判で3枚程度 ※参考文献は枚数に含めない。 ※中間報告の発表と内容が一致していること。	A4判で30枚程度	A4判で4枚程度 ※参考文献は枚数に含めない。 ※最終試験の発表と内容が一致していること。
1. A4判横書 2. 12ポイントMS明朝体とする。また、1ページ30行とする（文章作成のソフトで行数だけを指定し、文字数は指定しない）。 3. 上下30ミリ、左右25ミリの余白を設定 4. 指導教員の許可を得て英文で提出する場合はA4判、12ポイント、上下30ミリ、左右25ミリの余白を設定		

（次ページに続く）

○○○○年度修士論文
題目名
獨協大学大学院 ○○研究科 ○○○専攻 氏名

○○○○年度修士論文
題目名
獨協大学大学院 ○○研究科 ○○○専攻 氏名

題目名
○○○専攻 氏名
本文

本文
題目名
○○○専攻 氏名

特定課題研究成果について

外国語学研究科 博士前期課程 英語学専攻 英語教育専修コース（1年コース）

次の規程を必ず熟読すること。

- ・ 獨協大学学位規程……………65ページ
- ・ 学位申請論文提出に関する細則……………67ページ
- ・ 外国語学研究科博士前期課程
（1年コース）の履修に関する細則 ……………30ページ

取得できる学位

専攻	学位
英語学	修士（英語教育）

日程及び注意事項

詳細はその都度PorTaⅡで通知するので、各自確認すること。

	日 程	備 考
題目届提出期限	6月27日（金）	所定様式に指導教員の署名・捺印を得て提出する。
題目変更届提出期間	8月20日（水）～22日（金）	所定様式に指導教員の署名・捺印を得て提出する。
中間報告レジュメ提出期間		期間厳守
中間報告会	9月24日（水）	時間割は7月下旬に発表予定。
題目変更届提出期限	12月1日（月）	所定様式に指導教員の署名・捺印を得て提出する。
特定課題研究提出用表紙配付	12月中旬	
特定課題研究（本紙・要旨） 提出期間	1月7日（水）～14日（水）	特定課題研究提出届（所定様式）に指導教員の署名・捺印を得ること。 本紙4部（正本1部、副本3部（コピー可））、要旨1部を提出。 審査料5,000円を納付（証明書発行機利用）すること。 期間厳守
『要旨』・最終試験時間割配付	1月19日（月）予定	
最終試験（口頭試問）	2月5日（木）	

※提出はすべて大学院事務室（4棟1階）。

※所定様式は、PorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロードすること。

※各提出期間を過ぎたものは受け付けない。

様式

原稿はパソコンを用いて作成すること。要領は下表による。

特定課題研究を和文で作成した場合は、要旨を英文で作成すること。

特定課題研究を英文で作成した場合は、要旨を和文で作成すること。

研究科・専攻	中間報告レジュメ	特定課題研究	特定課題研究要旨
外国語学研究科 英語学専攻	A4判、横書、3枚程度 和文または英文で作成すること。	和文－（A4判、横書、12ポイント、 1ページ40字×30行）30枚以上	英文－（A4判、12ポイント、 1ページ30行）4枚程度
		英文－（A4判、12ポイント、 1ページ30行）50枚以上	和文－（A4判、横書、12ポイント、 1ページ40字×30行）4枚程度

（次ページに続く）

〇〇〇〇年度特定課題研究

題目名

獨協大学大学院 〇〇研究科
〇〇〇 専攻（※専修コース）
氏 名

題目名

〇〇〇 専 攻
氏 名

本文

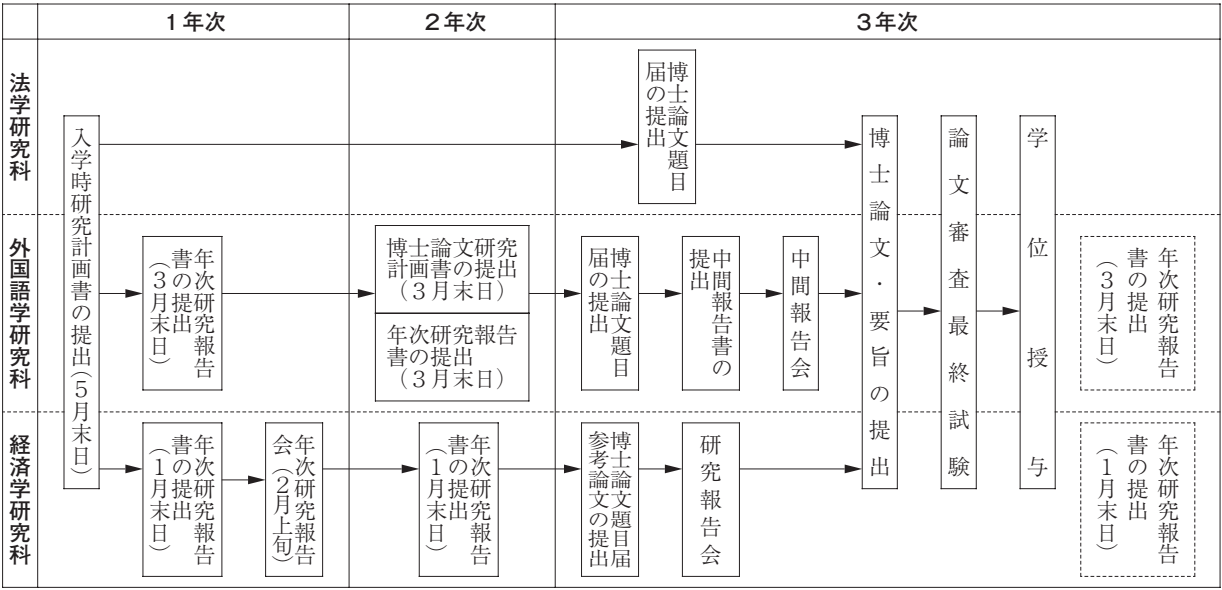
博士論文について

次の規程を熟読すること。

獨協大学学位規程	65ページ
学位申請論文提出に関する細則	67ページ
研究報告提出に関する細則	67ページ
各研究科履修規程	24ページ～

取得できる学位

専攻	学位
法律学	博士（法学）
ドイツ語学	博士（学術）
英語学	博士（学術）
フランス語学	博士（学術）
経済・経営情報	博士（経済学）



<法学研究科>

1. 博士学位論文提出の要件
2. 入学時研究計画書の提出
3. 博士学位申請論文題目届の提出
4. 博士学位申請論文・要旨の提出

博士後期課程に2年以上在学し、かつ研究指導8単位および総合研究6単位を修得していること。

*優れた研究業績をあげた者は、博士後期課程1年以上在学の後に博士論文を提出することができる。（法学研究科履修規程第8条第4項）

提出期限：入学年度の5月末日

所定様式（PorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロード）で作成し、指導教員の署名捺印を得て大学院事務室事務課に提出すること。

提出期限：10月1日（水）

所定様式（PorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロード）に「論文題目」を記入し、指導教員の署名捺印を得て大学院事務室に提出すること。

提出期限：11月4日（火）

様 式	
博士学位申請論文（正本1通・副本4通）	要 旨（1通）
A 4判（40字×30行、上下30ミリ、左右25ミリの余白を設定）で50枚（60,000字）以上	A 4判（40字×30行、上下30ミリ、左右25ミリの余白を設定）で5枚（6,000字）程度

原稿はパソコンを用いて作成すること。

＊表紙の様式については、修士論文に準ずる（用紙は大学院事務室より配付）。

＊片面に印刷すること。

＜外国語学研究科＞

1. 博士学位論文提出の要件

博士後期課程に2年以上在学し、所定の単位を20単位以上修得していること。

＊特に優れた研究業績をあげた者に対し、研究科委員会が認めた場合は、博士論文の提出ができる。（外国語学研究科履修規程第13条第5項）

2. 入学時研究計画書の提出

提出期限：入学年度の5月末日

所定様式（PorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロード）に「研究題目」を記入し、指導教員の署名捺印を得て大学院事務室に提出すること。

内 容	様 式	
研究の主題・目的・内容・方法・意義等	和文	4,000字以内（A 4判、横書）
	欧文	3,000ワード以内（A 4判・ダブルスペース）

原稿はパソコンを用いて作成すること。

＊正本1通・副本2通を提出すること。

3. 年次研究報告書の提出

提出期限：毎学年度3月末日

当該年度に行った研究を、次の様式に基づき提出すること。博士論文提出者も提出すること。

なお、すでに印刷・公表した場合は、その印刷物を提出すること。

所定様式（PorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロード）に指導教員の署名捺印を得て大学院事務室に提出すること。

＊単位取得満期退学後、研究生になる場合は、「研究報告」をもって最終年次の「年次研究報告書」に代えることができる。

専 攻	様 式	
ドイツ語学 フランス語学	和文	A 4判5枚（6,000字）以上
	独・仏文	A 4判10枚程度
英語学	和文	A 4判4～5枚（4,000～6,000字）

原稿はパソコンを用いて作成すること。

＊正本1通・副本2通を提出すること。

4. 博士論文研究計画書の提出

提出期限：博士学位申請論文を提出する時期によって異なるので注意すること。

所定様式（PorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロード）に指導教員の署名捺印を得て大学院事務室に提出すること。

博士論文提出時期	提出期限
在 学 中	2年次の3月末日・3年次（次年度在学延長予定者）の3月末日

内 容	様式（参考文献を除いた字数）	
博士学位申請論文の主題・意義・構成・研究方法・研究及び執筆の手順・資料・参考文献等についての概要	和文	4,000字程度（A4判・横書）
	欧文	3,000ワード以内（A4判）

原稿はパソコンを用いて作成すること。

* 正本1通・副本2通を提出すること。

5. 博士学位申請論文題目届の提出

提出期限：4月4日（金）

所定様式（PorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロード）に「論文題目」を記入し、指導教員の署名捺印を得て大学院事務室に提出すること。

6. 中間報告書の提出

提出期限：5月16日（金）

博士学位申請論文の草稿で内容的には完成されたものとし、所定様式（PorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロード）に指導教員の署名捺印を得た上で大学院事務室に提出すること。

* 正本1通・副本4通を提出のこと。

7. 中間報告会開催

開催期限：5月31日（土）

8. 博士学位申請論文・要旨の提出

事前提出期限：9月1日（月）

本提出期限：11月4日（火）

様 式		
専 攻	博士学位申請論文（正本1通・副本4通）	要旨（1通）
ドイツ語学 英語学 フランス語学	独・英・仏文－（A4判、12ポイント、1ページ30行）100枚以上	和文－（A4判、横書、12ポイント、1ページ40字×30行）8枚程度
	和文－（A4判、横書、12ポイント、1ページ40字×30行）70枚以上	独・英・仏文－（A4判、12ポイント、1ページ30行）8枚程度

博士学位申請論文を欧文（独・英・仏文）で作成した場合は、要旨を和文で作成すること。

博士学位申請論文を和文で作成した場合は、要旨を欧文（独・英・仏文）で作成すること。

原稿はパソコンを用いて作成すること。

* 表紙の様式については、修士論文に準ずる（用紙は大学院事務室より配付）。

* 片面に印刷すること。

＜経済学研究科＞

1. 博士学位論文提出の要件

博士後期課程に2年以上在学し、所定の単位を20単位以上修得していること。
*特に優れた業績をあげた者に対し、研究科委員会が認めた場合は、博士論文の提出ができる。(経済学研究科履修規程第11条第5項)

2. 入学時研究計画書の提出

提出期限：入学年度の5月末日

所定様式(PorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロード)に「研究題目」を記入し、指導教員の署名捺印を得て大学院事務室に提出すること。

内 容	様 式
研究の主題・目的・内容・方法・意義等	和文で4,000字以内(A4判、横書)

原稿はパソコンを用いて作成すること。

*正本1通・副本2通を提出のこと。

3. 年次研究報告書の提出

提出期限：毎学年度1月末日

当該年度に行った研究を、次の様式に基づき提出すること。

なお、すでに印刷・公表した場合は、その印刷物を提出すること。

当該年度博士論文提出者については、提出不要とする。

所定様式(PorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロード)に指導教員の署名捺印を得て大学院事務室に提出すること。

*単位取得満期退学後、研究生になる場合は、「研究報告」をもって最終年次の「年次研究報告書」に代えることができる。ただし、「研究報告」の内容は、過去1年間の研究内容に加え、今後の研究計画に相当する文面を記載すること。

様 式
A4判(40字×30行、上下30ミリ、左右25ミリの余白を設定)で5枚(6,000字)程度。

原稿はパソコンを用いて作成すること。

*正本1通・副本2通を提出のこと。

4. 年次研究報告会(1年次)の開催

11月5日(水)に論文テーマの発表を行い、要旨を「獨協経済研究」へ投稿すること。

5. 博士学位申請論文題目届・参考論文の提出

提出期限：7月1日(火)

所定様式(PorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロード)に「論文題目」を記入し、指導教員の署名捺印を得て大学院事務室に提出すること。

参考論文：レフェリー付き証明書及び投稿規定を併せて提出すること。

6. 研究報告会の開催

7月中旬に行う。詳細はPorTaⅡで確認すること。

7. 博士学位申請論文・要旨の提出

提出期限：9月1日(月)

*博士学位申請論文提出後、一部訂正となった場合は11月4日(火)17時までに修正後の博士学位申請論文を提出すること。

8. 博士学位申請論文提出に関する取り決め

様 式	
博士学位申請論文（正本1通・副本4通）	要 旨（1通）
A 4判80,000字以上	A 4判4,000字程度

原稿はパソコンを用いて作成すること。

*表紙の様式については、修士論文に準ずる。（用紙は大学院事務室より配付）

*片面に印刷すること。

＜経済学研究科博士学位論文提出に関する取り決め＞

*博士学位論文の主要部分に関連する単独論文を参考論文として1編以上提出すること。ここでいう参考論文は、経済学部紀要「獨協経済」掲載論文は不可とし、学外のレフェリー制度のある学会誌等に既に発表されたもの、あるいは刊行予定のものでなければならない。なお共著論文の場合、実質的に第一筆頭者（First Author）でなければならない。共著論文で第二番目以降の著者の場合、全著者分の1編として取り扱う。

*博士学位申請論文に際し、添付すべき資料・論文等がある場合、その研究業績リスト及び主なものの現物2点まで提出することができる。

＜全研究科共通＞

3年次に博士学位申請論文を提出しない場合の手続きについて

1. 在学延長をする場合
(授業料減免)
2. 単位取得満期退学をする場合

3. 研究報告について

博士後期課程の学生で、3年次に博士学位申請論文を提出しない者は、次のいずれの進路を選ぶか指導教員と相談し、12月末を目途に決定し、大学院事務室に届け出ること。

提出書類：「博士後期課程在学延長・授業料減免願」

提出期限：2月末日

提出先：大学院事務室窓口

(1) 退学後、研究生を希望する場合

提出書類	提出期限
①「研究報告」	1月末日
②審査を受け合格した者は「退学届」	3月末日
③研究生申請の為の「博士後期課程 研究生認定願」	4月初旬

(2) 退学後、研究生を希望しない場合

*「退学届」を提出

上記2.(1) 単位取得満期退学後、研究生になる場合には、3年次1月末日までに「研究報告」を提出し、審査を受け合格しなければならない。

所定様式 (PorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロード) に指導教員の署名捺印を得て大学院事務室に提出すること。

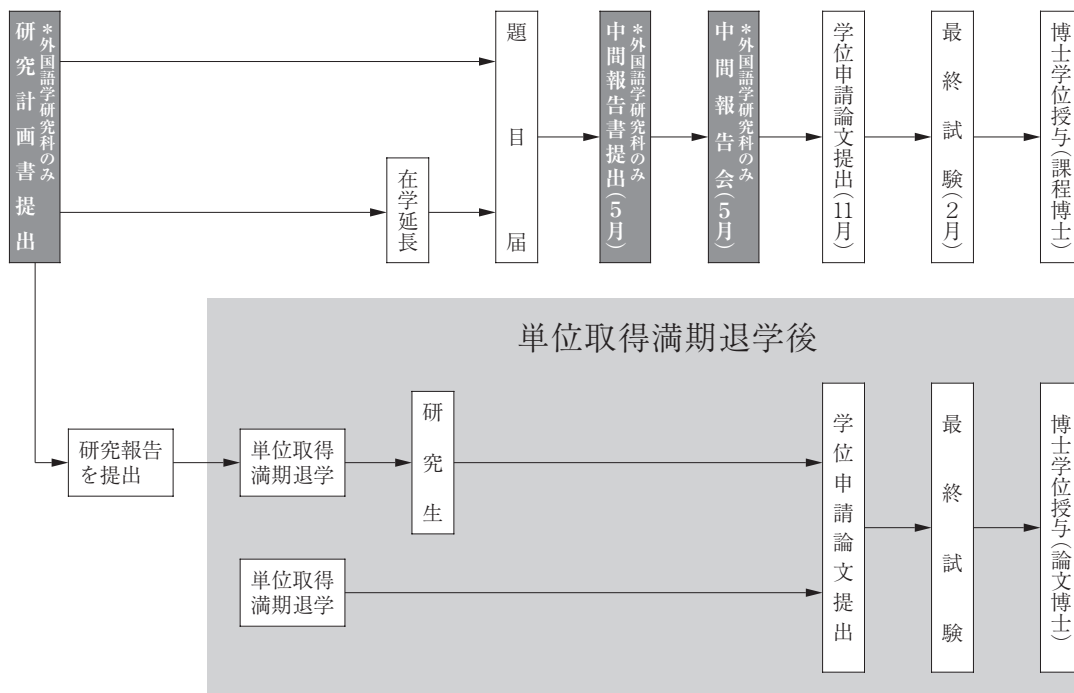
提出期限：3年次 1月末日

様式
A4判・横書で字数は10,000字程度とする。

原稿はパソコンを用いて作成すること。

*正本1通・副本3通を提出のこと。

論文審査の流れ概略図



単位取得満期退学後に博士学位申請論文を提出する際は、事前に大学院事務室に連絡の上、日程等詳細を確認すること。

学位申請論文審査基準

法学研究科

修士学位論文審査基準

博士前期課程の学位授与方針により、審査のうえ、「修士（法学）」の学位を授与する。

審査にあたっては、提出された論文について以下の項目を考慮する。なお、論文は原則として日本語によるものとする。

- 1) 主題が明確かつ適切であること。
- 2) 論証に合致した手法が選択されていること。
- 3) 適切な先行研究が踏まえられたものであること。
- 4) 章立て、文章表現、引用の仕方が適切であること。
- 5) 内容に論理の矛盾や飛躍がなく、正確かつ明確に記述されていること。また、執筆者が、当該分野において、総合的、専門的また学際的な教育・研究を行える能力を身に付け、当該分野の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力を身に付けていることを、論文の内容が証明するものであること。
- 6) 結論が正確かつ明確であること。

課程博士学位論文審査基準

本審査基準は課程博士を対象とするものである。

博士後期課程の学位授与方針により、審査のうえ、「博士（法学）」の学位を授与する。

審査にあたっては、提出された論文について以下の項目を考慮する。なお、論文は原則として日本語によるものとする。

- 1) 主題が明確かつ適切であること。
- 2) 論証に合致した手法が選択されていること。
- 3) 適切な先行研究が踏まえられたものであること。
- 4) 章立て、文章表現、引用の仕方が適切であること。
- 5) 内容に論理の矛盾や飛躍がなく、正確かつ明確に記述されていること。また、執筆者が、当該分野において、総合的、専門的また学際的な特に優れた教育・研究を行える能力を身に付け、当該分野の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な特に優れた学識・能力を身に付けていることを、論文の内容が証明するものであること。
- 6) 結論が正確かつ明確であること。

附則

1. この基準の改廃は、研究科委員会の審議を経て研究科委員長が行う。
2. この基準は、平成31年3月31日より施行する。

外国語学研究科

修士学位申請論文審査基準

博士前期課程の学位授与方針に基づいて審査のうえ、「修士（学術）」の学位を授与する。

論文審査にあたっては、以下の項目を考慮する。なお、論文は日本語または各専攻において指定された外国語によるものとする。

- 1) 研究課題が明確であり、かつ学位授与方針に照らして適切であること。
- 2) 研究課題にふさわしい手法または理論が選択されていること。
- 3) 当該研究分野の先行研究が踏まえられていること。
- 4) 研究内容に論理の矛盾がなく記述され、明確かつ説得力をもって結論が導かれていること。

特定の課題についての研究の成果の審査基準

博士前期課程英語学専攻英語教育専修コースの学位授与方針に基づいて審査のうえ、「修士（英語教育）」の学位を授与する。

特定の課題についての研究の成果の審査にあたっては、以下の項目を考慮する。なお、論文は日本語または英語によるものとする。

- 1) 英語教育の分野に関する研究であり、研究課題が明確であり、かつ学位授与方針に照らして適切であること。
- 2) 研究課題にふさわしい手法または理論が選択されていること。
- 3) 当該研究分野の先行研究が踏まえられていること。
- 4) 研究内容に論理の矛盾がなく記述され、明確かつ説得力をもって結論が導かれていること。

課程博士及び論文博士学位申請論文の審査基準

博士後期課程の学位授与方針に基づいて審査のうえ、「博士（学術）」の学位を授与する。

論文審査にあたっては、以下の項目を考慮する。なお、論文は日本語または各専攻において指定された外国語によるものとする。

- 1) 研究課題が明確であり、かつ学位授与方針に照らして適切であること。
- 2) 研究課題にふさわしい手法または理論が選択されていること。
- 3) 当該研究分野の先行研究が踏まえられていること。
- 4) 研究内容に論理の矛盾がなく記述され、明確かつ説得力をもって結論が導かれていること。
- 5) 当該研究分野において学術的貢献があること。

経済学研究科

修士学位申請論文審査基準

博士前期課程の学位授与方針により、審査のうえ、「修士（経済学）」の学位を授与する。

論文審査にあたっては、以下の項目を考慮する。なお、論文は日本語または英語によるものとする。

- 1) 研究課題が明確であり、かつ、学位授与方針に照らして適切であること。
- 2) 研究課題に合致した手法が選択されていること。
- 3) 当該分野の先行研究が踏まえられていること。
- 4) 研究内容に論理の矛盾や飛躍がなく、正確かつ明確に記述されていること。また、執筆者が学位授与方針に照らして、当該分野に関する専門的な知識及び能力を身に付けていることを証明するものであること。
- 5) 結論が正確かつ明確であること。

課程博士学位申請論文審査基準

本審査基準は課程博士を対象とするものである。

博士後期課程の学位授与方針により、審査のうえ、「博士（経済学）」の学位を授与する。

論文審査にあたっては、以下の項目を考慮する。なお、論文は日本語または英語によるものとする。

- 1) 研究課題が明確であり、かつ、学位授与方針に照らして適切であること。
- 2) 研究課題に合致した手法が選択されていること。
- 3) 当該分野の先行研究が精査されていること。
- 4) 研究内容に論理の矛盾や飛躍がなく、正確かつ明確に記述されていること。また、執筆者が学位授与方針に照らして、豊かな学識及び当該分野に関する高度な能力を身に付けていることを証明するものであること。
- 5) 結論が正確かつ明確であること。
- 6) 主要部分が、学外のレフェリー制度のある学会誌等に既に発表されたもの、あるいは、刊行予定であること。
- 7) 当該分野においての学術的貢献があること。

論文博士学位論文審査基準

本審査基準は論文博士を対象とするものである。

大学院学則及び獨協大学学位規程に定めるところにより、獨協大学大学院経済学研究科の博士後期課程を修了していない者が、論文を提出してその審査に合格し、かつ、大学院博士後期課程の修了者と同等以上の学識があると認められた場合には、「博士（経済学）」の学位を授与することができる。

論文審査にあたっては、以下の項目を考慮する。なお、論文は日本語または英語によるものとする。

- 1) 研究課題が明確であり、かつ、学位授与方針に照らして適切であること。
- 2) 研究課題に合致した手法が選択されていること。
- 3) 当該分野の先行研究が精査されていること。
- 4) 研究内容に論理の矛盾や飛躍がなく、正確かつ明確に記述されていること。また、執筆者が学位授与方針に照らして、豊かな学識及び当該分野に関する高度な能力を身に付けていることを証明するものであること。
- 5) 結論が正確かつ明確であること。
- 6) 主要部分が、学外のレフェリー制度のある学会誌等に既に発表されたもの、あるいは、刊行予定であること。
- 7) 当該分野においての学術的貢献があること。

施設の利用・援助制度

1. 大学院学生共同研究室の利用について

大学院学生共同研究室利用規程（74ページ）参照のこと。

学生共同研究室は、その研究活動に充分利用されるように特に配慮され、教員の個人研究室に準ずる扱いをしている。これは、学部学生とは大幅に異なったもので、院生は教員に近い責任と自覚とを有するものと判断されて、定められているものであるから、各自良識ある行動によって互いの学術研究活動に支障をきたさぬように留意して利用すること。

特に火気については、万一にも間違いのないように注意すること。また、規定の時間を超えて使用する場合は、その都度必ず大学院事務室に連絡すること。

連絡専用メールアドレス：commonlab@stf.dokkyo.ac.jp

2. 大学院専用複写室の利用について

大学院には学位論文等の作成に利用されることを目的として専用の複写室（6棟5階）がある。複写室には複写機、製本機、シュレッダー、作業台（テーブル、椅子）、物品棚を備えている。

[利用上の注意]

1. 複写室の開閉は、共同研究室備え付けの鍵で行うこと。
2. コピー用紙は大学院事務室で配付しているので、必要に応じて取りに来ること。コピー用紙はコピー以外（プリンタでの出力等）で使用してはならない。
3. 複写室の備品を室外に持ち出さないこと。
4. 室内灯や電気器具の消し忘れに十分注意すること。

3. プリンタのトナー交換について

東棟4階のヘルプデスクに空のトナーを持って行き、新しいトナーと交換する。

4. 図書館の利用について

■図書館での資料の複写

- ・著作権法を遵守すること。
- ・コピーカードの利用については、PorTaⅡで確認すること。

■図書館で所蔵していない資料の利用方法

利用方法	文献複写	図書借受	訪問利用	購入依頼
内 容	コピーを取り寄せる (但し、図書や雑誌の 一部分のみ)	所蔵館から図書を 借りる (但し、館内で 一定期間利用のみ)	所蔵館を訪問して 資料を利用する	図書の購入を依頼する (年間上限25冊)
申込方法	MyLibrary・ 1階総合レファレンス カウンター	MyLibrary・ 1階総合レファレンス カウンター	1階総合レファレンス カウンター	MyLibrary (各年度4月1日から 1月31日まで)
利用者負担 (費用)	複写料金 + 送料等	往復の送料等	所蔵館までの交通費等	

※文献複写および図書借受は、獨協大学図書館HPのMyLibraryから申請すれば、大学が費用の一部を負担する。

※訪問利用には、獨協大学図書館発行の紹介状が必要な場合がある。

※初めて利用する場合、図書館1階総合レファレンスカウンターに問い合わせること。

その他詳細は、図書館HP (<https://www.dokkyo.ac.jp/library/>) を確認すること。

5. 学会出席補助について

大学院生が、遠隔地（関東を除く地域）への学会に出席する場合には、下記のとおり交通費の半額を補助している。

（１）申請手続

学会出席の補助を受けようとする者は事前に「大学院学会出席補助申請書」（PorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロード）に開催要項を添付し、指導教員の承認と所見を得て大学院事務室に提出する。

（２）１人当りの補助額

交通費の補助については以下のとおりとする。なお、補助回数についての制限は行わない。

【博士後期課程】

学会に出席する場合、一人当たり年間５万円を限度として交通費の半額を補助する。

【博士前期課程】

- ①専ら発表を行うために学会に出席する者については、一人当たり年間５万円を限度として交通費の半額を補助する。
- ②専ら発表を聴講するために学会に出席する者については、一人当たり年間３万円を限度として交通費の半額を補助する。
- ③発表を行うために学会に出席する場合及び発表を聴講するために学会に出席する場合の双方ある者については、一人当たり年間５万円を限度として交通費の半額を補助する。ただし、発表を聴講するために学会に出席する際に要した交通費に対する補助額の合計は３万円を超えることはできない。

補助の対象となり得る学会とは、日本学術会議、公益財団法人日本学術協力財団、国立研究開発法人科学技術振興機構が連携して実施しているデータベースである学会名鑑（<https://gakkai.jst.go.jp/gakkai/>）に掲載されている学会、その他指導教員が特に適当と認めるシンポジウム、講演会、ワークショップのことをいう。

なお、出席補助に当たっては、出席する学会の会員資格の有無を問わない。

（３）交通費の範囲

最寄りの駅から会場までの料金とし、グリーン料金は含まない。

交通経路は、運賃・時間・距離その他の事情に照らして、最も経済的かつ合理的と認められる経路・方法とする。

（４）報告書の提出

学会出席補助を受けた者は、帰着後１週間以内に「大学院学会参加報告書」（PorTaⅡのダウンロードセンターよりダウンロード）を指導教員の承認を得て大学院事務室に提出する。

【注意】

- ①航空機、特別急行列車（新幹線）又は普通急行列車を利用する場合、証憑書類（領収書等）を提出する必要がある。利用が想定される場合は、事前に大学院事務室に問い合わせをし、必要書類を確認すること。
- ②宿泊と交通費がパックになっているツアーは、交通費部分の金額を証明することができないので、学会出席補助の対象とはならない。

6. 奨学金制度

大学院生が利用できる主な奨学金制度は以下の制度である。詳細は、年度初めに開催される奨学金ガイダンス内で確認をすること（奨学金関係規程（68～70ページ）参照）。

本学独自奨学金及び日本学生支援機構奨学金の出願等の日程は、「大学院年間行事予定（2ページ）」を参照のこと。

種類	奨学金名	支援内容
本学独自	獨協大学大学院奨学金	給付（月額44,000円又は月額22,000円）、年2回振込
	獨協大学大学院外国人留学生奨学金	対象：交換協定校から本学に派遣された大学院学生 給付（月額22,000円）
	獨協大学大学院交換留学生奨学金	給付（月額22,000円）、年2回振込
	獨協大学大学院外国人学生支援奨学金	対象：外国人学生 年間授業料の30%相当額を上限として減免
	獨協大学大学院応急奨学金	対象：主たる家計維持者の死亡や病気等による家計急変により、学業の継続が著しく困難と認められる者 給付（300,000円）、在学期間中1回限り
民間	公益財団法人高澤三次郎国際奨学金財団外国人留学生奨学金 （本学から推薦、選考は財団が行う）	対象：アジア諸国からの留学生（博士前期課程のみ／併給不可） 給付（月額50,000円） 35歳未満、財団主催行事への参加等諸条件を満たすこと。
日本学生支援機構	第一種奨学金 （授業料後払い制度との併用不可）	貸与（毎月1回振込） 博士前期課程：月額50,000円、88,000円から選択 博士後期課程：月額80,000円、122,000円から選択
		貸与（大学へ直接振込） [授業料支援金] 授業料相当額（本学の場合年額650,000円）に、保証料相当額を加えた額
		貸与（毎月1回振込） [生活費奨学金] 月額0円（利用しない）、20,000円、40,000円から選択
	第二種奨学金	貸与（毎月1回振込） 月額50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円から選択
	外国人学生学習奨励費	詳細は国際交流センターに確認すること。
	第一種奨学金緊急採用（無利子）	生計維持者の失職、破産、事故、病気、死亡等もしくは火災、風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合に、申し込むことができる貸与型の奨学金。
	第二種奨学金応急採用（有利子）	家計急変の事由が発生してから12か月以内の人で、学力・家計基準を満たすこと。

上記以外にも、自治体・財団・企業等の奨学金の利用も可能。

また、各団体から本学に奨学金募集の案内が届いた際は、随時通知（PorTaⅡ又は6棟5階掲示板）する。

7. PCの貸出について

利用期間 最長1ヶ月間

貸出／返却窓口 教育研究支援課（中央棟1階）②番窓口

詳細については、窓口で確認のこと。

大学院事務室で扱う事務、証明書の発行

1. 大学院事務室で扱う事務

(1) 事務取扱時間

事務局の平常事務取扱時間は次のとおりである。

なお、夏季休業中の事務取扱時間は平常とは異なるのでPorTaⅡの掲示板等により確認すること。

平 日 9:00～17:00（昼休み 12:00～13:00）

土曜日 9:00～12:00

(2) 取扱事項

履修登録・成績・学位論文・証明書等に関すること。

休学・復学・退学に関すること。

奨学金に関すること。

学生共同研究室に関すること。

聴講生・科目等履修生及び研究生に関すること。

入学試験実施に関すること。

(3) 大学からの連絡

大学からのお知らせは、原則としてPorTaⅡの掲示板を利用して通知される。定期的にPorTaⅡにログインし、内容を確認すること。

なお、内容によっては、大学が付与したメールアドレス宛（獨協大学Webメール）に個別に連絡を入れる場合もあるため、定期的に受信確認を行う又は転送設定（スマートフォン等自分がよく確認するメールアドレスに転送／PorTaⅡのダウンロードセンター内の操作マニュアル参照）をすること。

2. 証明書の発行

(1) 在学生

	証 明 書 種 類	手 数 料		取扱窓口等
		和文	英文	
博士前期課程	成績証明書	100円	300円	証明書自動発行機
	修了見込付き成績証明書（※）			
	在籍証明書			
	修了見込証明書（※）	100円	300円	大学院事務室
	単位取得見込証明書			
博士後期課程	成績証明書	100円	300円	証明書自動発行機
	在籍証明書			
	専攻分野証明書	100円		大学院事務室
	標準修業年限修了見込証明書			
博士前期課程 博士後期課程 （免許関係）	教育職員免許状取得見込証明書	100円		教務課免許課程係
	学力に関する証明書			
	司書資格単位修得（見込）証明書			
	司書教諭単位修得（見込）証明書			
	人物考查書（教員採用試験・教職関係）			

(2) 修了生等

	証 明 書 種 類	手 数 料		取 扱 窓 口
		和文	英文	
博士後期課程 (大学院単位取得満期退学者)	単位取得満期退学証明書 学位授与証明書	300円	600円	大学院事務室
博士前期課程 博士後期課程	学位授与証明書（大学院修了者） 成績証明書（修了、除籍、退学者） 在籍期間証明書（修了、除籍、退学者）	300円	600円	教務課 各学部窓口

(注意) 証明書自動発行機で発行されない証明書は自動発行機で『申込書』を購入し、担当窓口に行くこと。

(※) 博士前期課程修了見込証明書の発行基準

修了見込証明書は原則として次の要件をすべて満たしている者にのみ発行する。

[博士前期課程]

- イ. 修了要件をみたす履修登録をしていること。
- ロ. 大学院に、休学期間を除いて1年以上在籍していること。
- ハ. 修士論文提出の見込があること（題目届、中間報告書を提出しなかった場合は、その時点から修了見込が取り消される）。

[博士前期課程（1年コース）]

- イ. 修了要件をみたす履修登録をしていること。
- ロ. 特定課題研究提出の見込があること。

研究生・聴講生・科目等履修生・委託研修生・特別聴講学生制度

本大学院では研究生・聴講生・科目等履修生・委託研修生・特別聴講学生制度を設けている（70～72ページの各規程参照のこと）。詳細は2月上旬より大学院ホームページ（研究生制度はPorTaⅡ）を参照のこと。

諸 規 程 集

獨協大学大学院学則

(昭和52年4月1日)

第1章 総 則

(目的)

第1条 獨協大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論および応用を教授・研究し、精深な学識と研究能力を養い、または、高度の専門性を要する職業等に必要能力を養い、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価および内部質保証の推進)

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的および社会的使命を達成するため、本大学院の教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備（以下「教育研究等」という。）の状況について継続的に自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、前項の自己点検・評価の結果を受けて、継続的な改善と向上に取り組むことにより、教育研究等の質の保証（以下「内部質保証」という。）を推進するものとする。

3 自己点検・評価の実施および内部質保証の推進については、別に定

める。

(研究科およびその目的)

第2条 本大学院に、次の研究科をおく。

法学研究科

外国語学研究科

経済学研究科

2 法学研究科は、法学・政治学の分野において、総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行い、法学・政治学の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材を養成することを目的とする。

3 外国語学研究科は、語学・文学・文化・外国語教育分野において、総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行い、語学・文学・文化・外国語教育の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材を養成することを目的とする。

4 経済学研究科は、経済・経営・情報の分野において、総合的、専門的、また学際的な教育・研究を行い、経済・経営・情報の研究の発展に資するとともに、高度の専門性を有する職業に必要な学識・能力をもった人材を養成することを目的とする。

(課程・組織)

第3条 各研究科に次の課程、専攻・コースをおく。

研 究 科	課 程	専 攻 ・ コ ー ス	
法 学 研 究 科	博 士 前 期 課 程	法 律 学 専 攻	
	博 士 後 期 課 程		
外 国 語 学 研 究 科	博 士 前 期 課 程	ド イ ツ 語 学 専 攻	
		英 語 学 専 攻	
		英 語 学 専 攻 英 語 教 育 専 修 コ ー ス	
		フ ラ ン ス 語 学 専 攻	
	博 士 後 期 課 程	ド イ ツ 語 学 専 攻	
		英 語 学 専 攻	
		フ ラ ン ス 語 学 専 攻	
経 済 学 研 究 科	博 士 前 期 課 程	経 済 ・ 経 営 情 報 専 攻	経 済 ・ 経 営 コ ー ス 情 報 コ ー ス
	博 士 後 期 課 程	経 済 ・ 経 営 情 報 専 攻	

(博士前期課程および博士後期課程の目的)

第4条 博士前期課程は、学部における一般のおよび専門的教養の基礎のうえに、広い視野に立ってさらに専攻分野を研究し、その分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(収容定員)

第5条 本大学院における各研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研 究 科	課 程	専 攻	入学定員	収容定員
法 学 研 究 科	博 士 前 期 課 程	法 律 学 専 攻	5	10
	博 士 後 期 課 程		3	9
外 国 語 学 研 究 科	博 士 前 期 課 程	ド イ ツ 語 学 専 攻	2	4
		英 語 学 専 攻	6	12
		英 語 学 専 攻 英 語 教 育 専 修 コ ー ス		
	博 士 後 期 課 程	フ ラ ン ス 語 学 専 攻	2	4
		ド イ ツ 語 学 専 攻	1	3
		英 語 学 専 攻	2	6
		フ ラ ン ス 語 学 専 攻	1	3
経 済 学 研 究 科	博 士 前 期 課 程	経 済 ・ 経 営 情 報 専 攻	2	4
	博 士 後 期 課 程	経 済 ・ 経 営 情 報 専 攻	1	2
		経 済 ・ 経 営 情 報 専 攻	1	3

(標準修業年限および授業形態等)

第6条 本大学院の標準修業年限は、次のとおりとする。

博士課程5年(前期2年、後期3年)

- 2 博士課程は、これを前期2年および後期3年の課程に区分する。
- 3 前項の前期2年の課程は「博士前期課程」(「修士課程」)といい、後期3年の課程は「博士後期課程」(「博士課程」)という。
- 4 前3項の規定にかかわらず、外国語学研究科博士前期課程英語学専攻英語教育専修コース(以下「1年コース」という。)は、標準修業年限を1年とすることができる。

5 削除

6 経済学研究科博士前期課程経済・経営情報専攻は、昼夜開講制とする。

7 第4項および第6項に掲げるコース、専攻においては、主として実務経験を有する者に対して、昼間と併せて夜間その他特定の時間、時期において授業または研究指導等の適切な方法により教育を行う。

(在学期間)

第7条 博士前期課程の在学期間は4年、博士後期課程は6年を超えることができない。ただし、1年コースの場合は2年を超えることができない。

(学年度・学期・休業日)

第8条 学年度、学期および休業日については、獨協大学学則第3条ないし第5条の規定を準用する。

2 前項の休業日は、1年コースには適用しない。

第2章 授業科目・単位数および履修方法

(研究および研究指導)

第8条の2 本大学院の教育・研究は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、1年コースの教育・研究は、授業科目の授業および特定の課題についての研究の成果等に対する指導によって行うものとする。

(授業科目・単位数)

第9条 研究科の授業科目および単位数は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第10条 博士前期課程の学生は、その在学期間中に所要の授業科目を履修し、32単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、別に定める研究指導を受けるものとする。

3 履修方法については、各研究科委員会の定めるところによる。

4 第1項の規定にかかわらず、1年コースにおいては、次に定める単位数を修得しなければならない。

外国語学研究科 博士前期課程 英語学専攻 英語教育専修コース
……………30単位以上

(単位の計算・修得認定・成績評価)

第11条 各授業科目の単位の計算、単位修得認定の方法および成績の評価については、獨協大学学則第22条、第24条および第26条の規定を準用する。

(他の研究科等の科目の履修)

第11条の2 学生は、研究科委員会が必要と認めるときは、他の専攻または他の研究科の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定によって履修した授業科目の修得単位は、10単位を超えない範囲で、研究科委員会の審議を経て第10条第1項に定める単位数に充当することができる。

3 1年コースにおいては、第1項の規定を準用し、第2項の規定は適用しない。

(入学後の他大学院における科目の履修等)

第12条 学生は、本学と協定を結んだ大学院(外国の大学院を含む。)またはその他の大学院において、その授業科目を履修することができる。

2 前項の規定によって履修した授業科目の修得単位および第22条の規定によって学生が修得した科目の単位数は、15単位を超えない範囲で、研究科委員会の審議を経て第10条第1項に定める単位数に充当することができる。

3 1年コースにおいては、第1項の規定を準用し、第2項の規定は研究科委員会の審議を経て15単位を超えない範囲で第10条第4項に定める単位数に充当することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第12条の2 本大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は15単位を超えない範囲で研究科委員会の審議を経て第10条第1項に定める単位数に充当することができる。この場合において、その充当する単位数は、前条第2項により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

2 1年コースにおいては、前項の規定を準用し、研究科委員会の審議を経て15単位を超えない範囲で第10条第4項に定める単位数に充当することができる。この場合において、その充当する単位数は、前条第3項により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

第3章 学位の授与

(学位の名称)

第13条 本大学院の課程を修了した者に授与する学位は、次のとおりとし、専攻分野を付記する。

修士課程 修士

博士課程 博士

2 第14条第5項による博士の学位は、次のとおりとし、専攻分野を付記する。

博 士

3 学位に付記する専攻分野の名称は別に定める。

(学位の授与)

第14条 修士の学位は、本大学院の博士前期課程に2年以上在学して、第10条第1項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査および最終試験に合格した者に対して、これを授与する。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士の学位は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目について法学研究科にあっては18単位以上、外国語学研究科にあっては24単位以上、経済学研究科にあっては24単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査および最終試験に合格した者に対して、これを授与する。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 削除

4 第1項および前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査および試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

5 本大学院の博士課程を経ない者が、論文を提出してその審査に合格し、かつ、大学院博士課程の修了者と同等以上の学識があると認められた場合には、博士の学位を授与することができる。

- 6 学位論文の審査および最終試験その他学位に関して必要な事項は、獨協大学学位規程の定めるところによる。
- 7 第1項および前項の規定にかかわらず、1年コースにおける修士の学位は、1年以上在学して、第10条第4項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格した者に対して授与する。
- 8 専門職学位課程修了者における博士の学位は、本大学院課程の5年から当該専門職学位課程の標準修業年限を差し引いた期間以上在学し、所定の授業科目を各研究科の定める単位数以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査および最終試験に合格した者に対して、これを授与する。
- 9 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げた者が、標準修業年限を1年以上2年未満若しくは2年とした専門職学位課程を修了した場合には、本大学院に3年から当該専門職学位課程の標準修業年限を差し引いた期間以上、法科大学院の課程を修了した場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 10 第12条の2により入学前に本大学院および他の大学院において修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間を在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第3章の2 教育職員免許課程

（教育職員免許状取得）

- 第14条の2 修士の学位を有し、教育職員免許法および同法施行規則に定めるところにより、所定の単位を修得した者は、次に掲げる中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状を取得することができる。ただし、当該免許教科についての中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状を取得していなければならない。

研究科	専攻・コース		取得できる免許状の種類	免許教科の種類
法学研究科	法律学専攻		中学校教諭専修免許状	社会
			高等学校教諭専修免許状	公民
外国語学研究科	ドイツ語学専攻		中学校教諭専修免許状	ドイツ語
			高等学校教諭専修免許状	ドイツ語
	英語学専攻		中学校教諭専修免許状	英語
			高等学校教諭専修免許状	英語
	フランス語学専攻		中学校教諭専修免許状	フランス語
			高等学校教諭専修免許状	フランス語
経済学研究科	経済・経営情報専攻	経済・経営コース	中学校教諭専修免許状	社会
			高等学校教諭専修免許状	公民
		情報コース	高等学校教諭専修免許状	情報

- 2 1年コースにおいては、次に掲げる専修免許状を取得することができる。ただし、当該免許教科についての中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状を取得していなければならない。

研究科	専攻・コース	取得できる免許状の種類	免許教科の種類
外国語学研究科	英語学専攻 英語教育専修コース	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語

第4章 入学・休学・留学・転学及び除籍

（入学の時期）

第15条 入学の時期は、学年度の始めとする。

（入学資格）

第16条 本大学院の博士前期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）大学（専門職大学及び短期大学を除く）を卒業した者
- （2）独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- （3）外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- （4）外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- （5）日本において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- （6）外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者によ

- る評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- （7）専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- （8）文部科学大臣の指定した者
- （9）本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたと者で、22歳に達したもの
- （10）大学に3年以上在学した者で、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したものと本大学院において認めた者
- （11）外国において学校教育における15年の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したものと本大学院において認めた者

(12) 日本において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したものと本大学院において認めた者

2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 日本において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学志願手続)

第17条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

(入学許可)

第18条 入学の許可は考査のうえ、これを決定する。

(入学手続)

第19条 入学を許可された者は、定められた期日までに、所定の手続きをとらなければならない。

(休学)

第20条 病気その他の理由により休学しようとする者は、所定の手続きに従い、学長の許可を得て、休学することができる。

2 休学期間は、通算して、博士前期課程は2年、1年コースは1年、博士後期課程は3年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第21条 休学の理由が止んだ者については、本人の願い出により、学長がこれを復学させることができる。

(留学)

第22条 学生の外国の大学または大学院への留学は、研究科委員会の審議を経て学長が許可するものとする。

2 前項の留学期間は、第6条所定の修業年数に含まれるものとし、また第7条所定の在学期間は、留学に必要な期間これを超えることができる。

(転研究科・転専攻)

第22条の2 転研究科・転専攻は、学年度の始めに限り、考査のうえ、これを許可することがある。ただし、1年コースにおいては適用しない。

(前期課程修了者の進学)

第22条の3 前期課程を修了して引続き後期課程に進学することを願い出た者については、考査のうえ、これを許可する。

(転入学)

第23条 他の大学院から転入学を志望する者については、考査のうえ、これを許可することがある。

(退学・転学)

第24条 退学または他の大学院へ転学しようとする者は、所定の手続きに従い、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第25条 次の各号の一つに該当する者は、研究科委員会の審議を経て学長が除籍する。

- (1) 在学期間が所定の年数を超える者
- (2) 授業料等納付金を滞納し、督促を受けてもこれに応じない者
- (3) 死亡または行方不明の届け出のあった者

(再入学)

第26条 本大学院を自ら退学した者、除籍または退学の処分を受けた者の再入学については、獨協大学学則第34条および第46条の規定を準用する。

第5章 賞 罰

(賞罰)

第27条 賞罰については、獨協大学学則第10章の規定を準用する。

第6章 授業料等納付金

(入学検定料)

第28条 入学を志願する者は、入学検定料として金35,000円を納付しなければならない。

(入学金)

第29条 博士前期課程に入学を許可された者は、入学金として金250,000円を納付しなければならない。ただし、本学を卒業または本大学院の課程を修了した者および本学在学中の者で飛び級により入学を許可された者については、入学金を免除する。

2 博士後期課程に入学を許可された者は入学金として金250,000円を納付しなければならない。ただし、本学を卒業または本大学院の課程を修了した者については、入学金を免除する。

(授業料)

第30条 授業料は、年額金650,000円とし、4月末日および9月末日までに、それぞれ半額ずつを納付しなければならない。

2 博士後期課程の学生で所定の単位を修得し、博士論文の指導を受けるため3年の標準修業年限を超えて在学する者の授業料は、年額金の半額を減免することができる。

3 前項により、授業料の減免を受けようとする者は、所定の手続きに従い、学長の許可を得なければならない。授業料減免の許可を得た者は、納付すべき授業料を4月末日までに納入しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、1年コースについては、授業料を年額金850,000円とし、4月末日および9月末日までに、それぞれ半額ずつを納付しなければならない。

(その他の納付金)

第31条 入学を許可された者は、前2条に規定する納付金の外に、教育充実費として年額金150,000円を納付し、またその他の経費を納付しなければならない。

(納付金の納付)

第32条 休学、留学または停学中であっても、授業料等納付金は、これを納付しなければならない。ただし、休学者および留学者が別に定めるところにより授業料の減免を願い出たときは、学長は授業料に限って、これを減免することができる。

(既納付金の取扱い等)

第33条 授業料等納付金の納付および既納付金の取扱いについては、獨協大学学則第56条および第57条の規定を準用する。

第7章 教職員組織

(教員)

第34条 本大学院における授業および研究指導は、本大学の専任の教授または准教授がこれを担当する。ただし、必要に応じて、専任または兼任の講師に授業を担当させることができる。

(職員)

第35条 本大学院に、必要な事務職員をおく。

(運営組織)

第36条 本大学院に、大学院委員会をおき、研究科に研究科委員会をおく。

2 研究科に研究科委員長および研究科主事をおく。

(大学院協議会)

第36条の2 本大学院に、各研究科間の審議事項を調整・協議するため大学院協議会をおく。

2 大学院協議会は、学長、副学長、各研究科委員長、各学部長および事務局長をもって組織する。

3 大学院協議会に関する事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第37条 研究科委員会は、研究科の授業または研究指導を担当する本大学の専任教員をもって組織する。

2 研究科委員長は、研究科に関連する学部の学部長をもってこれにあて。ただし、学長は場合により研究科委員会の審議を経て所属教授のうちからこれを任命することができる。

3 前項ただし書によって選任された委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究科委員会の招集)

第38条 研究科委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、学長から任命された者がその職務を代行する。

3 学長は、研究科委員会に出席して意見を述べることができる。

(研究科委員会の審議事項)

第39条 研究科委員会は、当該研究科に関わる次の教育研究に関する重要な事項について審議する。

- (1) 研究指導に関すること。
- (2) 研究科教員の任用審査その他人事に関すること。
- (3) 学生の入学、退学、修了その他第27条に規定する賞罰を除く学生の身分に関すること。
- (4) 授業科目および研究指導科目の編成および担当に関すること。
- (5) 試験（入学試験を含む。）に関すること。
- (6) 学位論文の審査および合否判定ならびに学位の授与に関すること。
- (7) 学生の賞罰に関すること。
- (8) その他研究科の運営に関すること。

2 研究科委員会は、学長または委員長から意見を求められた事項について、審議答申する。

3 研究科委員会は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

4 第1項第6号に定める事項を議決するには、構成員の3分の2以上の出席を要し、また学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により出席者の3分の2以上の賛成を要する。

5 研究科委員会の議事は、議事録に記録し、委員長が記名押印のうえ、これを保管する。

6 委員長は、学長に対し、研究科委員会の会議の結果を、その都度報告するものとする。

(大学院委員会)

第40条 大学院委員会は、学長、副学長、各研究科委員長、各学部長、図書館長、教務部長、学生部長、総合企画部長、各研究科主事、各研究科委員会で選出された委員各2名（専攻が3以上の場合は、各専攻から1名）、事務局長、総務部長および経理部長をもって組織する。

2 研究科委員会で選出された委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(大学院委員会の招集)

第41条 学長は、大学院委員会を招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるときは、学長から任命された者がその職務を代行する。

(大学院委員会の審議事項)

第42条 大学院委員会は、本大学院に関わる次の教育研究に関する重要な事項を審議する。

(1) 大学院学則、学位規程その他重要な規則の制定および改廃に関すること。

(2) 教員の任用審査その他人事に関すること。

(3) 削除

(4) 学位授与の結果に関すること。

(5) 学生の奨学および賞罰に関すること。

(6) 大学との連絡調整に関すること。

(7) その他大学院の運営に関すること。

2 大学院委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 大学院委員会の議事は、議事録に記録し、学長が記名押印のうえ、これを保管する。

第8章 研究指導施設

(施設)

第43条 本大学院に、学生共同研究室および演習室をおく。

2 本大学の施設は、必要に応じ、大学院学生の研究および指導のために使用することができる。

第9章 厚生保健施設

(施設の共用)

第44条 本大学の厚生保健施設は、大学院学生にもこれを使用させる。

第10章 聴講生等

(特別聴講学生)

第45条 本大学院において特定の授業科目の履修を希望する他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、所定の手続きに従い、これを特別聴講学生として、その履修を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する細則は別に定める。

(聴講生・科目等履修生)

第46条 本大学院の学生以外の者で、一科目または数科目の聴講を志願する者があるときは、選考の上、在学者の学修を妨げない限り聴講生または科目等履修生として許可することができる。

2 聴講生とは、学位等の取得を目的としない者をいう。

3 科目等履修生とは、大学院入学前に単位修得を目的とする者および専修免許状取得のため単位修得を目的とする者をいう。

4 前各項に定めるもののほか、聴講生・科目等履修生に関する細則は別に定める。

(研究生)

第46条の2 本大学院に研究生をおくことができる。

2 研究生に関する規程は別に定める。

(委託研修生)

第46条の3 公共団体その他の団体から本大学院に研修を委託された者があるときは、これを委託研修生として許可することができる。

2 委託研修生については別に定める。

(外国人学生)

第47条 本大学院入学資格と同等以上の学力を有する外国人学生については、特別に選考のうえ入学を許可することがある。

附 則

1 本学則は、昭和52年4月1日から施行する。

(略)

本学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の第31条は令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別 表 I-1

法学研究科 博士前期課程
法律学専攻 授業科目

演 習 科 目	単位
法 哲 学 演 習	4
日 本 法 制 史 演 習	4
英 米 法 演 習	4
憲 法 演 習	4
行 政 法 演 習	4
教 育 法 演 習	4
民 法 演 習	4
商 法 演 習	4
民 事 訴 訟 法 演 習	4
刑 法 演 習	4
刑 事 訴 訟 法 演 習	4
刑 事 政 策 演 習	4
労 働 法 演 習	4
知 的 財 産 権 法 演 習	4
環 境 法 演 習	4
国 際 法 演 習	4
国 際 人 権 法 演 習	4
国 際 私 法 演 習	4
国 際 経 済 法 演 習	4
国 際 政 治 学 演 習	4
政 治 外 交 史 演 習	4
比 較 政 治 演 習	4
政 治 学 演 習	4
地 方 自 治 演 習	4
政 治 思 想 史 演 習	4

別 表 I-2

法学研究科 博士後期課程
法律学専攻 授業科目

研 究 指 導 科 目	単位
法 哲 学 特 殊 研 究	4
日 本 法 制 史 特 殊 研 究	4
英 米 法 特 殊 研 究	4
憲 法 特 殊 研 究	4
行 政 法 特 殊 研 究	4
教 育 法 特 殊 研 究	4
民 法 特 殊 研 究	4
商 法 特 殊 研 究	4
民 事 訴 訟 法 特 殊 研 究	4
刑 法 特 殊 研 究	4
刑 事 訴 訟 法 特 殊 研 究	4
刑 事 政 策 特 殊 研 究	4
労 働 法 特 殊 研 究	4
知 的 財 産 権 法 特 殊 研 究	4
環 境 法 特 殊 研 究	4
国 際 法 特 殊 研 究	4
国 際 私 法 特 殊 研 究	4
国 際 経 済 法 特 殊 研 究	4
国 際 政 治 学 特 殊 研 究	4
政 治 外 交 史 特 殊 研 究	4
比 較 政 治 特 殊 研 究	4
政 治 学 特 殊 研 究	4
地 方 自 治 特 殊 研 究	4
政 治 思 想 史 特 殊 研 究	4

[備考]

研究指導は、指導教員の定めるところによる。

講 義 科 目	単位
公 法 総 合 研 究	3
民 事 法 総 合 研 究	3
刑 事 法 総 合 研 究	3
国 際 関 係 総 合 研 究	3
政 治 学 総 合 研 究	3

[備考]

修了要件は、研究指導（通年4単位）12単位のほかに、総合研究（半年3単位）6単位を修得するものとする。

授 業 科 目	単位
法 哲 学 特 殊 講 義	4
日 本 法 制 史 特 殊 講 義	4
英 米 法 特 殊 講 義	4
憲 法 特 殊 講 義 I	4
憲 法 特 殊 講 義 II	4
憲 法 特 殊 講 義 III	4
行 政 法 特 殊 講 義 I	4
行 政 法 特 殊 講 義 II	4
税 法 特 殊 講 義	4
教 育 法 特 殊 講 義	4
民 法 特 殊 講 義 I	4
民 法 特 殊 講 義 II	4
民 法 特 殊 講 義 III	4
民 法 特 殊 講 義 IV	4
商 法 特 殊 講 義 I	4
商 法 特 殊 講 義 II	4
商 法 特 殊 講 義 III	4
民 事 訴 訟 法 特 殊 講 義 I	4
民 事 訴 訟 法 特 殊 講 義 II	4
刑 法 特 殊 講 義 I	4
刑 法 特 殊 講 義 II	4
刑 法 特 殊 講 義 III	4
刑 事 訴 訟 法 特 殊 講 義	4
刑 事 政 策 特 殊 講 義	4
労 働 法 特 殊 講 義	4
知 的 財 産 権 法 特 殊 講 義	4
環 境 法 特 殊 講 義	4
国 際 法 特 殊 講 義 I	4
国 際 法 特 殊 講 義 II	4
国 際 人 権 法 特 殊 講 義	4
国 際 私 法 特 殊 講 義	4
国 際 経 済 法 特 殊 講 義	4
国 際 政 治 学 特 殊 講 義	4
政 治 外 交 史 特 殊 講 義	4
比 較 政 治 特 殊 講 義	4
政 治 学 特 殊 講 義	4
行 政 学 特 殊 講 義	4
地 方 自 治 特 殊 講 義	4
政 治 思 想 史 特 殊 講 義	4

別 表 II

(1) 外国語学研究科博士前期課程
ドイツ語学専攻授業科目

授 業 科 目	単位
専 攻 科 目	
ドイツ語教育研究	4
ドイツ語教育演習	4
ドイツ語学研究	4
ドイツ語学演習	4
ドイツ文学研究	4
ドイツ文学演習	4
ドイツ文化研究	4
ドイツ文化演習	4
ドイツ社会研究	4
ドイツ社会演習	4
共 通 科 目	
言語文化論	4
言語学特殊研究	4
比較文化特殊研究	4
国際関係特殊研究	4
人 間 論	2※
芸 術 論	2※
科 学 論	2※
外国語教授論Ⅰ	2※
外国語教授論Ⅱ	2※
外国語教授論Ⅲ	2※
文 献 研 究 Ⅰ	2※
文 献 研 究 Ⅱ	2※
文 献 研 究 Ⅲ	2※

※は半年で完結する科目である。

(2)-1 外国語学研究科博士前期課程
英語学専攻授業科目

授 業 科 目	単位
専 攻 科 目	
英 語 学 研 究	4
英 語 学 演 習	4
英 米 文 学 研 究	4
英 米 文 学 演 習	4
英 語 文 化 研 究	4
英 語 文 化 演 習	4
国際関係論研究	4
国際関係論演習	4
コミュニケーション論研究	4
コミュニケーション論演習	4
英 語 教 育 研 究	4
英 語 教 育 演 習	4
英 語 表 現 法 研 究	4
共 通 科 目	
言語文化論	4
言語学特殊研究	4
比較文化特殊研究	4
国際関係特殊研究	4
人 間 論	2※
芸 術 論	2※
科 学 論	2※
外国語教授論Ⅰ	2※
外国語教授論Ⅱ	2※
外国語教授論Ⅲ	2※
文 献 研 究 Ⅰ	2※
文 献 研 究 Ⅱ	2※
文 献 研 究 Ⅲ	2※

※は半年で完結する科目である。

(2)-2 外国語学研究科博士前期課程
(英語教育専修コース)
英語学専攻授業科目

授 業 科 目	単位
専 攻 科 目	
英語教育学研究Ⅰ	4
英語教育学研究Ⅱ	4
英語教育学研究Ⅲ	4
英語授業特殊研究	4
日英対照研究	4
英語表現研究	4
個 別 演 習	4
特 別 専 門 科 目	
文 献 研 究	2※

※は半年で完結する科目である。

(3) 外国語学研究科博士前期課程
フランス語学専攻授業科目

授 業 科 目	単位
専 攻 科 目	
フランス語学研究	4
フランス語学演習	4
フランス語教育研究	4
フランス語教育演習	4
フランス文学研究	4
フランス文学演習	4
フランス思想研究	4
フランス思想演習	4
フランス文化研究	4
フランス文化演習	4
共 通 科 目	
言語文化論	4
言語学特殊研究	4
比較文化特殊研究	4
国際関係特殊研究	4
人 間 論	2※
芸 術 論	2※
科 学 論	2※
外国語教授論Ⅰ	2※
外国語教授論Ⅱ	2※
外国語教授論Ⅲ	2※
文 献 研 究 Ⅰ	2※
文 献 研 究 Ⅱ	2※
文 献 研 究 Ⅲ	2※

※は半年で完結する科目である。

別 表 Ⅲ

(1) 外国語学研究科博士後期課程
ドイツ語学専攻授業科目

授 業 科 目	単位
ド イ ツ 語 学 特 殊 研 究	4
ド イ ツ 語 学 特 殊 演 習	4
ド イ ツ 文 学 特 殊 研 究	4
ド イ ツ 文 学 特 殊 演 習	4
ド イ ツ 語 テ ク ス ト 理 論 研 究	4
ド イ ツ 語 テ ク ス ト 理 論 演 習	4
ド イ ツ 歴 史 文 化 研 究	4
ド イ ツ 歴 史 文 化 演 習	4
ド イ ツ 政 治 社 会 研 究	4
ド イ ツ 政 治 社 会 演 習	4

(2) 外国語学研究科博士後期課程
英語学専攻授業科目

授 業 科 目	単位
英 語 学 研 究	4
英 語 学 演 習	4
英 米 文 学 研 究	4
英 米 文 学 演 習	4
英 語 文 化 研 究	4
英 語 文 化 演 習	4
国 際 関 係 論 研 究	4
国 際 関 係 論 演 習	4
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論 研 究	4
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論 演 習	4

(3) 外国語学研究科博士後期課程
フランス語学専攻授業科目

授 業 科 目	単位
フ ラ ン ス 語 学 特 殊 研 究	4
フ ラ ン ス 語 学 特 殊 演 習	4
フ ラ ン ス 語 教 育 特 殊 研 究	4
フ ラ ン ス 語 教 育 特 殊 演 習	4
フ ラ ン ス 文 学 特 殊 研 究	4
フ ラ ン ス 文 学 特 殊 演 習	4
フ ラ ン ス 思 想 特 殊 研 究	4
フ ラ ン ス 思 想 特 殊 演 習	4
フ ラ ン ス 文 化 特 殊 研 究	4
フ ラ ン ス 文 化 特 殊 演 習	4

別 表 IV-1-1

経済学研究科博士前期課程

経済・経営情報専攻経済・経営コース授業科目

演 習 科 目	単位
経 済 理 論 演 習	4
経 済 史 演 習	4
経 済 政 策 演 習	4
財 政 金 融 演 習	4
国 際 経 済 演 習	4
経 営 演 習	4
会 計 演 習	4

授 業 科 目	単位
経 済 理 論 研 究	4
経 済 史 研 究	4
経 済 政 策 研 究	4
財 政 金 融 研 究	4
国 際 経 済 研 究	4
経 営 研 究	4
会 計 研 究	4
英 書 講 読	4

別 表 IV-1-2

経済学研究科博士前期課程

経済・経営情報専攻情報コース授業科目

演 習 科 目	単位
統 計 演 習	4
管 理 工 学 演 習	4
社 会 情 報 シ ス テ ム 論 演 習	4
デ ー タ ベ ー ス 論 演 習	4
シ ミ ュ レ ー シ ョ ン 論 演 習	4
マ ル チ メ デ ィ ア 論 演 習	4

授 業 科 目	単位
統 計 研 究	4
管 理 工 学 研 究	4
社 会 情 報 シ ス テ ム 論 研 究	4
デ ー タ ベ ー ス 論 研 究	4
シ ミ ュ レ ー シ ョ ン 論 研 究	4
マ ル チ メ デ ィ ア 論 研 究	4
英 書 講 読	4

別 表 IV-2

経済学研究科 博士後期課程

経済・経営情報専攻 授業科目

演 習 科 目	単位
経 済 理 論 演 習	4
経 済 史 演 習	4
経 済 政 策 演 習	4
財 政 金 融 演 習	4
国 際 経 済 演 習	4
経 営 演 習	4
会 計 演 習	4
統 計 演 習	4
情 報 演 習	4

授 業 科 目	単位
経 済 理 論 特 殊 研 究	4
経 済 史 特 殊 研 究	4
経 済 政 策 特 殊 研 究	4
財 政 金 融 特 殊 研 究	4
国 際 経 済 特 殊 研 究	4
経 営 特 殊 研 究	4
会 計 特 殊 研 究	4
統 計 特 殊 研 究	4
情 報 特 殊 研 究	4

(参考) 獨協大学学則 (抄)

——大学院学則における大学学則準用規定——

院学則第8条関係 (学年度)

第3条 学年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
(学期)

第4条 学年度を分けて、次の二学期とする。

春学期 4月1日から9月23日まで

秋学期 9月24日から3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 創立記念日(10月22日)
- (4) 春季休業(3月25日から3月31日まで)
- (5) 夏季休業(7月24日から9月23日まで)
- (6) 冬季休業(12月25日から1月7日まで)

2 時宜により、学長は前項第2号ないし第6号の休業日または休業期間を変更することができる。

院学則第11条関係 (単位の算定)

第22条 1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 削除
- (3) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う授業科目については、その組み合わせに応じ、第1号および第3号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の認定方法)

第24条 授業科目の単位の認定は、筆記または口述による試験その他の方法による。

2 試験の実施については、別に定める。

(成績評価)

第26条 成績の評価は、特優(AA)・優(A)・良(B)・可(C)・不可(F)の5段階とし、特優(AA)・優(A)・良(B)・可(C)を合格とする。

2 合格した科目については、所定の単位を与える。

院学則第26条関係 (編入学・再入学・学士入学)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、選考の上、相当学年に編入学を許可することができる。

- (1) 本学の一つの学部学科を卒業した者で、更に他の学部学科に入学を志願する者
- (2) 第43条の規定により退学した者で、再入学を志願する者
- (3) 他の大学を卒業した者で、本学に入学を志願する者
- (4) 他の大学に1年以上在学した者で、本学に入学を志願する者
- (5) 短期大学を卒業した者で、本学に入学を志願する者
- (6) 高等専門学校を卒業した者で、本学に入学を志願する者
- (7) 学校教育法第132条の規定により、大学に編入学することができる

る者で、本学に入学を志願する者

2 前項第1号および第3号による入学を学士入学という。
(再入学)

第46条 第44条または第49条の規定により除籍または退学の処分を受けた者についても、事情により再入学を許可することができる。

2 再入学者の取扱いについては、第34条の規定を準用する。

院学則第27条関係

(表彰)

第47条 学長は、特に推奨すべき行為があった学生に対して、全学教授会の審議を経て表彰することができる。

(授賞)

第48条 学長は、卒業に際して人物および成績ともに優秀な学生に対して、全学教授会の審議を経て賞を授けることができる。

(懲戒)

第49条 本学の学則その他諸規則に背き、または秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為を行った学生は、全学教授会の審議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒の処分は、戒告・停学および退学とする。

3 前項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

院学則第33条関係

(退学者等の納付金納付義務)

第56条 春学期または秋学期の中途において、第43条の規定によって退学し、または第44条もしくは第49条の規定によって除籍もしくは退学の処分を受けた者も、当該学期分の授業料等納付金は納付しなければならない。

(既納付金の取扱い)

第57条 既納付金は、いかなる理由があっても還付しない。

院学則第46条関係

(聴講生・科目等履修生)

第99条 本学の学生以外の者で、一科目または数科目の聴講を志願する者があるときは、選考の上、在学者の学修に妨げのない限り、聴講生または科目等履修生として許可することができる。

- 2 科目等履修生とは、大学設置基準第31条に基づき授業科目を履修する者をいう。
- 3 聴講生とは、学位等の取得を目的としない者をいう。
- 4 前各項に定めるもののほか、聴講生・科目等履修生については、別に定める。

獨協大学学位規程 (抄)

(目 的)

第1条 この規程は、獨協大学(以下「本学」という。)が授与する学位について、学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)、本学則および本大学院学則に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 修業年限を満たし、本学所定の単位を修得した者は、卒業することを認め、学士の学位を授与する。

2 本大学院の課程を修了した者に授与する学位は、次のとおりとし、専攻分野を付記する。

修士課程 修士

博士課程 博士

3 第3条第2項による博士の学位は、次のとおりとし、専攻分野を付記する。

博 士

(専攻分野の名称)

第2条の2 本大学院は学位授与にあたり、専攻分野の名称を次のとおり付記するものとする。

法学研究科

修 士 (法 学)

博 士 (法 学)

外国語学研究科

修 士 (学術、英語教育)

博 士 (学術)

経済学研究科

修 士 (経済学)

博 士 (経済学)

(博士学位の授与要件)

第3条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより博士後期課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院学則に定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

(修士学位の授与要件)

第3条の2 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより博士前期課程を修了した者に授与する。

(課程による者の学位申請論文の提出)

第4条 学位申請論文は、研究科委員長に提出するものとする。

2 提出する学位申請論文は、1編とし、正本1通、副本3通とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 学位申請論文提出時に、論文要旨1通を同時に提出するものとする。

4 審査のため必要があるときは、参考資料の提出を求めることができる。

5 本大学院学則第6条第4項および第5項に定める標準修業年限を1年とする博士前期課程において、本規程第4条第1項、第2項、第3項、第4条の4、第5条、第6条第1項、第7条第1項、第2項、第3項、第8条、第9条の「学位申請論文」および「論文」とあるのは、「学位申請のために提出する特定の課題の研究成果」と読み替える。

6 専門職学位課程については、前5項を適用しない。

第4条の2 削除

(課程を経ない者の学位申請論文の提出)

第4条の3 第3条第2項により、博士の学位授与を申請するときは、学位申請書、学位申請論文正本1通、副本3通と論文要旨3通、履歴書2通および所定の論文審査料を添え請求する学位の種類を指定して、学長に提出しなければならない。

(学位申請論文審査料)

第4条の4 学位申請論文の審査を受けようとする者は審査料を納付しなければならない。審査料は別に定める。

(審査の付託)

第5条 次に掲げる者が学位申請論文を提出することを指導教員が認めたときは、研究科委員長は研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

(1) 博士前期課程および博士後期課程に在学している者

2 第3条第2項により、学位申請論文の提出があったときは、研究科委員長は研究科委員会にその審査を付託する。

(審査委員)

第6条 修士学位申請論文の審査を付託された研究科委員会は、3名以上(うち過半数は所属教員でなければならない。)の審査委員を選定して、その審査を行わなければならない。

2 博士学位申請論文の審査を付託された研究科委員会は、3名以上(うち過半数は所属教員でなければならない。ただし、本学が締結した協定に特別な定めがある場合には、この限りでない。)の審査委員を選定して、その審査を行わなければならない。

3 研究科委員会において審査のため必要があると認めたときは、前各

項所定以外の教員の協力を求めることができる。

(論文審査および最終試験)

第7条 審査委員は、論文の審査および最終試験を行う。

2 最終試験は、提出された学位申請論文を中心として、これに関連ある科目について、筆答または口頭の方法により、これを行う。

3 学位申請論文の審査および最終試験の終了は、次のとおりとする。

(1) 博士学位申請論文は、原則として、受理後1カ年以内とする。

(2) 修士学位申請論文は、在学期間中とする。

(論文および審査料の不返還)

第8条 受理した学位申請論文および学位申請論文審査料は、その事由のいかんを問わず返還しない。

(審査報告)

第9条 審査委員は、論文の審査および最終試験の終了後、ただちに審査の要旨および最終試験の成績に、学位を授与できるか否かの意見を添えて、研究科委員会に対して、文書で報告しなければならない。

(審議決定)

第10条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の委員会は、構成員の3分の2以上の出席があることを要し、また学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

(学長への報告)

第11条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、委員長は、学長に対して、その結果を文書で報告しなければならない。

(学位の授与)

第12条 学長は、前条の報告を受けた場合には、大学院委員会の審議を経て、学位を授与すべき者に対して、所定の学位記を授与する。

(論文要旨等の公表)

第12条の2 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨を本学が定める方法により、インターネットを使用して公表するものとする。

(学位の名称の使用)

第13条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、獨協大学の文字を付記するものとする。

第13条の2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学が定める方法により、インターネットを使用して行うものとする。

(学位授与の提出)

第13条の3 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位の取消)

第14条 学位を授与された者について、不正な方法によりその授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科委員会および大学院委員会の審議を経て、その学位を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 研究科委員会が前項の規定による議決をする場合については、第10条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第15条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(学位記の再交付)

第16条 学位記の再交付を受けようとする者は、所定の手続に従い、別に定める手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。
(略)

この規程は、2022年4月1日から施行する。ただし、第2条の2の規定は、2021年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

学位申請論文提出に関する細則

(学位申請論文題目の届出)

第1条 獨協大学学位規程第4条により学位申請論文を提出しようとする者は、指定された期間内に、指導教員の承認を得たうえ、所定の方法に従って、学位申請論文題目を届出なければならない。

2 学位申請論文題目届出後に題目を変更した場合は、指導教員の承認を得たうえ、速やかにその旨を届出なければならない。

(修士学位申請論文の提出)

第2条 修士の学位申請論文の提出期限は1月14日午後5時とし、延長を認めない。ただし、同日が土曜日の場合は正午までとし、また同日が休日の場合は1月15日午後5時を期限とする。

(博士学位申請論文の提出)

第3条 博士の学位申請論文の提出期限は11月4日午後5時とし、延長を認めない。ただし、同日が土曜日の場合は正午までとし、また同日が休日の場合は11月5日午後5時を期限とする。

2 削 除

(学位申請論文および要旨の様式)

第4条 学位申請論文および要旨の様式、枚数等は別に定めるところによる。

(最終試験)

第5条 提出された学位申請論文に関する最終試験は、原則として2月上旬に行うものとする。

(学位申請論文審査料)

第6条 学位申請論文の審査を受けようとする者は次の各号のいずれかに該当する審査料を納付しなければならない。

(1) 修士学位申請論文審査料	5,000円
(2) 博士学位申請論文審査料	

イ 在学生	30,000円
ロ 削除	

ハ 単位取得満期退学者および博士後期課程中途退学者	100,000円
ニ 本大学院の博士後期課程を経ていない者	

(イ) 本大学卒業者、本大学院博士前期課程(修士課程)を経た者	150,000円
(ロ) 前号(イ)以外の者	200,000円

ホ 本学の専任教職員	30,000円
------------	---------

(保管)

第7条 学位論文の正本は、図書館に保管されて閲覧に供される。副本は審査員(主査および副査)が保管することができる。

(研究課題)

第8条 大学院学則第6条第4項および第5項に定める標準修業年限を1年とする博士前期課程(1年コース)において、本細則第1条、第2条、第4条、第5条、第6条、第7条にいう「学位申請論文」および「学位論文」は、「学位申請のために提出する特定の課題の研究結果」と読み替える。

附 則

1 本細則は、昭和53年4月1日から施行する。
(略)

本細則は、2020年4月1日から施行する。

研究報告提出に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、研究生に関する規程第2条第2項に基づき研究報告に関し必要な事項を定める。

(提出)

第2条 研究報告は、指導教員の承認を得たうえで、1月末日までに提出するものとする。

2 提出する研究報告は正本1通、副本3通とする。この場合、審査のために新たに作成したものでなければならない。

(様式)

第3条 研究報告は、原則としてワープロで作成し、A4サイズ横書で字数は10,000字程度とする。原稿用紙を使用する場合は、A4サイズ400字詰横書で25枚程度とする。

附 則

本細則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、法学研究科、経済学研究科においては、平成12年度後期課程入学者から適用する。

獨協大学大学院博士学位論文等のインターネットによる公表に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、獨協大学学位規程第12条の2および第13条の2第3項に規定する次に掲げるもののインターネットによる公表の方法について定める。

- (1) 博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨
- (2) 博士の学位の授与に係る論文の論文審査の結果の要旨
- (3) 博士の学位の授与に係る論文の全文
- (4) 博士の学位の授与に係る論文の内容の要約

(博士学位論文等の提出)

第2条 博士の学位を授与された者は、前条第1号、第3号、及び第4号の公表のために、学位を授与された日から一月内に、その電子データを大学院事務室に提出するものとする。

2 博士の学位を授与した研究科の委員長は、前条第2号の公表のために、学位を授与した日から一月内に、その電子データを大学院事務室に提出するものとする。

3 前2項に定める電子データとは、ワードにより作成した文書ファイル、PDFファイル、又はテキストファイルをいう。

(インターネットによる公表)

第3条 インターネットによる公表は本学学術リポジトリを利用するものとする。

(内規の改廃)

第4条 この内規の改廃は、大学院委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成25年4月1日より施行する。

この内規は、平成27年4月1日より施行する。

入学前に修得した単位の認定に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は本大学院学則第12条の2および同条第2項に基づき、次に掲げる者の博士前期課程における既修得単位の認定について定める。

- (1) 大学院(外国の大学院を含む)を修了又は中途退学した者
- (2) 大学院科目等履修生

(手続)

第2条 前条の規定により既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の所定の期日までに、次の書類を所属研究科委員長に提出

するものとする。

- (1) 既修得単位認定願（所定用紙）
 - (2) 修了証明書又は在籍期間証明書
 - (3) 成績証明書（又は単位修得を証明する書類）
 - (4) 当該科目の講義概要を明示した書類（履修要項等）
- （認定）

第3条 認定は申請された授業科目ごとに行う。

第4条 認定された授業科目の単位については、修了の要件となる単位に算入することができる。

2 成績の表示は「認定（P）」とする。

附 則

1 この内規は、平成9年4月1日から施行する。

この内規は、2020年4月1日から施行する。

獨協大学大学院外国語学研究科における長期留学の資格と条件に関する内規

（趣旨）

1 学生の留学に関する細則第4条第3項に規定されている、獨協大学大学院外国語学研究科（以下「本研究科」という。）における、長期留学の資格と条件は、この内規の定めるところによる。

（資格）

2 次の場合に限り長期留学をすることができる。

- (1) 博士前期課程に在学する学生が、原則として留学時において、本研究科に1年以上在籍し、かつ、20単位以上の単位を修得している場合
- (2) 博士後期課程に在学する学生が、原則として留学時において、指導教員による演習の単位を4単位以上修得している場合
- (3) 交換留学を志願する学生が、留学先機関における使用言語について、交換協定機関と締結される協定において必要とされる運用能力を証明できる場合
- (4) 認定留学を志願する学生が、留学先機関における使用言語について、十分な運用能力を有し、かつ、原則として留学先機関で、大学院に相当する授業科目を履修することの許可を得ている場合

（留学先機関の条件）

- 3 留学先機関に関しては、次の各号の条件を満たさなければならない。
 - (1) 留学を志願する学生が所属する専攻の授業科目と関連のあるコース、又は、専攻を有する機関であること。
 - (2) 留学を志願する学生が所属する専攻の第一外国語を使用言語とする国の機関であること。ただし、指導教員が研究上必要があると認めた場合は、この限りではない。
- 4 この内規の改廃は、本研究科委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成25年12月1日から施行する。

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

この内規は、2024年4月1日から施行する。

獨協大学大学院奨学金規程

（趣旨）

第1条 この規程は、獨協大学奨学金規程第4条に基づき、本学の法学研究科、外国語学研究科、経済学研究科に在籍する大学院学生（以下「院生」という。）を対象とした獨協大学大学院奨学金（以下「奨学金」という。）について定める。

（目的）

第2条 奨学金は、人物・学業成績ともに優秀でありながら、経済的事由で研究に支障をきたしている院生を奨学金の給付により援助することを目的とする。

（奨学金の給付）

第3条 奨学金については返還を要しない。

（奨学金の額）

第4条 奨学金の額は、月額4万4千円又は月額2万2千円とする。

（奨学生の決定）

第5条 学長は、大学院委員会および奨学金運営委員会の審議を経て、奨学生を決定する。

（資格）

第6条 奨学生資格は、当該年度限りとする。ただし、次年度に継続して出願することを妨げない。

（資格取り消し）

第7条 学長は、大学院委員会および奨学金運営委員会の審議を経て学生に対し、奨学生の資格を取り消すことができる。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、奨学金運営委員会および大学院委員会の審議を経て学長が行う。

（細則）

第9条 学長は、奨学金運営委員会の審議を経て、この規程の施行細則を定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 獨協大学大学院奨学規程（昭和60年4月1日施行）は、これを廃止する。
- 3 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

獨協大学大学院奨学金規程施行細則

（目的）

第1条 この施行細則は、獨協大学大学院奨学金規程第9条に基づき、獨協大学大学院奨学金規程細則について定める。

（募集）

第2条 この奨学生の募集は、毎年4月に行う。

2 各年度の採用人数は、奨学金運営委員会の審議を経て学長が定める。

（出願資格）

第3条 最短修業年限で修了できる見込みのない者は、奨学生の出願資格を有しない。ただし、休学期間は最短修業年限に算入しない。

（出願）

第4条 奨学生出願者は、所定の用紙に保証人連署のうえ、出願しなければならない。

（選考）

第5条 奨学生の選考にあたっては、日本学生支援機構大学院奨学生推薦基準に準じてこれを行う。

（採用）

第6条 奨学金の採用決定者は、学内に公示するとともに保証人に通知する。

（支給）

第7条 奨学金は、6月および11月に年度支給額の2分の1をそれぞれ支給する。

（資格取消し）

第8条 奨学生で次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学生の資格を取消し当該年度に支給した奨学金の返還を求めることができる。

- (1) 単位取得満期を除き退学した場合
- (2) 懲戒処分を受けた場合
- (3) 願書および提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 学習態度または行動が奨学生としてふさわしくない場合

2 奨学生が休学した場合、当該学期について支給した奨学金の返還を求めることができる。

(所管)

第9条 この細則に定める奨学生の募集・採用・資格取消しに関する事務は大学院事務室事務課の所管とし、奨学金の支給に関する事務は経理部会計課の所管とする。

(細則の改廃)

第10条 この細則の改廃は、奨学金運営委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この施行細則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 獨協大学大学院奨学規程施行細則（昭和60年4月1日施行）は、これを廃止する。
- 3 この施行細則は、平成3年4月1日から施行する。
- 4 この施行細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 5 この施行細則は、平成17年4月1日から施行する。
- 6 この施行細則は、平成27年4月1日から施行する。

獨協大学大学院応急奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、獨協大学奨学金規程第3条第13号および第4条に基づき、本学の法学研究科、外国語学研究科、経済学研究科に在籍する大学院学生（以下「院生」という。）を対象とした獨協大学大学院応急奨学金（以下「奨学金」という。）について定める。

(受給資格)

第2条 奨学金は、修学の意思がありながら次の各号のいずれかに該当し、学業の継続が著しく困難と認められる院生に給付し援助する。

- (1) 主たる家計支持者の死亡もしくは重度の心身障害により学業に支障をきたす者
- (2) 主たる家計支持者の病気または事故等で著しく収入が減少し、学業に支障をきたす者
- (3) 在学中に本人（独立の家計を営む場合に限り）が重度の病気または事故等により著しく収入が減少した場合

(奨学金の額)

第3条 奨学金は30万円とする。

(奨学金の給付)

第4条 奨学金の給付は原則として1回限りとし、返還を要しない。

(奨学生の決定)

第5条 学長は、大学院委員会および奨学金運営委員会の審議を経て、奨学生を決定する。

(資格取消し)

第6条 奨学生で次の各号のいずれかに該当する場合には、学長は大学院委員会および奨学金運営委員会の審議を経て奨学生の資格を取消し、奨学金の返還を求めることができる。

- (1) 休学（留学中の休学は除く）もしくは退学（単位取得満期退学は除く）した場合
- (2) 除籍処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けた場合
- (4) 願書および提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 学習態度および行動が奨学生にふさわしくない場合

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、奨学金運営委員会および大学院委員会の審議を経て学長が行う。

(細則)

第8条 学長は、奨学金運営委員会および大学院委員会の審議を経て、この規程の施行細則を定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 獨協大学院応急貸付金取扱い内規（平成9年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

獨協大学大学院応急奨学金規程施行細則

(目的)

第1条 この施行細則は、獨協大学大学院応急奨学金規程第8条に基づき、獨協大学大学院応急奨学金規程施行細則について定める。

(出願)

第2条 奨学生の出願は随時受け付ける。

(提出書類)

第3条 奨学生出願者は次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 所定の願書
- (2) 経済状況等を記載した書類
- (3) その他本学が必要と認める書類

(決定通知)

第4条 奨学生に採用された学生については、本人および保証人に通知する。

(所管)

第5条 この細則に定める奨学生の募集、採用および資格取消しに関する事務は大学院事務室事務課の所管とし、奨学金の支給に関する事務は経理部会計課の所管とする。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、奨学金運営委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この施行細則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この施行細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 3 この施行細則は、平成27年4月1日から施行する。

獨協大学大学院国際奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、獨協大学（以下「本学」という。）が行う国際交流活動の一環として、獨協大学奨学金規程第3条第16号及び第4条に基づき設けられた獨協大学大学院国際奨学金（以下「大学院国際奨学金」という。）に関して基本となる事項を定める。

(目的)

第2条 大学院国際奨学金は、次条に規定する大学院学生で、人物及び学業成績ともに優秀であり、勉学の意欲がありながら、経済的事由で学業に支障をきたしている者の研究活動を奨励援助し、もって国際社会で活躍する有為な人材の育成に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、大学院外国人留学生とは、本学大学院学則第45条に基づき、交換協定校から本学に派遣された大学院学生をいう。

2 この規程において、大学院交換留学生とは、本学大学院学則第22条に基づき、本学と協定を結んだ外国の大学に本学から派遣する大学院学生をいう。

3 この規程において、大学院外国人学生とは、本学大学院学則第16条に基づき入学した者で、外国籍を有する大学院学生をいう。

4 この規程において、大学院国際奨学金奨学生（以下「奨学生」という。）とは、この規程に基づき大学院国際奨学金の給付を受けている者をいう。

(種類)

第4条 大学院国際奨学金として、次の奨学金を設ける。

- (1) 大学院外国人留学生奨学金
- (2) 大学院交換留学生奨学金
- (3) 大学院外国人学生支援奨学金

2 前条第1項の大学院学生は、前項第1号の大学院国際奨学金の給付を受けることができる。

3 前条第2項の大学院学生は、前項第2号の大学院国際奨学金の給付を受けることができる。

4 前条第3項の大学院学生は、前項第3号の大学院国際奨学金の給付を受けることができる。

(給付期間)

第5条 大学院国際奨学金給付の期間は一箇年とする。ただし継続して給付を受けるために出願することを妨げない。

(大学院国際奨学金の額)

第6条 大学院国際奨学金の額は、別に定める細則による。

(大学院国際奨学金の給付)

第7条 大学院国際奨学金は、返還を要しない。ただし、第13条各号に該当した場合には、この限りでない。

(募集)

第8条 奨学生の募集は、毎年度4月及び9月に行う。

2 各年度の採用人数は、奨学金運営委員会の審議を経て学長が決定する。

(出願)

第9条 第4条第1項各号に掲げる大学院国際奨学金の受給を希望する者は、所定の願書に必要事項を記入のうえ、出願しなければならない。

(奨学生の決定)

第10条 学長は、各研究科委員会の推薦、奨学金運営委員会および大学院委員会の審議を経て、奨学生を決定する。

2 前項に定めるものの外、奨学生の推薦については、別に定める細則による。

(採用通知)

第11条 奨学生採用の決定は、本人に通知する。

2 前項の通知に加えて、第4条第1項第1号に定める奨学金給付の決定については、当該協定校に対しても通知する。

(給付)

第12条 奨学金は、6月及び11月にそれぞれ6箇月分を一括して給付する。

(資格の取消し)

第13条 学長は、奨学生について次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金運営委員会および大学院委員会の審議を経て、その資格を取消することができる。

- (1) 退学又は休学した場合
- (2) 除籍処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けた場合
- (4) 願書及び提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 研究態度又は行動が奨学生としてふさわしくない場合

(奨学金の返還)

第14条 前条各号に該当する場合には、学長はすでに給付した奨学金の返還を求めることができる。

(奨学金返還の金額)

第15条 学長は、奨学金運営委員会および大学院委員会の審議を経て前条の奨学金の返還金額を決定する。

(所管)

第16条 奨学生の募集、採用及び資格取消しに関する事務は、大学院事務室事務課の所管とし、奨学金の給付に関する事務は経理部会計課の所管とする。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、奨学金運営委員会および大学院委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

獨協大学大学院国際奨学金規程に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、獨協大学大学院国際奨学金規程（以下「規程」という。）第6条及び第10条第2項に基づき、大学院国際奨学金の額及び奨学生の選考について定める。

(奨学金)

第2条 規程第4条第1項に定める大学院国際奨学金の額は、次の通りとする。

奨 学 金 名	対 象 者	奨 学 金 額
(1) 大学院外国人留学生奨学金	大学院外国人留学生	月額22,000円
(2) 大学院交換留学生奨学金	大学院交換留学生	
(3) 大学院外国人学生支援奨学金	大学院外国人学生	年間授業料の30%相当額を限度として減免することにより、奨学金とみなす。

(選考)

第3条 規程第4条第1項第1号に定める大学院外国人留学生奨学金及び同2号に定める大学院交換留学生奨学金の選考は、奨学金を受けようとする学生が所属する研究科委員会において、学生から提出される所定の書類、成績その他選考に必要な事項に基づき、総合的に判断するものとする。

2 規程第4条第1項第3号に定める大学院外国人学生支援奨学金の選考は、奨学金を受けようとする学生の成績、経済的状況及び面接に基づき、総合的に判断するものとする。

3 前項に定める選考の基準は、外国人学生授業料減免審査基準の定めるところによる。

(細則の改廃)

第4条 この細則の改廃は、奨学金運営委員会及び大学院委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

この細則は、平成24年9月24日から施行する。

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

研究生に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、獨協大学（以下「本学」という。）大学院学則第46条の2第2項に基づき研究生に関し、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 研究生として認められる者は次のとおりとする。

- (1) 本学大学院の博士前期課程（1年コースを除く）を優秀な成績で修了後、特定の専門領域について引続き本学で研究を希望する者のうち研究者あるいは教育者として将来が囑望される者（以下「博士前期課程研究生」という。）
- (2) 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、かつ在学中に研究報告を提出し、その審査に合格した者で、退学後引続き本学で研究の継続を希望する者（以下「博士後期課程研究生」という。）。この場合、研究報告は退学後に研究を継続するに足ることを示すものでなければならない。
- (3) 本学大学院博士後期課程を修了した者で、研究科が認めた者。
- (4) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員（PD）（以下「特別研究員（PD）」という。）となる者で、第3条の2に定める手続きを経た者。

(認定)

第3条 研究生としての認定を希望する者は、所定の手続きに従い研究科委員長に願い出るものとする。

2 研究生の認定は、研究科委員会の審査を経て、大学院委員会の承認に基づき、学長がこれを行う。なお、前条の研究報告の審査および研究生の認定は、原則として2月に行う。

3 研究生としての身分は1年限りのものとする。ただし、前2項の手続きにより通算3年間に限り更新することができる。

(特別研究員(PD)に関する特則)

第3条の2 第2条第4号に定める特別研究員(PD)として本学大学院で研究生として研究を行う者については、前条の規定を適用せず本条の定めるところによる。

2 第2条第4号に定める研究生として、日本学術振興会に特別研究員(PD)となるための申請をしようとする者で、本学の受入れの承諾を必要とする者は、その指導を希望する大学院の講義又は演習を担当する教員を通じて、所定の手続きに従い研究科委員長に願い出るものとする。

3 受入れの承諾は、研究科委員会の審査を経て、大学院委員会の審議を経て、学長がこれを行う。

4 本学大学院事務室は、前項の規定に基づいて承諾を得た者のために、日本学術振興会に対して特別研究員(PD)の採用に関する申請を行う。

5 前項の申請により、日本学術振興会から特別研究員(PD)として採用された者については、学長はその旨を大学院委員会に報告の上、第2条第4号に定める研究生として認定する。

6 特別研究員(PD)として本学研究生となった者は、日本学術振興会の特別研究員(PD)としての地位を失った時に、その身分を失うものとする。

(指導)

第4条 研究生は、指導教員による指導を受けるものとする。

2 指導教員は、研究科委員会が決定する。

(義務)

第5条 研究生は、本学学則、その他の規程に従わなければならない。

(施設利用)

第6条 研究生は、本学の施設等を利用することができる。

(納付金)

第7条 研究生は次の各号のいずれかに該当する登録料を納付しなければならない。

(1) 博士前期課程研究生 120,000 円
ただし、特に優れた業績を上げた者については、登録料を免除することができる。

(2) 博士後期課程研究生 120,000 円

2 第2条第4号の特別研究員(PD)については、登録料を免除する。

(奨学金)

第8条 研究生には、奨学金を支給しない。

(その他)

第9条 研究生に関するその他の事項は、大学院委員会が決定する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学院委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

(略)

10 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の規定は、平成28年度以前に博士後期課程に入学した者については、なお従前の例による。

聴講生・科目等履修生に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、獨協大学学則(以下「学則」という。)第99条お

よび獨協大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第46条に基づき、聴講生・科目等履修生に関し必要な事項を定める。

2 大学院学則第46条第3項に基づく科目等履修生のうち、大学院が開設する英語教育研修プログラムを履修する者の取扱いについては、別に定める。

(資格)

第2条 本学の授業科目を聴講することができる者は、学則第32条に定められた資格を有する者か、またはこれに相当すると認められた者、大学院の授業科目を聴講することができる者は、大学院学則第16条に定められた資格を有する者でなければならない。

(志願)

第3条 聴講を志願する者は所定の期間内に必要な書類を提出し、別に定める検定料を、納付しなければならない。

(許可)

第4条 聴講の許可は書類審査および面接試験等に基づき、選考のうえ、学長がこれを行う。

(手続)

第5条 聴講を許可された者は定められた期間内に別に定める聴講料その他の経費を納付し、所定の手続きを行わなければならない。

(科目等履修生)

第6条 学則第99条第2項に基づく科目等履修生は、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 学位授与機構の定める学士の学位を得ようとする者
- (2) 教育職員免許状の取得を得ようとする者および司書または司書教諭の資格を得ようとする者で本学の授業科目を聴講する者
- (3) 前各号の他、単位の修得を目的とする者

(単位の認定)

第7条 学則第24条、第25条および第26条ならびに大学院学則第11条は、科目等履修生に準用し、単位を与えることができる。

(その他)

第8条 聴講生・科目等履修生については、この細則のほか、学部学生に関する規定を準用する。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は教務委員会および全学教授会(大学院にあっては大学院委員会)の審議を経て学長が行う。

附 則

1 この細則は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

科目等履修生の英語教育研修プログラムに関する内規

(2019年4月1日施行)

(目的)

第1条 この内規は、聴講生・科目等履修生に関する細則第1条第2項に基づき、大学院の科目等履修生のうち、英語教育研修プログラムを履修する者(以下「英語教育研修プログラム履修者」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 英語教育研修プログラム履修者について本規程に定めのない事項については、聴講生・科目等履修生に関する細則の定めるところによる。

(英語教育研修プログラムの位置付け)

第2条 英語教育研修プログラムは、博士前期課程外国語学研究科英語学専攻に付属するプログラムとする。

(出願時期)

第3条 英語教育研修プログラム履修希望者の出願時期は、原則として、9月及び1月とする。

(指導教員)

第4条 英語教育研修プログラム履修者は、授業科目の履修にあたり、指導教員の指導を受けなければならない。

(授業科目の開講)

第5条 英語教育研修プログラム履修者から履修申請があった授業科目については、大学院学生の受講の有無にかかわらず、開講することとする。

(大学院学生共同研究室の利用)

第6条 英語教育研修プログラム履修者については、大学院学生共同研究室(英語学専攻)の利用を認める。ただし、コピーカードおよびコピー用紙の配付は行わない。

(単位修得証明書の交付)

第7条 英語教育研修プログラム履修者の成績評価は、年度末(半期完結科目にあつては学期末)で合格評価を得た場合には、必要に応じて単位修得証明書を交付することができる。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、外国語学研究科委員会が発議し、大学院委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

委託研修生に関する細則

(平成5年11月10日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、社会人の再教育に資するため定められた獨協大学学則(以下「学則」という。)第100条の2および獨協大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第46条の3に基づき、委託研修生に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 委託研修生は、学則第32条または大学院学則第16条に定める入学資格をそなえていなければならない。

(志願)

第3条 委託研修生としての許可を得ようとする者は、所定の期間内に必要な書類を提出し、別に定める検定料を納付しなければならない。

(許可)

第4条 委託研修生の許可は、書類審査および面接試験等に基づき、選考のうえ、学長がこれを行う。

(研修期間)

第4条の2 委託研修生の研修期間は1年以内とする。ただし、第3条の手続きにより1年に限り継続を認めることができる。

(手続)

第5条 委託研修生として許可された者は、定められた期間内に別に定める受講料その他の経費を納付し、所定の手続きを行わなければならない。

(単位の認定)

第6条 委託研修生には、学則第24条、第25条および第26条ならびに大学院学則第11条に準じて単位を与えることができる。

(指導教員)

第7条 委託研修生は、指導教員による指導を受けることができるものとする。

2 指導教員は学部(学科)教授会または研究科委員会が決定する。

(その他)

第8条 委託研修生は、学則または大学院学則その他の規程に従わなければならない。

(施設の利用)

第9条 委託研修生は、本学の施設等を利用することができる。

(細則の改廃)

第10条 この細則の改廃は、教務委員会および全学教授会(大学院にあつては大学院委員会)の審議を経て学長が行う。

附 則

1 この細則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この細則は、平成7年4月1日から施行する。

3 この細則は、平成27年4月1日から施行する。

特別聴講学生に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、獨協大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第45条第2項に基づき、特別聴講学生に関し必要な事項を定める。

(聴講)

第2条 聴講を希望する者は、所定の期間内に必要な書類を提出しなければならない。

(許可)

第3条 聴講の許可は、選考のうえ学長がこれを行う。

(手続)

第4条 聴講を許可された者は、定められた期日以内に、所定の手続きをとらなければならない。

(単位の認定等)

第5条 大学院学則第11条を準用し、特別聴講学生に、単位を与えることができる。

(その他)

第6条 特別聴講学生については、この細則のほか、学部の「特別聴講生に関する細則」を準用する。ただし、聴講料は、徴収しないことができる。

(改正)

第7条 この細則の改正は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

大学院英米文学・英語学分野の単位互換制度に関する協定書

(履修の願い出)

第1条 本協定に参加する大学院に在籍する学生が、研究上の必要により、他大学院の授業科目を履修しようとするときには、所属大学院の指導教授の承認を得たうえで、所属大学院を通じ、希望先の大学院にその旨、願い出るものとする。

(履修学生の受入れ)

第2条 所定の手続きにより他大学院の履修申し込みを受けたときは、当該大学院は、正規の授業に差し支えない限り、特別履修学生としての受け入れを許可する。

(単位互換)

第3条 特別履修学生が、受け入れ先大学院において単位を修得したときは、所属大学院課程の修了に必要な単位として認められる。

(授業料等)

第4条 特別履修学生の入学料、検定料、授業料、手数料等については、各大学院とも徴収しない。

(運営協議会の設置)

第5条 本協定事項を運営するために運営協議会を置く。

2 大学院英米文学・英語学の単位互換制度に関する運営協議会規約については別に定める。

(施設の利用)

第6条 特別履修学生を受け入れた大学院は、本協定に基づき履修を認めた特別履修学生の図書館等の施設利用に際し便宜を図る。

(協定からの脱退)

第7条 本協定に参加する大学の長は、他の参加大学に対して、対翌年度からこの協定に参加しない旨の意思表示をして、この協定から脱退することができる。

2 前項の意思表示は、脱退を希望する年度の開始の日から6ヶ月前までにしなければならない。

附 則

- 1 本協定は、以下の各大学大学院研究科（専攻課程）の参加によって、平成15年4月1日から施行する。
- 2 本協定は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 本協定は、平成21年4月1日から施行する。
駒澤大学大学院人文科学研究科英米文学専攻
鶴見大学大学院文学研究科英米文学専攻
獨協大学大学院外国語学研究科英語学専攻
関東学院大学大学院文学研究科英語英米文学専攻

大学院英米文学・英語学分野の単位互換に関する細則

- 第1条 加盟大学の大学院研究科あるいは専攻課程は、本制度における特別履修の対象となる英米文学・英語学分野の授業科目を、毎年前年度3月中旬までに相互に通知する。
- 第2条 加盟大学の大学院研究科あるいは専攻課程に在籍する学生は、他の加盟大学の大学院において、本制度により、特別履修の対象となっている授業科目を履修し、課程の単位の一部として認定することができる。
- 2 修士課程、博士前期課程、博士課程または博士後期課程の学生が他大学院において修得できる単位数は、10単位を上限とし、所属大学院の定めるところによる。
- 第3条 前条により、他大学院の授業を履修しようとする学生は、所定の特別履修願を提出し、所属大学院の承認、および履修を希望する他大学院の許可を得なければならない。
- 第4条 各大学院の授業担当教員は、当該年度における適正な授業規模の維持などの合理的な理由がある場合は、他大学院からの履修希望者を断ることができる。
- 第5条 本制度の対象となっている開講科目に自校大学院学生の受講者がいない場合、他大学院生から履修希望があっても、当該大学院の判断により、その年度の履修を断ることができる。その判断は毎年度5月末日までに行うこととする。
- 第6条 特別履修学生の出願期限は、受け入れ各大学院がこれを定めるものとする。
- 2 特別履修学生を受け入れた大学院は、毎年5月末日までに特別履修学生の所属大学院に「特別履修学生受入通知」を送付するものとする。
- 第7条 特別履修学生の成績評価は、受け入れ先の大学院で行う。
- 2 特別履修学生を受け入れた大学院は、所定の期日までに特別履修学生の所属大学院に、「特別履修学生成績通知書」を送付するものとする。
- 第8条 「大学院英米文学・英語学分野の単位互換制度に関する協定」「大学院英米文学・英語学分野の単位互換制度に関する運営協議会規約」および本細則における「特別履修学生」の呼称は、各大学院内の諸規則上、必要に応じ、別の名称を使用することができる。

附 則

本細則は、平成15年4月1日から施行する。

大学院委託聴講生（フランス語フランス文学専攻）に関する協定書

大学を取り巻く状況の変化とともに、大学院教育に求められる役割も多様化しつつある。ここに名を連ねる各大学のフランス文学・フランス語学の専攻は、相互協力の体制を築くことによって、教育と研究の両面での更なる発展を図っていくことを共通の理念とし、委託聴講生の協定を結ぶこととした。

委託聴講生とは、学生が研究上の必要から自己の属する大学院以外の授業を聴講することを希望するとき、両大学院間の諒解により所属大学院から相手大学院に委託される聴講生のことであり、委託聴講生の取り扱いについては次のとおり、これを定める。

- （1）大学院に在籍する学生が研究上の必要により、他大学大学院の学科目を聴講しようとするときは、所属大学院の指導教授の諒解を得たうえで所属大学院を通じ、希望する大学院にその旨、申し出るものとする。
- （2）定められた手続きを経て他大学大学院生の聴講申し込みを受けたときは、当該大学院は正規の授業にさしつかえないかぎり聴講を許可する。
- （3）委託聴講生の聴講料については協定校間の協議により、それぞれの大学においてこれを定める。

附 則

本協定は、以下の各大学大学院研究科（専攻課程）の参加によって、2004年4月1日から施行する。

青山学院大学大学院文学研究科フランス文学・フランス語学専攻
学習院大学大学院人文科学研究科フランス文学専攻
白百合女子大学大学院文学研究科フランス語フランス文学専攻・言語文学専攻
上智大学大学院文学研究科フランス文学専攻
獨協大学大学院外国語学研究科フランス語学専攻
武蔵大学大学院人文科学研究科欧米文化専攻
明治学院大学大学院文学研究科フランス文学専攻
明治大学大学院文学研究科仏文学専攻

委託聴講に関する細則

- 第1条 加盟大学の大学院フランス語フランス文学専攻課程（その他広く「フランス文化」に関する専攻課程をすべて含む）に在籍する学生は、必要単位の一部を他の加盟大学の大学院において取得することができる。
- 2 他大学の大学院において取得できる単位数は、所属大学院の定めるところによる。
- 第2条 前条により単位取得の目的で他大学大学院の授業を聴講しようとする学生は、所定の用紙により願い出て、所属大学院の承認と、聴講を希望する他大学院の許可を得なければならない。
- 2 単位取得を目的としない聴講も前項に準ずる。
- 第3条 委託聴講の願いが受理されたならば学生は聴講先の大学院に対し、聴講料を納入しなければならない。
- 2 聴講料は聴講先大学院の定めるところによる。
- 第4条 委託聴講生の出願期限は原則として4月30日までとする。
- 第5条 委託聴講生を受入れた大学院は、学年末に、委託聴講生の所属大学院に、「委託聴講生成績通知書」を送付するものとする。

附 則

本細則は、2004年4月1日より施行する。

獨協大学大学院フランス語学専攻の単位互換に関する内規

（目的）

- 第1条 「大学院委託聴講生（フランス語フランス文学専攻）に関する協定書」（以下「協定書」という。）および「委託聴講に関する細則」に基づき本内規を定める。

（受け入れ）

- 第2条 単位互換協定に基づき、他大学院研究科に在籍する学生が、共通時間割に開講された本学の授業科目の聴講を希望するときは、本学の授業に支障のない限り当該学生の受け入れを許可する。ただし、開講科目に本学の受講生がいない場合、または、当該年度における適正な授業規模の維持などの合理的な理由がある場合は、受け入れを許可しない。
- 2 前項により受け入れた学生を本学では特別聴講学生として扱い、身

分証明書を発行する。

- 3 前項による特別聴講学生は、所定の特別履修願を定められた期間内に提出し、所属大学院の承認および本学大学院の許可を得なければならない。

(送り出し)

- 第3条 本大学院フランス語学専攻に在籍する学生が、共通時間割に開講された他大学院の授業科目の聴講を希望するときは、受け入れ先大学院に特別履修願を提出し、許可を得なければならない。

(単位修得・認定)

- 第4条 特別聴講学生が、共通時間割に開講された授業科目を聴講できるのは、14単位までとし、その単位認定については、所属大学院の定めるところによる。ただし、博士後期課程については、12単位までとする。

(成績評価・報告)

- 第5条 特別聴講学生が、前条により修得した科目については、本学の規則に準じてこれを評価し、所定の期日までに「成績通知書」を特別聴講学生の所属大学院に送付する。

(聴講料)

- 第6条 本学は、特別聴講学生から聴講料を徴収しない。

(施設・設備の利用)

- 第7条 特別聴講学生が履修上必要な施設・設備の利用については、本学の大学院学生に準じ便宜を供与する。

(内規の改廃)

- 第8条 この内規の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

本内規は、平成16年4月1日から施行する。

この内規は、2021年4月1日から施行する。

(規程の改廃)

- 第6条 この規程の改廃は、部局長会の審議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 大学院学生共同研究室の休日使用について（内規）（昭和54年6月2日制定）はこれを廃止する。
- 3 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

大学院学生共同研究室利用規程

(平成7年4月1日制定)

(目的)

- 第1条 この規程は大学院学生共同研究室（以下「研究室」という。）の利用に関し定めることを目的とする。

(利用手続)

- 第2条 研究室の鍵を受ける学生は受付（守衛室）に学生証を提示しなければならない。

- 2 警備員は学生証で本人であることを確認し、使用者記録ノートに記名しなければならない。

(利用期間および時間)

- 第3条 研究室は、原則として午前8時から午後9時まで利用することができる。ただし午前8時以前もしくは午後9時以降、研究室を利用するときはそのつど受付（守衛室）に連絡しなければならない。

- 2 次に掲げる期間に研究室を利用するときは、事前に大学院課へ届出なければならない。

- (1) 年末・年始の休業期間（12月31日～1月3日）および夏季休業期間中の一斉休業期間

- (2) その他大学が指定した期間

(利用上の遵守事項)

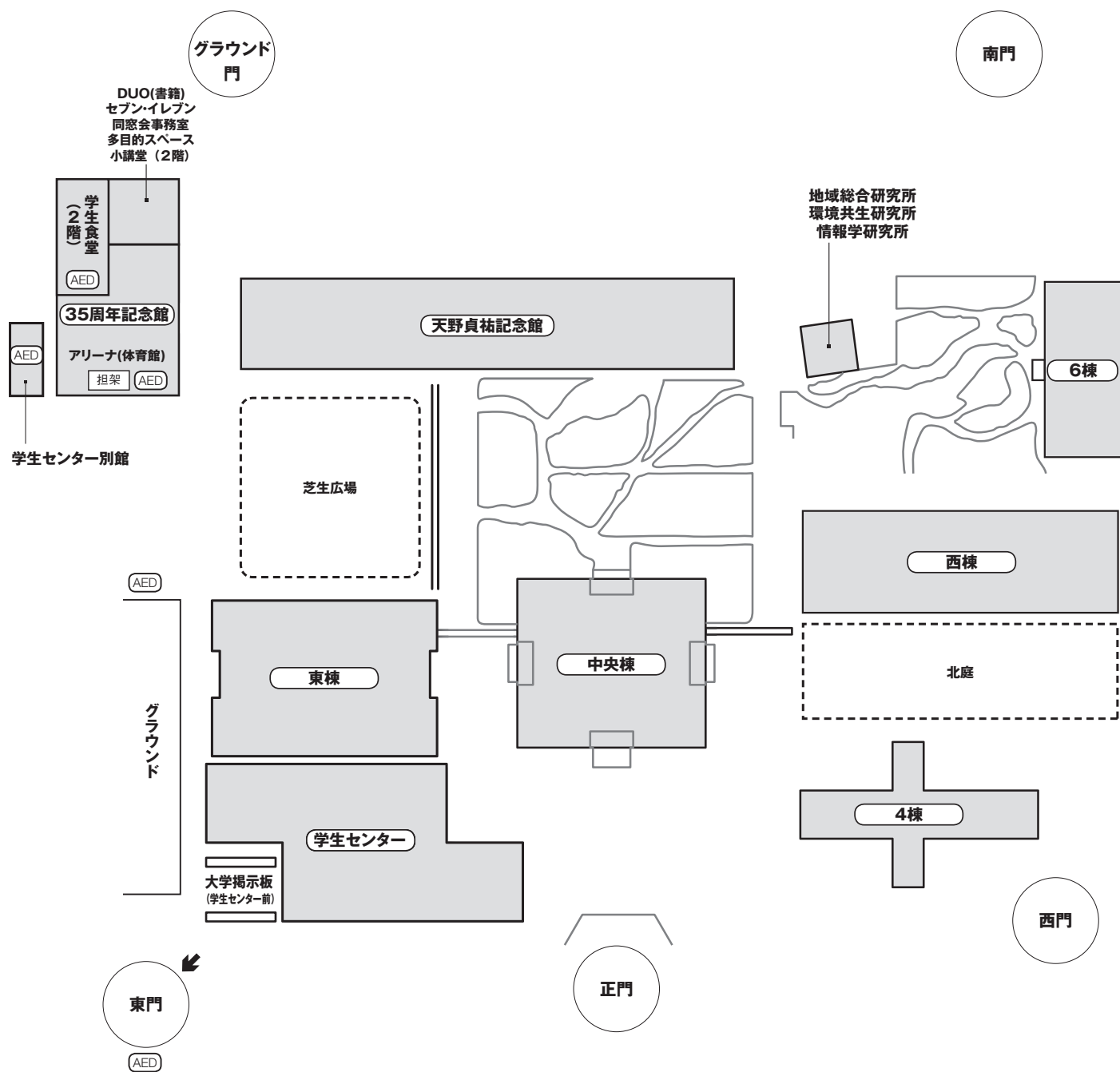
- 第4条 学生は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 研究室の鍵の管理は学生が行い、使用后、受付（守衛室）へ速やかに返却すること。
- (2) 室内灯や電気器具の消し忘れに十分注意すること。
- (3) 室内は飲酒、喫煙をしないこと。
- (4) ブラインドおよび窓の開閉は行わないこと。

(事務の所管)

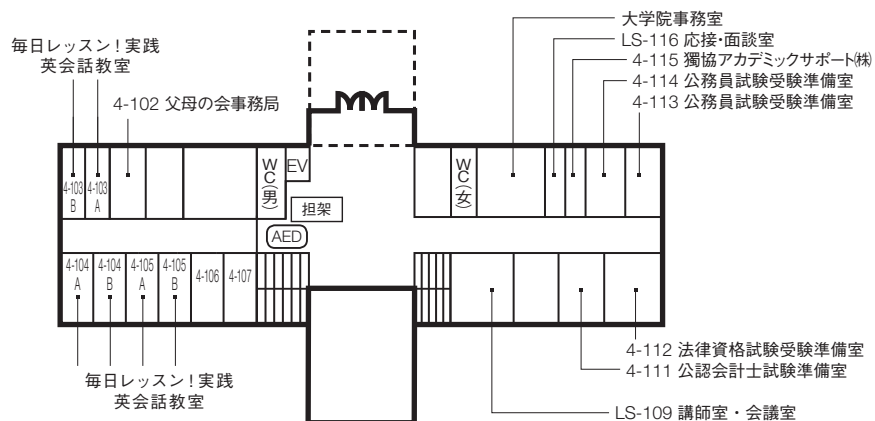
- 第5条 研究室の利用に関する事務の所管は大学院事務室事務課とする。

教室配置図

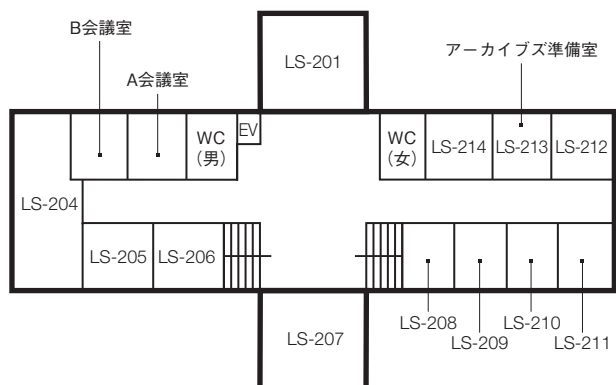


4棟

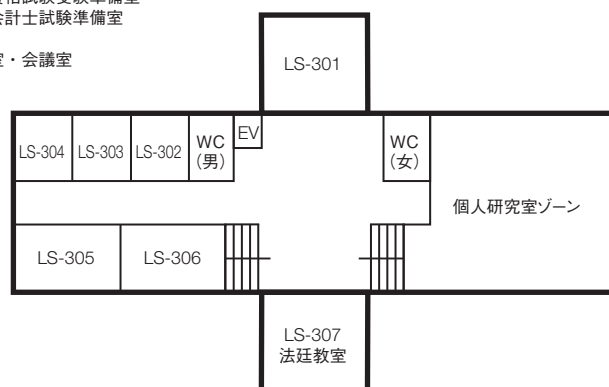
1F



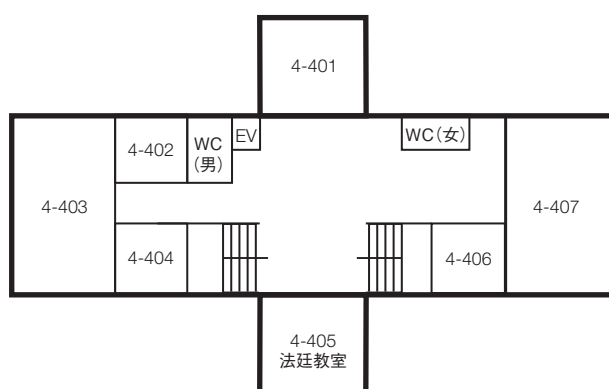
2F



3F



4F

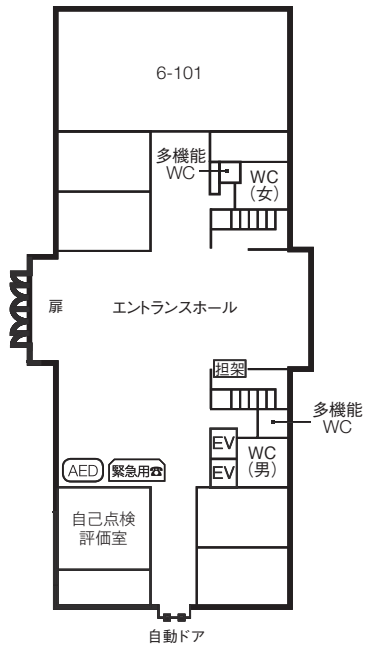


正門 (Main Entrance)

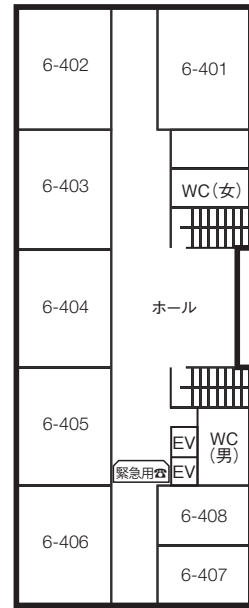


6棟

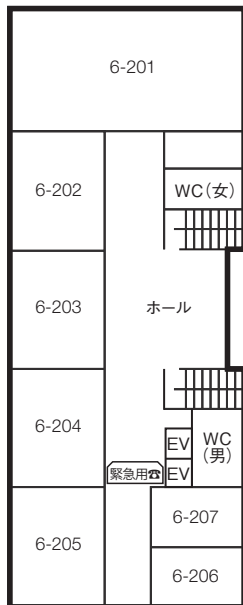
1F



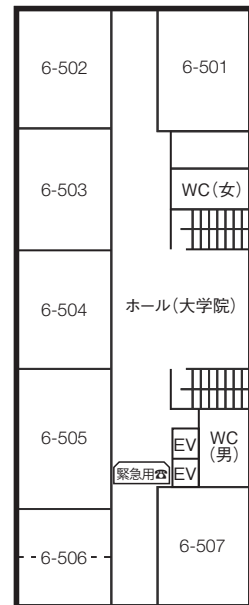
4F



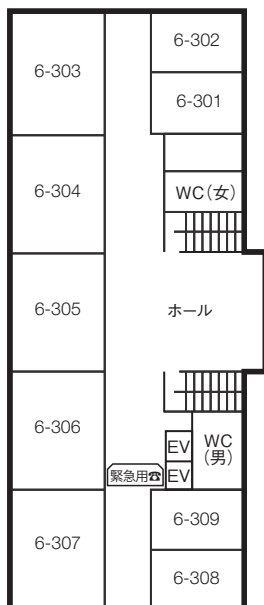
2F



5F



3F

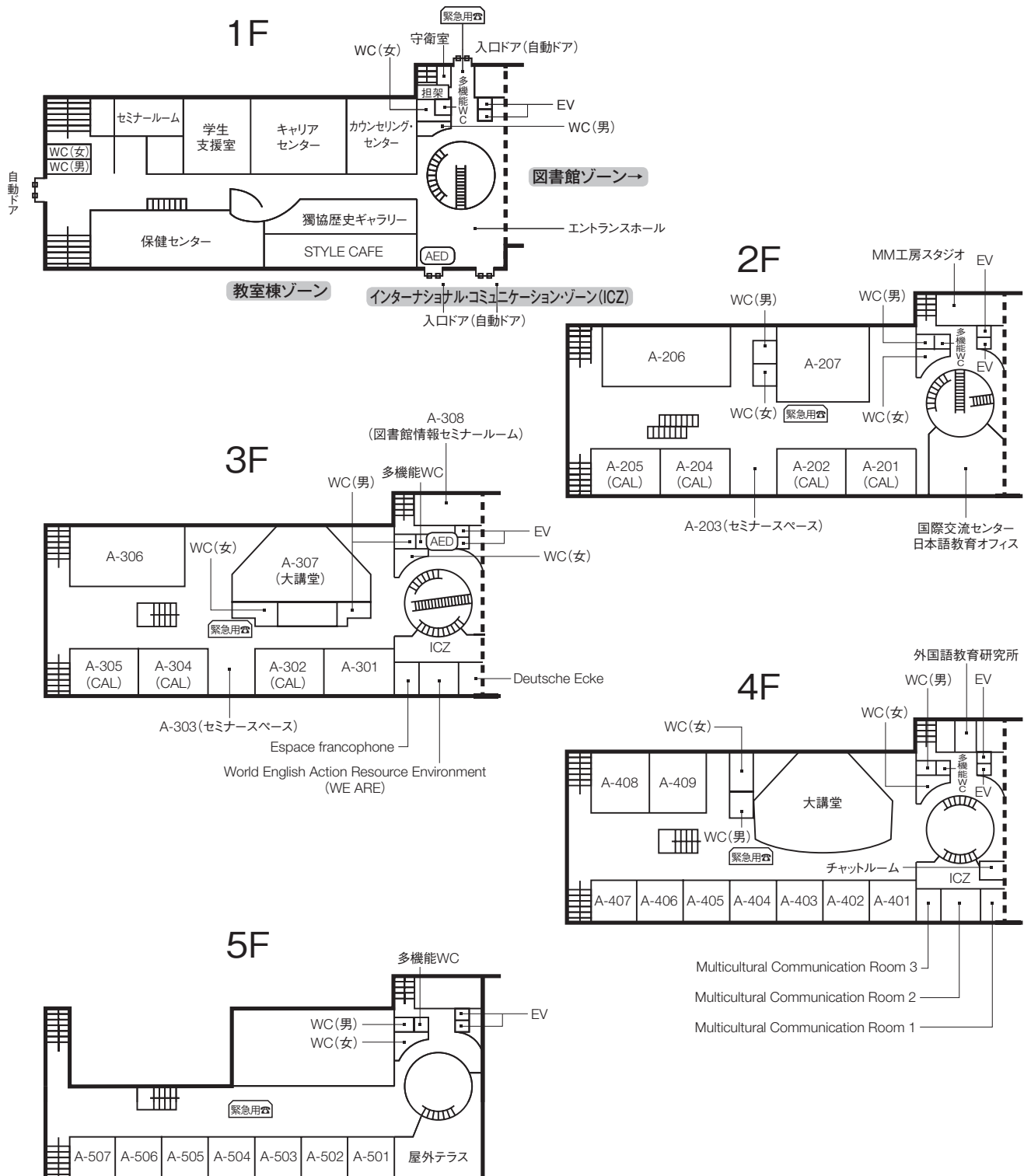


- 6-501 ドイツ語学専攻共同研究室
フランス語学専攻共同研究室
- 6-502 法学研究科共同研究室
- 6-503 経済学研究科共同研究室
- 6-504 経済学研究科共同研究室
- 6-505 英語学専攻共同研究室
- 6-506 複写室

正門



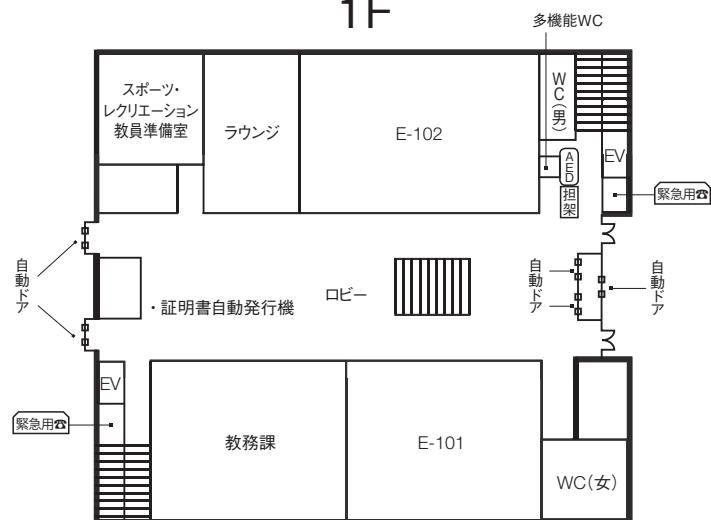
天野貞祐記念館



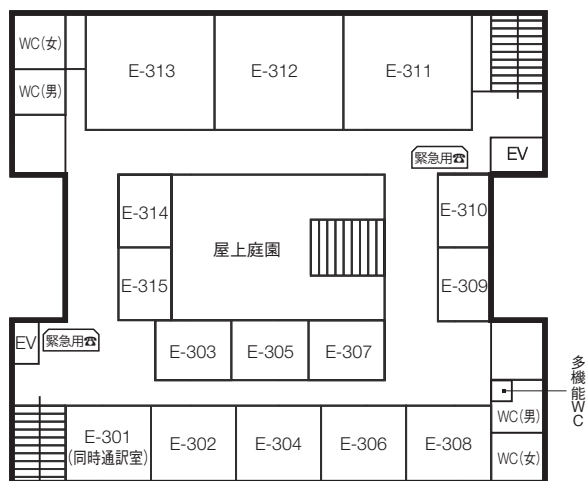
正門

東棟

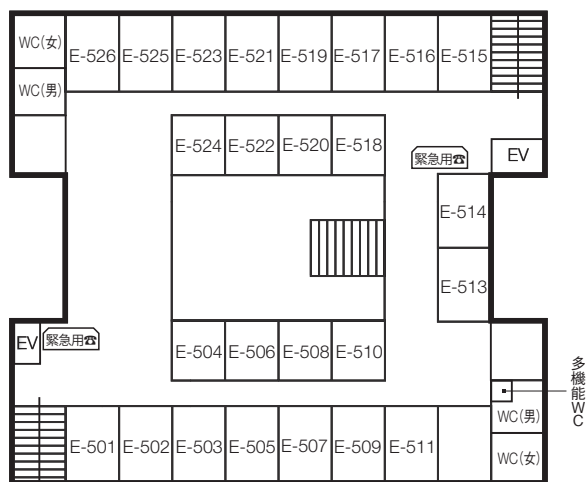
1F



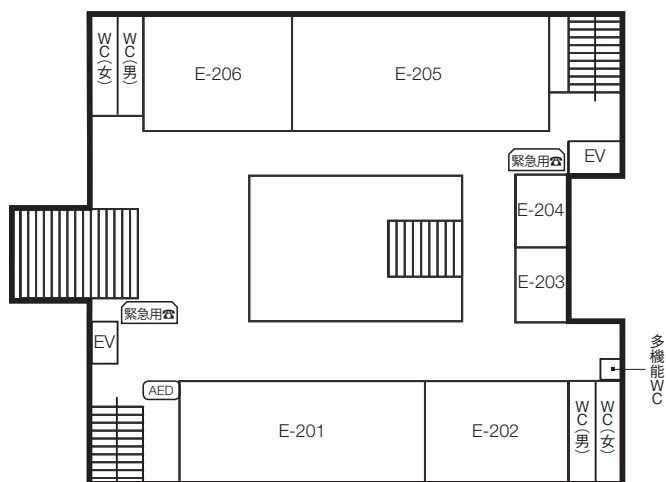
3F



5F



2F



4F

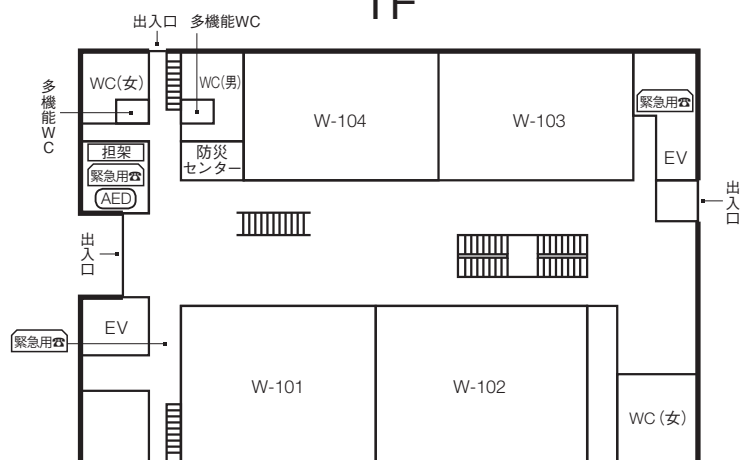


正門

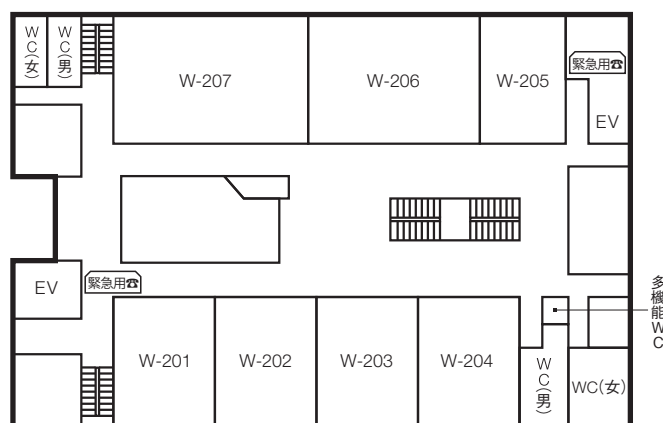


西棟

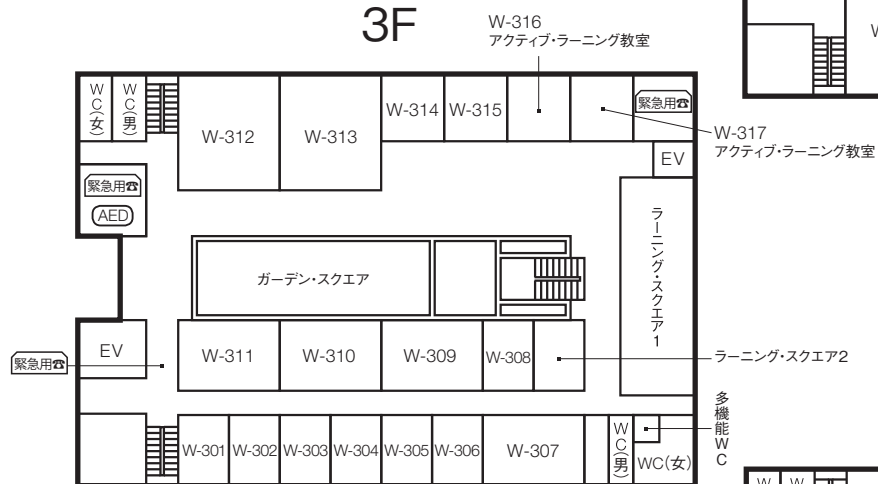
1F



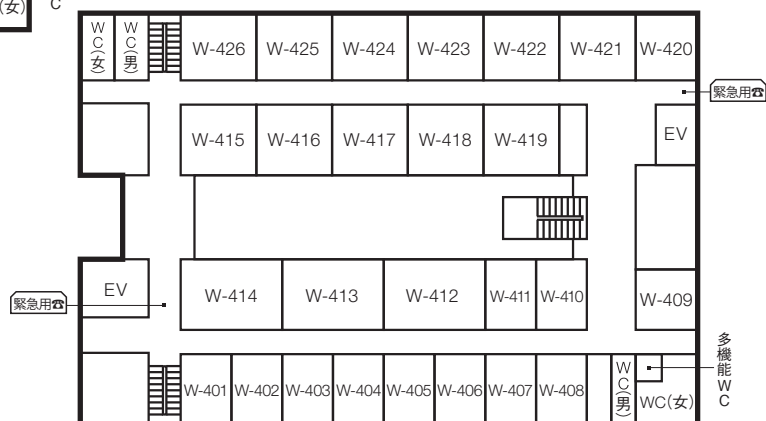
2F



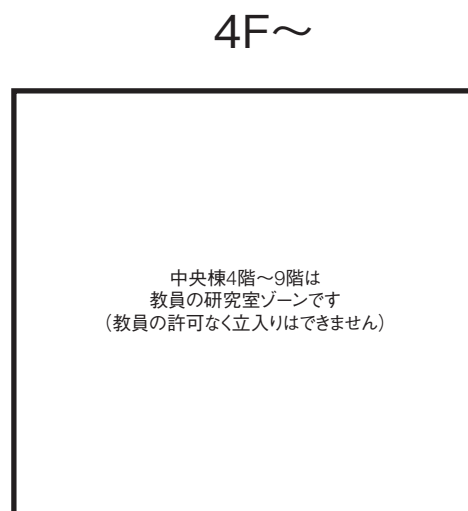
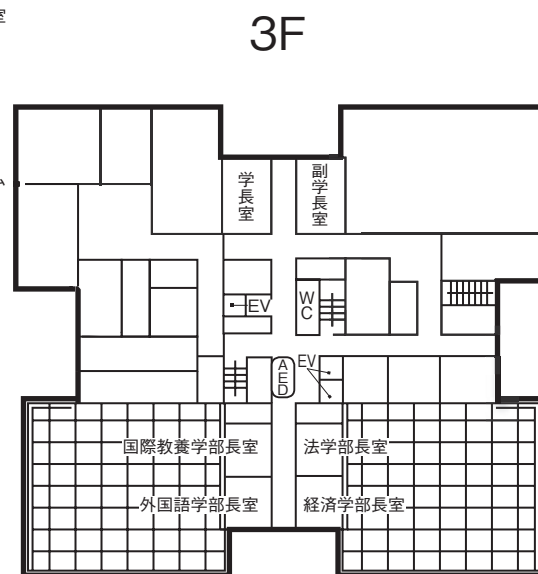
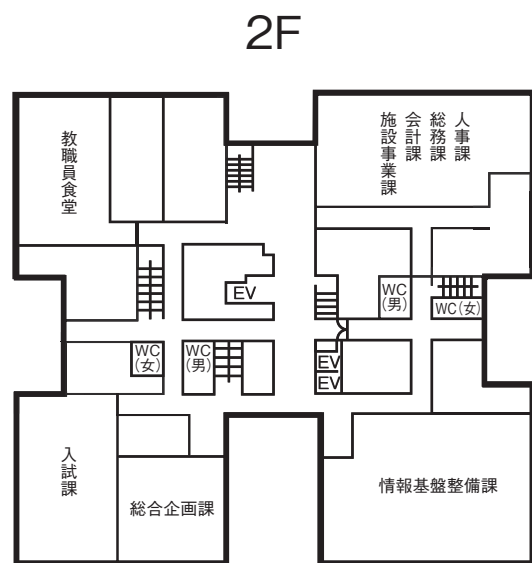
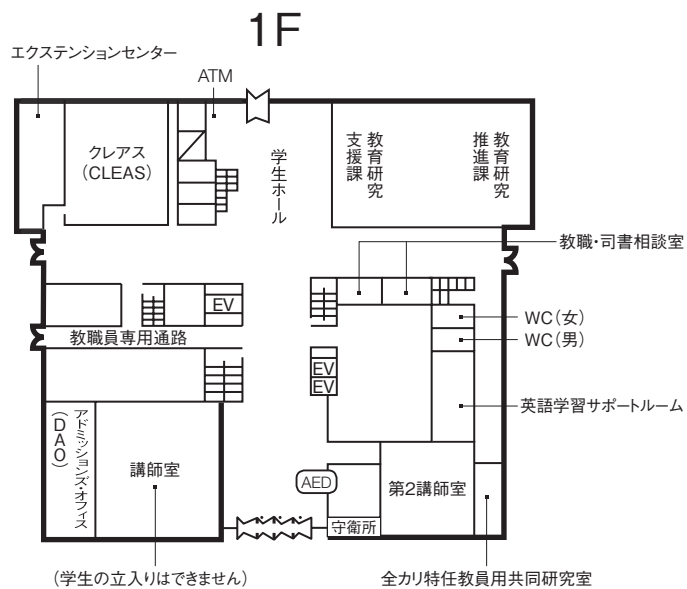
3F



4F



中央棟

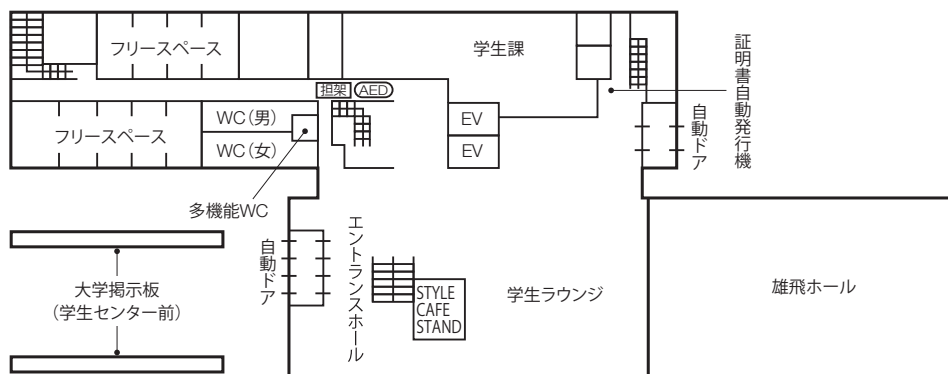


正門

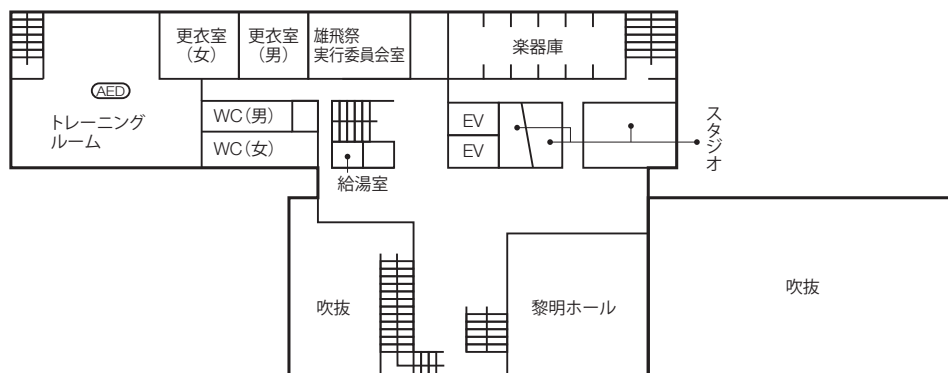


学生センター

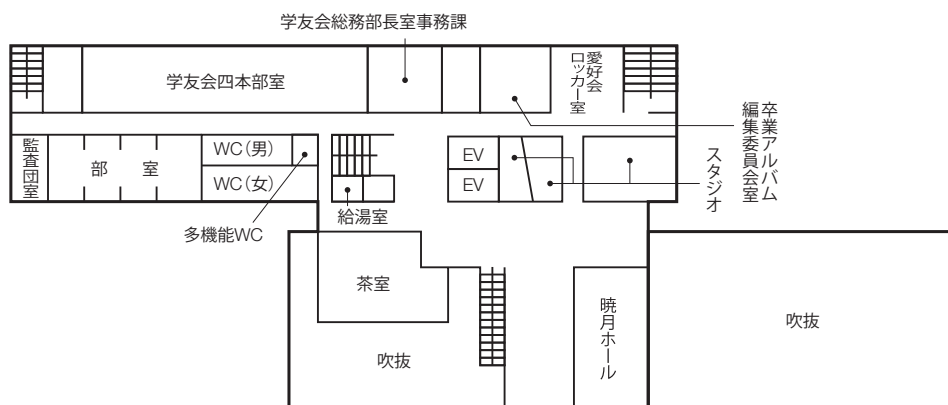
1F



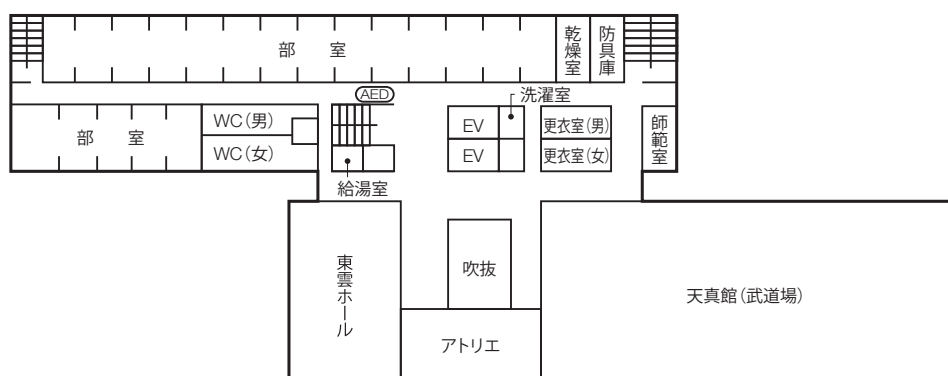
2F



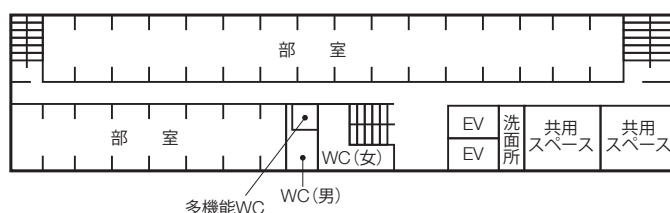
3F



4F



5.6F



正門



2025年度獨協大学大学院の手引

発行：獨協大学大学院事務室事務課

〒340-0042 埼玉県草加市学園町1-1

T E L 0 4 8 - 9 4 6 - 1 6 6 6

F A X 0 4 8 - 9 4 6 - 1 7 2 2

daigakuin@ml.dokkyo.ac.jp

<https://www.dokkyo.ac.jp/academics/graduate>